平成 28 年度 大学機関別認証評価

自　己　点　検　評　価　書

［日本高等教育評価機構］

平成 28(2016)年 6 月

東北女子大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

基準２　学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

基準３　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

基準４　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価・・・・・ 92

基準Ａ　社会連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

・
・
・
・

Ⅴ．エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1.建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

本学の建学の精神は３ヵ条からなっている。その一は「教育を生活の中に活かせ」、その二は「高い教養と正しい躾を身につけよ」、そしてその三は「常に希望をいだき時代と共に歩め」ということである。すなわち、その一は「教育が単に知識の集積によるものではなく、実際の生活の中に活かされてこそ真の意味をもつ」という実践的な教育理念の表明である。その二は「女性が高い教養と品性を身につけ、人間として成長しなければならない」ことを説くもので、知育・徳育重視の人間形成を希求する教育理念の表明である。また、その三は、「いかなる困難な状況においても、強い意志と希望をもってそれを乗り越えてゆくことの重要性」を説いているもので、時代・生活環境等の変化の中にあっても、人間として生きる根源となる自主独立の精神の重要性を主張した教育理念の表明である。

この建学の精神こそが、現代にあっても本学存立の基本理念として、本学の使命・目的をはじめ、日々の教育研究・学生指導、社会貢献活動等を規定する現実規範として明文化され、実際に機能しているものである。

この基本理念を、本学の教育研究活動をはじめ、全ての営為に浸透させるために、本学学則第１条は、「家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的女性を育成することを目的とする」と定めている。これが本学の使命・目的であり、簡潔にいえば、家政学を中心に据えて、高い教養と品性を身に付け、自立して社会の発展に寄与できる有為な女性人材の育成を宣言しているのである。

2.大学の個性・特色等

建学の精神、すなわち 3 つの教育理念を拠り所とする使命・目的及び教育目的は、本学における教育の中で、その個性と特色を形成・発揮する指針となっている。

まず、第一の教育理念である「教育を生活の中に活かせ」との関係では、専門分野の研究をはじめ、講義・演習・実験・実習等の授業展開においても、それが単なる観念論や知識の集積に終わるのではなく、現実の社会事象や生活知・技能等との関連を積極的に意識化、体験化している。このような教育は、現実場面で、課題解決能力を発揮できる人材育成に連接しており、これを少人数グループ教育等によって実践し、成果をあげているところに特色がある。また、この教育理念は、日常「教育即生活」と端的に表現され、教育研究をはじめ、あらゆる活動の基本原理として、全構成員に周知徹底されている。具体的には、単位化されている正規教育課程においてはもちろん、学友会、部活動、ボランティア活動等々の日常の学生生活においても、人間を育成する学びの行動原理として重視している。

第二の教育理念である「高い教養と正しい躾を身につけよ」との関係では、平成 3 年の大学設置基準大綱化後も一般教育科目を残して教養教育に力を注いでいる。同時に前述の第一の教育理念からしても、学修活動も課外活動も同等の価値を置くべき人間育成活動であると考えており、現代社会では軽視されがちな「躾」を、望ましい対人関係や自立した人間としての社会的態度等に視点を据えて、教育即生活の合言葉のもとに実施している。

具体的には、日常生活での良好な人間関係を作るためのコミュニケーション力の前提となる基本的な態度や言葉遣い、自己抑制心、清楚な服装等の指導にも全学あげて力を注いでいる。これらのことについても、小規模大学、少人数教育等の利点を活かして、丁寧な指導助言を行うことによって大きな成果を上げている。

第三の教育理念である「常に希望をいだき時代と共に歩め」では、入学生が描く自分の将来像・希望の実現と大学に対する社会の要請に応えるために、家政学の教育研究を通して女性の自立を図るという本学の伝統を活かしながら改善を進めてきた点に大きな特色が見られる。すなわち、家政学を総合科学として捉え直す中で、家政学科と児童学科を置き、家政学の基礎的内容を両学科の共通教養としながら、専門分野の能力育成と専門的資格の取得に発展的に繋げている。また、時代の要請に応えるために、平成 27 年 4 月からは、家政学科を健康栄養学科に改称するとともに、管理栄養士養成校として再出発させた。

このことによって学生の希望実現に対応する取得可能な免許・資格は、従来の家政学科では中学校教諭一種免許(家庭)、高等学校教諭一種免許(家庭)、栄養教諭二種免許及び栄養士免許であったが、健康栄養学科ではこれらに加えて、卒業見込みで受験できる管理栄養士国家試験受験資格、栄養教諭一種免許、食品衛生監視員(任用資格)及び食品衛生管理者(任用資格)を取得できるようにした点にも改善の特徴がみられる。

児童学科では幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許及び保育士資格が得られる。大部分の学生は 1～3 種類以上の免許・資格を取得して卒業するが、毎年、卒業生の 7 割以上の者が、これら免許・資格を必要とする職域に進出していることは、「常に希望をいだき時代と共に歩め」という精神を顕現しているものといえよう。ことに現在進行中の幼保連携型認定こども園で必要としている保育教諭になる基礎資格としての保育士資格と幼稚園教諭免許状を取得できるようにしたこと(平成 24 年 3 月保育士課程 1 回生卒業)なども時代と共に歩んでいる現れといえる。

以上三つの教育理念と関連させて、個性・特色を述べてきたが、本学は 1 学年 100 名定員という極小規模大学であり、人口 17 万人の地方都市に立地している女子大学でもある。これは、いわゆる大学経営にとって困難とされる三大要因を抱えた大学といえるが、本学は、この負の要因を正の要因に転換する方向で取り組んでいる。すなわち、小規模、女子大学であるがゆえに、一人ひとりの学生に、目の行き届いた教育ができ、小グループ編成によるアクティブラーニングの導入等も FD 活動と連携して、取り組みを強くしている。また、大学行事や学友会行事等においても、女子学生だけで、あらゆる活動の組織を運営し、しかも中心的メンバーとして役割分担をする機会が多く、社会人として必要なコミュニケーション能力、積極性、主体性、協調性及びリーダーシップ性を育む教育環境となっている。

さらに、地方・地域性を活かす教育環境としては、本学の人間育成の理念と教育研究活動等の成果が地域社会に認められて、栄養士、教員及び保育士養成等に必要な各種の実習や体験活動の受け入れ協力が大変スムーズに得られており、ボランティア活動等の要請も多い現状を作り出している。これらのことが、学生定員の確保と卒業生の高い就職率の維持(全国女子大学中、毎年トップクラスの就職率)や協同開発事業及び共同研究にも繋がっており、積極的に地域づくりに貢献できる環境として捉え直して、地域との協働をはかる機能強化を目指すよりどころとして機能させている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

〔沿革〕

大正 12 (1923)年	4 月	弘前和洋裁縫女学校 開校
昭和 3 (1928)年	4 月	弘前和洋裁縫女学校 師範科 開設
昭和 8 (1933)年	4 月	弘前和洋裁縫女学校 高等師範科 開設
昭和 21 (1946)年	4 月	東北女子専門学校 開校
昭和 22 (1947)年	4 月	柴田中学校 開校
昭和 23 (1948)年	4 月	柴田女子高等学校 開校
昭和 24 (1949)年	4 月	東北栄養専門学校 開校
昭和 25 (1950)年	4 月	東北女子短期大学 開学
昭和 29 (1954)年	4 月	柴田幼稚園 開園
昭和 44 (1969)年	4 月	東北女子大学(家政学部家政学科)開学
昭和 49 (1974)年	4 月	東北女子大学 家政学部児童学科 設置
昭和 59 (1984)年	4 月	東北コンピュータ専門学校 開校
昭和 60 (1985)年	4 月	東北女子大学 家政学専攻科 開設
昭和 62 (1987)年	4 月	弘前経理専門学校 併設(平成 12(2000)年 4 月東北経理専門学校に改称)
昭和 63 (1988)年	1 月	東北女子大学新校舎増築落成(図書館、コンピュータ実習室、多目的ホール)
平成 11 (1999)年	4 月	専門学校統合校舎新築
平成 13 (2001)年	4 月	東北女子大学 家政学科情報コース 設置
平成 17 (2005)年	4 月	東北女子大学 家政学科栄養教諭コース 設置
平成 19 (2007)年	9 月	学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム 設立・参加
平成 20 (2008)年	4 月	東北女子大学 児童学科保育士養成コース 設置
平成 22 (2010)年	6 月	清原地区に新校舎落成
平成 22 (2010)年	6 月	東北女子大学 地域資源活用研究センター 設置
平成 27 (2015)年	4 月	家政学科を健康栄養学科に改称 管理栄養士養成校として出発
平成 27 (2015)年	12 月	「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の参加校

東北女子大学は、学校法人柴田学園によって家政学部家政学科のみの単科大学として昭和 44(1969)年 4 月に創設された。その歴史を遡れば、柴田やすが大正 12(1923)年 4 月に弘前和洋裁縫女学校を開校したことに始まる。それ以来、柴田学園は 90 年の歴史を通じて、女子教育の建設的意味を確認しながら、3 ヵ条からなる建学の精神の下に女子教育に努めて、社会的役割、責務を果たしてきた。その後、我が国における短期大学制度の成立と同時に東北女子短期大学を昭和 25(1950)年 4 月に開校したが、柴田やすは開学式の栄えある壇上で式辞を朗読中に不帰の人となり、70 年の生涯を閉じた。

柴田やすの没後、学園を引き継いだ今村敏は、昭和 43(1968)年、創立 45 周年を迎えたのを契機として、いっそう高く堅実な知識教養を身につけた指導的女性の育成が社会の要

望となりつつあること、弘前市が北奥における教育文化の中心的都市であるにも拘わらず4 年制の女子大学が存在しないこと、及び本学園の教育理想を一貫して実現するためには更に高度な教育機関を必要とすることなどの事情を考え、昭和 44(1969)年 4 月に東北女子大学を開設した。そして昭和 49(1974)年 4 月には当時東京以北では唯一の児童学科設置の認可を得た。

2. 本学の現況

・**大 学 名**　東北女子大学
・**所 在 地**　青森県弘前市清原 1 丁目 1 番地 16
・**学部構成**　家政学部　健康栄養学科(家政学科)、児童学科

・**学 生 数**(平成 28 年 5 月 1 日現在)

		入学定員	収容定員	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	在籍学生数
家政学部	健康栄養学科	40	160	29	40	－	－	149
	家政学科			－	－	40	40	
	児童学科	60	240	43	53	64	58	218
合　計		100	400	72	93	104	98	367

・**教 員 数**(平成 28 年 5 月 1 日現在)

学部名	学　科	教授	准教授	助教	講師	助手	計
家政学部	健康栄養学科(家政学科)	8	5	1	3	5	22
	児童学科	4	7	2	5	1	19
合　計		12	12	3	8	6	41

・**事務職員数**(平成 28 年 5 月 1 日現在)

学部名	事務局	図書館	学務課	学生課	保健室	計
家政学部	5	2	4	3	0	14

※ 事務局にはパート(アルバイトも含む)1 名を含む(臨時職員の用務員)。
※ 保健室には、中・高(保健)と養護教諭の免許を持つ助教が常駐。

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

基準項目 1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

≪1－1 の視点≫

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

(1)1－1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2)1－1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
・使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。
1-1-②　簡潔な文章化
・使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。

建学の精神(表 1-1-1 参照【資料 1-1-1】)に基づき、本学の使命・目的は、東北女子大学学則(以下学則)第 1 章総則第 1 条に、「本学は、家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的女性を育成することを目的とする」(表 1-1-2 参照【資料 1-1-2】)と具体的に明文化されている。すなわち、高い教養と品性を身に付け、自立して社会の発展に寄与できるような有為な女性人材の育成を使命・目的としている。

表 1-1-1　建学の精神と 3 つの教育理念　出典【資料 1-1-1】

建学の精神 3 ヵ条	その 1 は「教育を生活の中に活かせ」	第一の教育理念
	その 2 は「高い教養と正しい躾を身につけよ」	第二の教育理念
	その 3 は「常に希望をいだき時代と共に歩め」	第三の教育理念

表 1-1-2　本学の使命・目的　出典【資料 1-1-2】

本学の 使命・目的	本学は、家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的女性を育成することを目的とする。

さらに、これを受けて健康栄養学科の教育目的は、学則第 2 章学部学科の組織 第 4 条 3 項に「健康栄養学科は、人間の生涯にわたる健康生活に必要な幅広い専門的知識・方法等を中心課題として、家族・家庭、福祉、衣食住等に関わる事項を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある管理栄養士、栄養教諭、家庭科教員をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。」(表 1-1-3 参照)と定めている。児

童学科の教育目的は、学則第4条4項に「児童学科は、子どもの豊かな発達と人間形成に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある幼稚園・小学校教諭及び保育士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。」(表 1-1-3 参照)と簡潔に文章化されている。なお、健康栄養学科は、平成 27 年 4 月から従来の家政学科を名称変更し、管理栄養士養成校として再出発したものである。平成 26 年度以前の家政学科は平成 29 年度まで存続する。その教育目的は、「家政学科は、衣食住及び情報等の生活文化の向上改善に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある中学校・高等学校の家庭科教諭、栄養教諭、並びに栄養士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。」(表 1-1-3 参照)と簡潔に文章化されている。各学科の教育目的は、学則から表 1-1-3 にまとめた。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

表 1-1-3　学科の教育目的

学科名	教育目的
健康栄養学科(平成 27 年度以降)	健康栄養学科は、人間の生涯にわたる健康生活に必要な幅広い専門的知識・方法等を中心課題として、家族・家庭、福祉、衣食住等に関わる事項を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある管理栄養士、栄養教諭、家庭科教員をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。 出典【資料 1-1-3】
家政学科(平成 26 年度以前)	家政学科は、衣食住及び情報等の生活文化の向上改善に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある中学校・高等学校の家庭科教諭、栄養教諭、並びに栄養士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。 出典【資料 1-1-4】
児童学科	児童学科は、子どもの豊かな発達と人間形成に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある幼稚園・小学校教諭及び保育士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。 出典【資料 1-1-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】平成 28 年度学生便覧「4.建学の精神」(p.6)【資料 F-5】参照
【資料 1-1-2】平成 28 年度学生便覧「学則 第 1 章第 1 条 1 項」(p.8)【資料 F-5】参照
【資料 1-1-3】平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p.8)【資料 F-5】参照
【資料 1-1-4】平成 26 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p.8)【資料 F-5】参照
【資料 1-1-5】平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 4 項」(p.8)【資料 F-5】参照

(3)1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的については、開学当初から一貫して創設者の意思が具体的に明確に示されている。本学は、1 学部 2 学科の単科大学であり、平成 27 年度から従来の家政学科を健康栄養学科に改称し、管理栄養士養成校として再出発している。今後、健康栄養学科のカリキュラムに問題点や改善点があるならば､5 年目以降にカリキュラムの改

善・調整を図る。児童学科は、保育士、幼稚園教諭及び小学校教諭の養成を引き続き継続し、幼保連携型認定こども園に多数の保育教諭を供給していく。今後も引き続き社会の要請に応えうる高等教育機関として現状以上の努力を継続していく。

基準項目 1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

≪1－2 の視点≫

1-2-①　個性・特色の明示

1-2-②　法令への適合

1-2-③　変化への対応

(1)1－2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2)1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①　個性・特色の明示
・使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

本学の個性・特色は、一言で言えば、①教育即生活に端的に表現される実践重視の教育、②豊かな人間性の涵養、③絶えず変化する社会への柔軟な対応力である。これらの個性・特色は、基本的には建学の精神の 3 ヵ条、すなわち 3 つの教育理念（表 1-1-1 参照）を具現化しているところに見られる。【資料 1-2-1】

第一の教育理念は、「教育を生活の中に活かせ」で、この教育理念は、日常「教育即生活」あるいは「生活即教育」と端的に表現され、教育研究をはじめ、あらゆる活動の基本原理として、全構成員に周知徹底されている。具体的には、単位化されている正規教育課程においてはもちろん、学友会、部活動、ボランティア活動等々の日常の学生生活においても、人間を育成する学びの行動原理として重視されている。【資料 1-2-1】

第二の教育理念は「高い教養と正しい躾を身につけよ」で、平成 3 年の大学設置基準大綱化後も一般教育科目を残して教養教育に力を注いでいる。同時に前述の第一の教育理念からしても、学修活動も課外活動も同等の価値を置くべき人間育成活動であると考えているので、現代社会では軽視されがちな「躾」を、望ましい対人関係や自立した人間としての社会的態度等に視点を据えて、教育即生活の合言葉のもとに実施している。具体的には、日常生活での良好な人間関係を作るためのコミュニケーション力の前提となる基本的な態度や言葉遣い、自己抑制心、清楚な服装等の指導にも全学あげて力を注いでいる。これらのことについても、小規模大学、少人数教育等の利点を活かして、助言教員制を通して丁寧な指導助言を行っている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

第三の教育理念は「常に希望をいだき時代と共に歩め」であるが、入学生が描く自分の将来像・希望の実現と大学に対する社会の要請に応えるために、家政学の教育研究を通して女性の自立を図るという本学の伝統を活かしながら、大学教育の改善を進めてきた点に大きな特色が見られる。すなわち、家政学を総合科学として捉え直す中で、家政学科と児童学科を置き、家政学の基礎的内容を両学科の共通教養としながら、専門分野の能力育成

と専門的資格の取得に発展的に繋げている。【資料 1-2-1】

また、時代の要請に応えるために、平成 27 年 4 月からは、家政学科を健康栄養学科に改称するとともに、管理栄養士養成校として再出発させた。このことによって学生の希望実現に対応する取得可能な免許・資格は、従来の家政学科では中学校教諭一種免許(家庭)、高等学校教諭一種免許(家庭)、栄養教諭二種免許及び栄養士免許であったが、健康栄養学科ではこれらに加えて、卒業見込みで受験できる管理栄養士国家試験受験資格、栄養教諭一種免許、食品衛生監視員(任用資格)及び食品衛生管理者(任用資格)を取得できるように改善している。【資料 1-2-3】【資料 1-2-5】

児童学科では幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許及び保育士資格が得られる。大部分の学生は 1～3 種類以上の免許・資格を取得して卒業するが、毎年、卒業生の 7 割以上の者が、これら免許・資格を必要とする職域に進出していることは、「常に希望をいだき時代と共に歩め」という精神を顕現しているものといえよう。ことに現在進行中の幼保連携型認定こども園で必要としている保育教諭になる基礎資格としての保育士資格と幼稚園教諭免許を取得できるようにしたこと(平成 24 年 3 月保育士課程 1 回生卒業)なども時代と共に歩んでいる現れといえる。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

したがって、上記に示された本学の個性・特色は、本学の 3 つの教育理念を具現化したものであり、これらが本学の使命・目的(表 1-1-2 参照)及び教育目的(表 1-1-3 参照)として反映されていると判断する。また、使命・目的及び教育目的(表 1-1-2、表 1-1-3 の出典参照)は、しっかりと明示されている。【資料 1-2-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】平成 28 年度学生便覧「4.建学の精神」(p.6)【資料 F-5】参照
【資料 1-2-2】学生生活の手引き 2016(平成 28)年度「生活要項」(p.10～11)
【資料 1-2-3】平成 28 年度学生便覧「学則 第 11 条 2 項 3 項 5 項 7 項」(p.10)
【資料 F-5】参照
【資料 1-2-4】平成 28 年度学生便覧「学則 第 11 条 2 項 9 項」(p.10)【資料 F-5】参照
【資料 1-2-5】平成 29 年度学生募集要項(p.1)【資料 F-4】参照
【資料 1-2-6】進路の状況(平成 28 年 3 月卒業生)
【資料 1-2-7】平成 19 年度「自己点検・評価報告書(Ⅰ-2 大学の個性・特色等)」(p.1)、
平成 22 年度「自己評価報告書・本編(Ⅰ-2 大学の個性・特色等)」(p.1)、
平成 25 年度「自己点検評価書(Ⅰ-2 大学の個性・特色等)」(p.1)

1-2-② 法令への適合
・学校教育法第 83 条に照らして、大学として適切な目的を揚げているか。

本学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法第 83 条、大学設置基準第 2 条及び第 40 条の 4 項を遵守し、建学の精神の 3 つの教育理念に従って、学則第 1 章総則第 1 条には使命･目的【資料 1-2-8】が、学則第 2 章学部学科の組織第 4 条 3 項に健康栄養学科(平成 28 年度・平成 27 年度入学生)並びに家政学科(平成 26 年度入学生まで)の教育目的(表 1-1-3 参照)【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】が、学則第 2 章学部学科の組織第 4 条 4 項には児童学科の教育目的(表

1-1-3 参照)【資料 1-2-11】が定められており、本学の使命・目的は、法令等を遵守している大学として適切な目的を掲げていると判断する。

【エビデンス集・データ編】
【表 3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況
【エビデンス集・資料編】
【資料 1-2-8】 平成 28 年度学生便覧「学則 第 1 章第 1 条 1 項」(p.8)【資料 F-5】参照
【資料 1-2-9】 平成 28･27 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p.8)【資料 F-5】参照
【資料 1-2-10】 平成 26 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p.8)【資料 F-5】参照
【資料 1-2-11】 平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 4 項」(p.8)【資料 F-5】参照

1-2-③　変化への対応
・社会情勢等に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直し等を行っているか。

本学の建学の精神(表 1-1-1 参照 p.5)は、変動する社会の真っ只中にあって、本学学生が時代と共に生きるための基本的指針でもある。この建学の精神に基づいた使命･目的は、具体的には、専門知識と免許・資格を有した指導的女性の育成である。卒業生のほとんどが、1～3 種類以上の免許･資格を取得しており、毎年、7 割以上の卒業生が、これら免許・資格を必要とする職域に進出している事実は、変化への対応が出来ている根拠となっている。【資料 1-2-12】

また、時代の要請に応えるために、平成 27 年 4 月からは、家政学科を健康栄養学科に名称変更するとともに、管理栄養士養成校として再出発させた。このことによって学科の教育目的は改定され、学生の希望実現に対応する取得可能な免許・資格は、従来の家政学科では中学校教諭一種免許(家庭)、高等学校教諭一種免許(家庭)、栄養教諭二種免許及び栄養士免許であったが、健康栄養学科ではこれらに加えて、卒業見込みで受験できる管理栄養士国家試験受験資格、栄養教諭一種免許、食品衛生監視員(任用資格)及び食品衛生管理者(任用資格)を取得できるように改善している。【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】

健康栄養学科設置の経緯【資料 1-2-15】は、青森県内の高等学校、病院や老健施設などにアンケートを取り、入学を希望する生徒、高校側の意識、あるいは実習受け入れ先の施設などの意向を取りまとめた。その結果、8 割以上の支持が得られ、管理栄養士養成課程設置は、県内の高等学校及び高校生の要望であると判断し、管理栄養士養成施設の指定に関する申請書を、青森県知事、東北厚生局長、文部科学大臣宛に提出し、平成 27 年 4 月から管理栄養士養成校として再出発した。なお、平成 26 年 11 月 2 日には、東北女子大学の学則変更ということで、家政学科の教育目的を健康栄養学科の教育目的に改定し、栄養教論 1 種免許の取得を含めて、健康栄養学科の学則が、評議員会で審議され、同日、理事会で承認された。平成 27 年度の学則に反映されている。【資料 1-2-16】

したがって、以上のように必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直し等を行っていると判断する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-12】進路の状況(平成 28 年 3 月卒業生)
【資料 1-2-13】2017(平成 29)年度大学案内【資料 F-2】参照
【資料 1-2-14】平成 29 年度学生募集要項【資料 F-4】参照
【資料 1-2-15】管理栄養士養成課程設立趣旨
【資料 1-2-16】柴田学園評議員会議事録抜粋

(3)1－2 の改善・向上方策(将来計画)

本学の建学の精神の 3 ヵ条、すなわち 3 つの教育理念は不変である。この教育理念を拠り所に、学則第 1 条に本学の使命・目的が定められ、学則第 4 条 3 項と 4 項に両学科の教育目的が定められている。この使命・目的及び教育目的は、本学の個性・特色を単純に反映したものではない。3 つの教育理念を具現化した個性・特色が、本学の使命・目的及び教育目的に反映されている。しかし、社会のニーズに柔軟に対応するためには、さらに教育目的の見直しや適切化を図っていく。

基準項目 1－3　使命・目的及び教育目的の有効性
≪1－3 の視点≫
1-3-①　役員、教職員の理解と支持
1-3-②　学内外への周知
1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1)1－3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2)1－3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-3-①　役員、教職員の理解と支持
・使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。

使命・目的及び教育目的の策定などは、学則変更に関わることなので、本学の教授会の承認を経て、学園本部の評議員会で審議され、理事会で承認されなければならない。従って、使命・目的及び教育目的の策定などのように、学則変更に関わることは、必ず教職員及び役員が関与・参画している。【資料 1-3-1】

1-3-②　学内外への周知
・使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

大学の使命・目的及び教育目的は、入学式・創立記念式典・卒業式等の式辞、新入生オリエンテーションや各種ガイダンスの講話等でも触れ、全学生及び全教職員に周知されている。さらに、ホームページで本学の情報開示をすることによって、学内外に周知させている。なお、全学生・全教職員に配布される学生便覧【資料 1-3-2】、小冊子『ここに人あ

りき　柴田やす伝』【資料 1-3-3】及び柴田学園報「にわうるし」【資料 1-3-4】は、全学生及び全教職員の協力や理解を深めるために機能している。

すなわち、学生便覧には、「就学のしるべ」、「学園小史(1.学園の母・柴田やす先生、2.にわうるしの樹、3.東北女子大学の誕生、4.建学の精神)」及び「学則(第 1 条 本学の使命と目的)」等が掲載されている。また、ホームページには、沿革と「建学の精神」、各学科の教育目的及び東北女子大学学則、柴田学園報「にわうるし」【資料 1-3-4】等も掲載されている。

このように、学園の役員や本学の全学生及び全教職員の理解と支持が得られるように、あらゆる機会やメディアを活用して、本学の使命・目的を周知している。

特に、学外に対しては、大学案内【資料 1-3-5】や学生募集要項【資料 1-3-6】を主体とする印刷資料を各高等学校等に持参、送付し、教職員、高校生等の閲覧に供してもらうと同時に、オープンキャンパス、各地の大学説明会、保護者への説明会や企業訪問等の機会を積極的に活用して、大学の使命及び本学の教育方針と建学の精神について公表し、かつ、それに基づく本学の教育研究目的が、現代社会の要求する人材育成と深く関連していること等の周知活動を行っている。その他、本学のホームページ【資料 1-3-7】でも、同様のことが公表されている。

こうしたあらゆる機会やメディアを活用し、本学の使命・目的は学内外に周知すべき公表されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-1】柴田学園評議員会議事録抜粋
【資料 1-3-2】平成 28 年度学生便覧【資料 F-5】参照
【資料 1-3-3】『ここに人ありき　柴田やす伝』(船水　清著)
【資料 1-3-4】柴田学園報「にわうるし」(年 2 回発行)
【資料 1-3-5】2017(平成 29)年度大学案内(p.6、p.14)【資料 F-2】参照
【資料 1-3-6】平成 29 年度学生募集要項【資料 F-4】参照
【資料 1-3-7】ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/　【資料 F-8】参照

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
・使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。 ・使命・目的及び教育目的をディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに反映しているか。

平成 25 年 3 月の理事会にて、本学の中長期的計画として、管理栄養士養成校としてのビジョンが承認された【資料 1-3-8】。このビジョンは、本学の使命・目的及び教育目的を反映しているだけでなく、管理栄養士養成課程設立趣旨【資料 1-3-9】に説明されているように社会の要請を満たすものである。平成 26 年 11 月 2 日には、東北女子大学の学則変更、すなわち家政学科の教育目的を健康栄養学科の教育目的に改定し、栄養教諭 1 種免許の取得を含めて、健康栄養学科の学則が、評議員会で審議され、同日、理事会で承認された【資料 1-3-8】。健康栄養学科の教育目的を反映した 3 つのポリシーは、平成 27 年度入学生か

ら適用されている。平成 27 年 4 月から、家政学科を健康栄養学科に名称変更し、管理栄養士養成校として再出発した。このことは、本学の使命・目的及び教育目的が中長期的な計画に反映され成功した実例であり、かつ建学の精神「常に希望をいだき時代と共に歩め」を体現化した事例でもある。したがって、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映していると判断する。

表 1-3-1　家政学科の 3 つのポリシー(平成 26 年度)　　出典【資料 1-3-12】

アドミッションポリシー(学生受入れ方針)
◆衣・食・住など人間の生活に関わるさまざまな知識や技能を修得して、それを活かして社会で活躍したい人。 ◆教員や栄養士などを目指し、目標に向かって努力できる人。 ◆高等学校の段階までに学ぶ全般的学習内容の基礎学力を充分に身につけておくことが必要である。特に、管理栄養士を目指すなら、化学、生物及び数学の基礎は必要である。
カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)
衣食住及び情報等の生活文化の向上改善に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある中学校・高等学校の家庭科教諭、栄養教諭、並びに栄養士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。
ディプロマポリシー(卒業認定・学位授与に関する方針)
建学の精神、並びに教育目的に基づくカリキュラムを履修し、卒業に必要な単位を修め、次の能力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与する。 ①共通教養カリキュラムの多面的履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・社会・自然に対する理解を深めるための問題を探求する姿勢を身につける。 ②各学科における体系的学習を通して、現代の多様な課題を発見し、分析し、他と協力して解決し実践する能力を身につける。 ③4 年間にわたる「講義」「演習」「実習」での学びや、卒業論文等の作成を通して、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力など、自らの自立と人類社会に貢献できる実践的な総合力を身につける。

表 1-3-2　健康栄養学科の 3 つのポリシー(平成 27 年度)　出典【資料 1-3-11】

アドミッションポリシー(学生受入れ方針)
◆健康と生活習慣に関わる科学的知識や技能を修得し、その能力を活かして社会で貢献できる人。 ◆管理栄養士や栄養教諭などを目指し、健康社会に向けて努力できる人。 ◆高等学校の段階までに学ぶ全般的学習内容の基礎学力を充分に身につけておくことが必要である。特に、健康のプロである管理栄養士を目指すためには、化学、生物が不可欠である。
カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)
健康生活に必要な幅広い専門的知識・方法等を教育研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある管理栄養士、栄養教諭などの養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。
ディプロマポリシー(卒業認定・学位授与の方針)
建学の精神、並びに教育目的に基づくカリキュラムを履修し、卒業に必要な単位を修め、次の能力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与する。 ①共通教養カリキュラムの多面的履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・社会・自然に対する理解を深めるための問題を探求する姿勢を身につける。 ②各学科における体系的学習を通して、現代の多様な課題を発見し、分析し、他と協力して解決し実践する能力を身につける。 ③4 年間にわたる「講義」「演習」「実習」での学びや、卒業論文等の作成を通して、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力など、自らの自立と人類社会に貢献できる実践的な総合力を身につける。

健康栄養学科は、平成 27 年 4 月に、従来の家政学科を健康栄養学科に改称し、管理栄養士養成校として再出発したため、平成26年度以前の家政学科の3つのポリシー【資料1-3-12】、

平成 27 年度健康栄養学科の 3 つのポリシー【資料 1-3-11】、そして平成 28 年度健康栄養学科の 3 つのポリシー【資料 1-3-10】の 3 種類が混在する。これを表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3 に示した。

表 1-3-3　健康栄養学科の 3 つのポリシー(平成 28 年度)　出典【資料 1-3-10】

アドミッションポリシー(学生受入れ方針)
1)教育目標 健康栄養学科は、栄養士養成 45 年の伝統と実績を基盤にして、全県的重要課題である健康寿命延伸を目標としている。青森県をはじめ近隣各地域において、生涯にわたる健康の増進・維持・回復等を担う管理栄養士、栄養教諭等として科学的知見に基づいた心身ともに健康な人材を育成する。 **2)求める人物像** 上記の教育目標から、次のような資質を持った学生を求めている。 ①人間関係を大切にする人。 ②「食と健康」の重要性を理解し、科学的思考を実践しようとする人。 ③本学で学んだ知識を活かし、地域の健康づくりにおいて指導的役割を果せる人。 ④大学での学びを達成するために必要なコミュニケーション能力と協調性を有している人。 ⑤高等学校で培った基礎学力を健康栄養分野で向上させ、幅広い応用能力を発揮できる人。 **3)高等学校まで培ってきた能力評価の仕方** 健康栄養学科の教育課程では、「食と健康」に関する論文、原著等を読解する能力が必須である。特に管理栄養士の資格取得を目的としているため、専門分野では、高等学校で学んだ基礎学力の中で、化学、生物および英語の学力を入学前に備えていることが望まれる。したがって、推薦入試やセンター利用入試では、これらの能力を評価する。
カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)
アドミッションポリシーに記載された教育目標を達成するために、健康栄養学科では以下のようなカリキュラム方針に基づいた教育を行う。 ①大学の学びの地盤となる教養科目を通じて、現代社会の課題を理解し、これらの問題の解決に必要な考察力や判断力を身につける。 ②健康・栄養に関わる理論と実践を学ぶために、幅広い基礎から学年進行に伴って深く応用的な課題を学べるように授業科目を配置している。さらに管理栄養士に必要な基礎的な知識と技術を修得し、健康維持・増進や疾病予防の治療等における栄養管理を実践できる能力を身につける。 ③病院等における臨地実習・校外実習などを通して、管理栄養士業務を体験学習し、専門家としての使命感と倫理観及び地域の健康課題を改善する意欲を身につける。 ④各免許・資格に必要な実習や事前事後指導、及び学内外での行事等を通じて、社会において必要とされるコミュニケーション能力と協調性を身につける。 ⑤「卒業研究」では、科学的思考力を養いながら、問題解決能力やプレゼンテーション能力を身につける。 ⑥日常の学修指導(生活指導・履修指導)を通じて、自己管理能力を身につける。
ディプロマポリシー(卒業認定・学位授与の方針)
建学の精神に基づき、4 年間の学びを通して所定の単位(128 単位)を修得し、カリキュラムポリシーに定めた専門的知識と専門的技術、問題解決のための考察力・判断力、そして社会において活動するために不可欠なコミュニケーション能力と協調性、及び問題解決能力とプレゼンテーション能力等を身につけた学生には、卒業が認定され、学士の学位が授与される。

平成 26 年度以前の家政学科の 3 つのポリシー(表 1-3-1)と平成 27 年度健康栄養学科の 3 つのポリシー(表 1-3-2)の主要な違いは、後者では管理栄養士養成校としてのポリシーを導入した点である。どちらも、本学の使命・目的及び教育目的は 3 つのポリシーに反映されている。さらに、平成 27 年には、本学における大学教育の質的転換を考慮して、両学科の整合性が取れるように、平成 28 年度健康栄養学科の 3 つのポリシー(表 1-3-3)を導入した。児童学科の 3 つのポリシーは、健康栄養学科と整合性が取れるように、平成 27 年度児童学科の 3 つのポリシー(表 1-3-5)を改定して、平成 28 年度児童学科の 3 つのポリシー(表 1-3-4)を導入した。アドミッションポリシーでは、高等学校まで培ってきた能力評価の仕方とし

て入学試験まで触れ、カリキュラムポリシーでは、より体系的に、また学生に身につけて欲しい能力なども見直し、ディプロマポリシーでは学士力を踏まえたポリシーとなっている。

表 1-3-4　児童学科の 3 つのポリシー(平成 28 年度)　出典【資料 1-3-10】

アドミッションポリシー(学生受入れ方針)
１）教育目標 児童学科は、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭など、子どもの成長に関わるエキスパートとして、専門的知識と技術だけではなく、子どもに関わる現代の様々な課題について深く考える能力、さらには社会において仲間と協力して活動するために必要となるコミュニケーション能力を備えると共に、教養を高め礼節と品性を身に付けた人材を育成する。 ２）求める人物像 上記の教育目標から、次のような資質を持った学生を求めている。 ①子どもが大好きで、乳幼児・児童一人一人を大切にする人。 ②自らの成長にも夢を持って努力しようとする人。 ③子どもに関わる職業に就きたい人。 ④大学での学びを達成するために必要なコミュニケーション能力と協調性を有している人。 ⑤高等学校の主要教科の基礎学力を備え、また、スポーツや文化、芸術面などの素養を有している人。 ３）高等学校まで培ってきた能力評価の仕方 児童学科の教育課程では、教育・保育に関する専門書を読解するための能力、また、学んだ内容について自分の考えをまとめる論作文能力が求められる。そのため、高等学校段階での国語及び英語の基礎学力を入学前に備えていることが望まれ、推薦入試、一般入試、センター利用入試では、これらの能力を評価する。
カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)
アドミッションポリシーに記載された教育目標を達成するために、児童学科では以下のようなカリキュラム方針に基づいた教育を行う。 ①大学の学びの地盤となる教養科目を通じて、現代社会の様々な課題を理解し、これらの問題の解決のために必要な考察力や判断力を身につける。 ②幅広い基礎(保育・教育に関する原理や心理学、及び表現の技能など)から、学年進行に伴って深く応用的な課題(各教科の教育法や指導法など)を学べるように授業科目を配置し、保育・教育に必要な専門的知識と専門的技術を身につける。 ③各免許・資格に必要な実習や事前事後指導、及び学内外での行事等を通じて、社会において必要とされるコミュニケーション能力と協調性を身につける。 ④「卒業研究」では、論理的思考力を養いながら、問題解決能力やプレゼンテーション能力を身につける。 ⑤日常の学修指導(生活指導・履修指導)を通じて、自己管理能力を身につける。
ディプロマポリシー(卒業認定・学位授与の方針)
建学の精神に基づき、4 年間の学びを通して所定の単位(124 単位)を修得し、カリキュラムポリシーに定めた専門的知識と専門的技術、問題解決のための考察力・判断力、そして社会において活動するために不可欠なコミュニケーション能力と協調性、及び問題解決能力とプレゼンテーション能力等を身につけた学生には、卒業が認定され、学士の学位が授与される。

児童学科の 3 つのポリシーも健康栄養学科と同様に、本学の使命・目的及び教育目的は、アドミッションポリシーの教育目標に反映され、この教育目標を達成するために、カリキュラム方針に基づいた教育を本学で実施し、カリキュラムポリシーに定めた専門的知識と専門的技術、問題解決のための考察力・判断力、そして社会において活動するために不可欠なコミュニケーション能力と協調性、及び問題解決能力とプレゼンテーション能力等を身につけた学生には、ディプロマポリシーによって卒業が認定され、学士の学位が授与されるように定められている。

表 1-3-5　児童学科の 3 つのポリシー(平成 27 年度)　出典【資料 1-3-11】

アドミッションポリシー(学生受入れ方針)
◆乳幼児、児童の成長･発達に関わる遊び・学習の理論と実践的知識や技術を身につけて、教員や保育士として活躍したい人。 ◆子どもが大好きで、一人一人を大切にし、自らの成長にも夢を持って努力できる人。 ◆保育所・幼稚園・小学校の現場では、発達段階に応じた指導力が必要である。 ◆高等学校の段階までに学ぶ全般的学習内容の基礎学力を充分に身につけておくことが必要である。特に国語・数学・地歴・公民・理科・英語については、理解を深めておくことが望まれる。また、スポーツや文化・芸術面にも幅広く関心を持ち、学生生活を送ることを勧める。
カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)
子どもの健全な発達と人間形成に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある幼稚園・小学校教諭及び保育士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。
ディプロマポリシー(卒業認定・学位授与の方針)
建学の精神、並びに教育目的に基づくカリキュラムを履修し、卒業に必要な単位を修め、次の能力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与する。 ①共通教養カリキュラムの多面的履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・社会・自然に対する理解を深めるための問題を探求する姿勢を身につける。 ②各学科における体系的学習を通して、現代の多様な課題を発見、分析、他と協力して解決し実践する能力を身につける。 ③4 年間にわたる「講義」「演習」「実習」での学びや、卒業論文等の作成を通して、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力など、自らの自立と人類社会に貢献できる実践的な総合力を身につける。

以上のように、本学の使命・目的及び教育目的はディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに反映されていると判断する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-8】　柴田学園評議員会議事録抜粋
【資料 1-3-9】　管理栄養士養成課程設立趣旨
【資料 1-3-10】　平成 28 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」【資料 F-5】参照
【資料 1-3-11】　平成 27 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」【資料 F-5】参照
【資料 1-3-12】　平成 26 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」【資料 F-5】参照

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性
・使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されているか。

柴田学園は、図 1-3-1(法人・大学等組織図)に示したように、経営母体である法人本部、教育組織である東北女子大学、東北女子短期大学等によって構成されている。

さらに、本学の教育研究に関わる学内の組織を、平成 28 年度東北女子大学学務分掌【資料 1-3-13】より作図して図 1-3-2 に示した。委員会規則については東北女子大学委員会規則集【資料 1-3-14】にまとめた。本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、学長の諮問機関として、長年その役割を果たしてきた科課長会議は、平成 28 年 4 月からは、名称を改め東北女子大学運営会議【資料 1-3-15】として設置された。この会議は、学長のリーダーシップを強め、大学のガバナンスとマネジメントを確立するために導入されたものである。

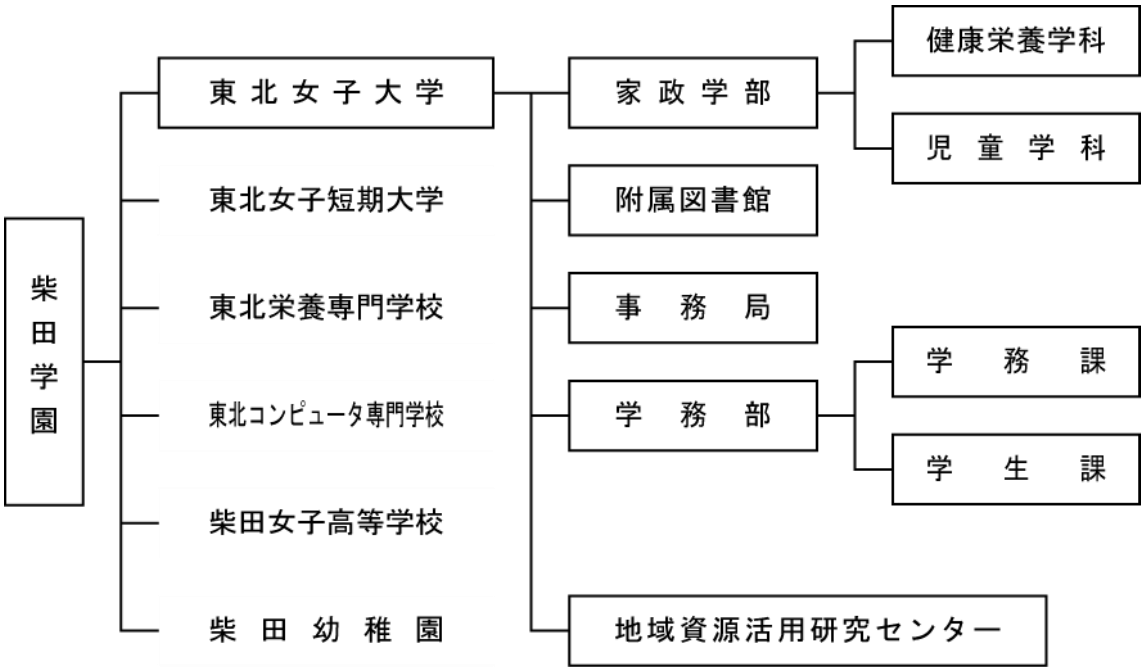

図 1-3-1　法人・大学等組織図

この会議は、学長による円滑な大学運営の遂行を補佐すると同時に、戦略的課題及び中長期計画等の重要事項に関して、総括的な観点から検討・立案し、総合調整及びその推進を図ることを任務としている。特に大学における教育研究に関連する問題への早急な対応や教授会の案件等は、この大学運営会議において検討される。この運営会議では、教授会に付される案件をチェックし、必要な資料が添付されているかどうか、審議事項か、承認事項か、あるいは報告事項かを含めて調整し、学務課において最終的に教授会の鑑を作成する。教授会において審議・承認・確認された事項は、全教職員に伝達される。本学の教授会の成員は、助手を除く全教員となっており、事務長は毎回オブザーバーとして出席しているため、教授会の意思決定が的確に全教職員に伝わる体制となっている。

健康栄養学科(家政学科)及び児童学科の学科レベルでの意思決定機関として、健康栄養学科(家政学科)及び児童学科に学科会議が設けられている。この会議は、本学の教育目的を達成するために、当該学科の教育研究の基本方向と主要課題の提起及び検討を行っている。そして各学科会議で意見等が集約・調整され教授会に報告されるか、あるいは当該委員会の議を経て、教授会の審議に付される。各委員会は、こうした報告事項や審議事項を受け、関連する事項については、さらに検討・精査を加え、必要ならば教授会に報告事項あるいは審議事項として教授会に案件を提出する場合もある。教授会は、本学の最高議決機関であり、教授・准教授・講師・助教により構成され、議長は学長である。また、事務局の職員も陪席する。8 月を除く毎月 1 回定例教授会が開催され、また必要に応じて臨時の会議が開催される。【資料 1-3-16】【資料 1-3-17】

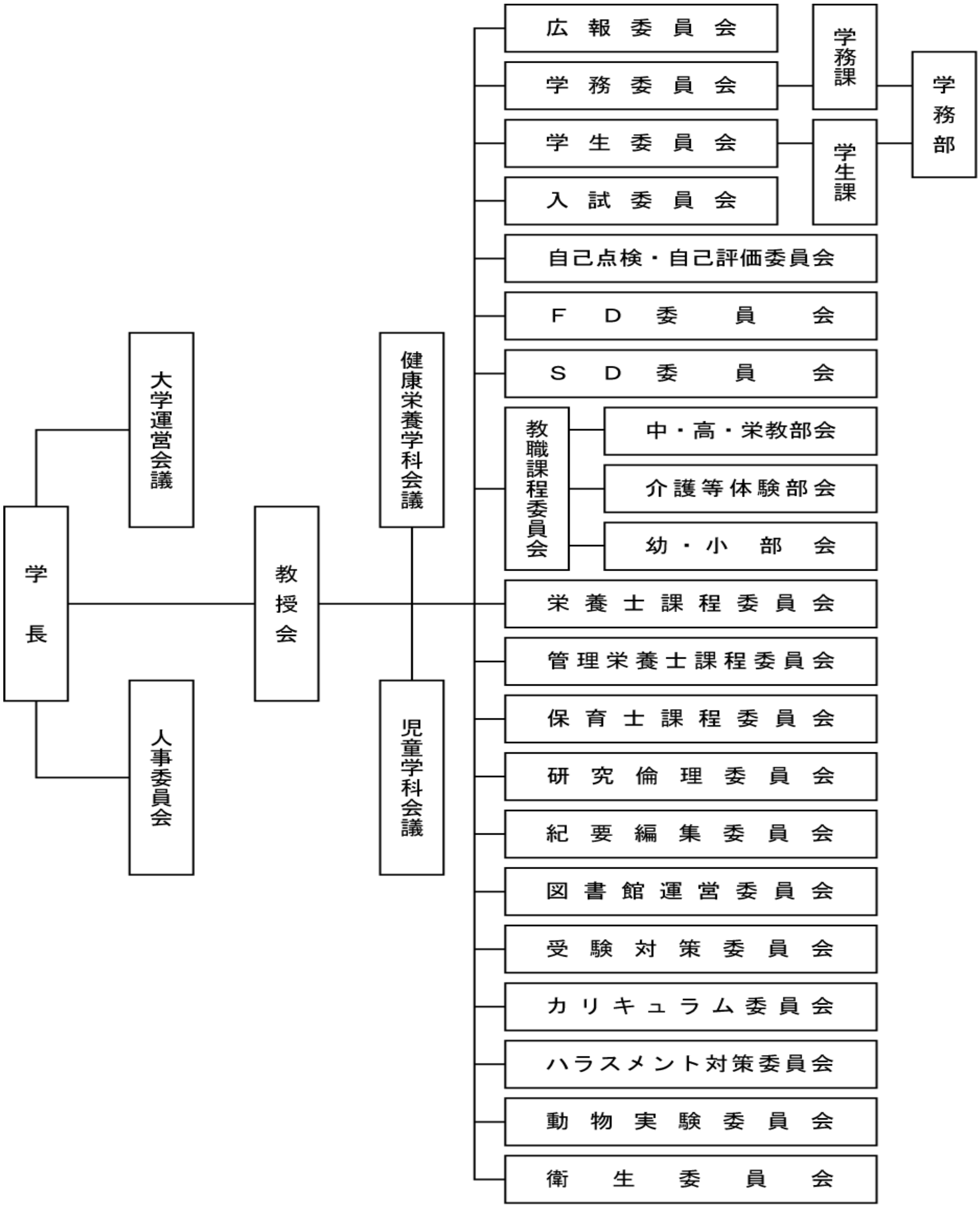

図 1-3-2 東北女子大学運営組織の構成図 出典【資料 1-3-13】【資料 1-3-14】

教授会は、学則 39 条により、学長が次の事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1. 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
2. 学位授与に関する事項
3. 学生の学修評価に関する事項

4. 教育課程の編成に関する事項
5. 教員の教育研究業績書の審査等に関する事項
6. その他学長が特に必要と認める事項及び学長から諮問のあった事項

教授会の下には各種の委員会が置かれており、これらの委員会は随時開催される。なお、修学支援の事務組織として、学務課は学務委員会【資料 1-3-18】の下部組織で、履修登録・履修指導をはじめ教務関係一般の庶務を取り扱っている。学生の学修状況のうち、学生の授業への出欠状況や成績・単位取得状況及び担当教科の講義簿については学務課が管理している。その内、授業への出欠状況については、授業担当の教員からの連絡、また欠席者本人から欠席届(履修規程 11 条、履修内規 8 条 1 項)を提出させる方法を用いて管理している。また、毎年度初めに、卒業や免許取得に必要な科目の単位を修得しているか否かを学務課が点検して「欠単関係」一覧に纏めて、学務委員会において履修指導が必要と判断された学生に対して、教授会の議を経て学務課長ないしはクラス主任が直接に指導する方法を取っている。また、資格の取得については、本学での履修によって取得できる免許・資格について、学務課がすべてを把握している。修学支援で必要な事項については、適宜、学生にはガイダンスで周知させており、教授会には報告事項か審議事項として議案を提出している。【資料 1-3-19】

また、学生生活支援の事務組織として、学生課は学生委員会【資料 1-3-20】の下部組織で、生活指導・キャリア支援・就職支援を含み学生サービスや厚生補導関係等の庶務を取り扱っている。学生課の主要な業務以外に、「建学の精神」に関わるものについては、日常生活を通し、折にふれ、前期ガイダンスや後期ガイダンス等で指導し周知に努めている。学生生活支援、キャリア支援及び就職支援等で必要な事項については、適宜、教授会に報告事項か審議事項として案件を提出している。【資料 1-3-21】

以上のように、大学運営会議、学科会議、学務委員会や学生委員会等の各種委員会という段階的、複眼的な検討行為を経ながら、教授会において最終的意思決定が行われている。なお、本学の教育研究組織は、適正な規模で構成され運営されており、大学運営会議、学科会議、学務課及び学生課を中心に各委員会と連携をとりながら、教育研究に関わる事項の情報交換、検討、審議活動を行っている。毎年度の学務分掌により、全教員が各委員会の構成員となり、業務を行い学生の教育指導に当たっている点は評価できる。委員会の数が多いため、一人の教員が同時に多くの業務を兼ねており、一人の教員の負担が大きくなっている現状もある。しかし、大学の使命・目的及び学生の要求等に対応する視点を重視しながら十分機能していると判断している。また、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性が図られ、教育目的を達成するために、教育研究組織と運営組織とは、十分に連携が取れているものと判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-3-13】平成 28 年度東北女子大学学務分掌
【資料 1-3-14】東北女子大学委員会規則集【資料 F-9】参照
【資料 1-3-15】東北女子大学大学運営会議規則

【資料 1-3-16】平成 28 年度学生便覧「学則 第 10 章」(p. 14)【資料 F-5】参照
【資料 1-3-17】教授会運営規則
【資料 1-3-18】学務委員会規則
【資料 1-3-19】平成 28 年度学務課業務分掌
【資料 1-3-20】学生委員会規則
【資料 1-3-21】平成 28 年度学生課業務分掌

(3)1－3 の改善・向上方策(将来計画)

本学が小規模で、情報交換や意思の疎通等に小回りがきくことに起因すると考えられるが、教育研究に関する意思決定機関としての学科会議や各委員会の多くが慣習法によって組織運営が行われている点を改善していく。また現在、教授会の下にある各委員会の機能の更なる見直しが行われており、両学科の特徴や学科の機能を十分に発揮させることができるように、組織の改革を行っている。その実例の一つが、『大学運営会議規則』や『東北女子大学教職員協働による学生支援規則』の導入に示されている。

［基準 1 の自己評価］

本学は、教育基本法及び学校教育法を遵守して、建学の精神に基づいた使命・目的を明確に定めている。建学の精神は、「教育を生活の中に活かせ」、「高い教養と正しい躾を身につけよ」、「常に希望をいだき時代と共に歩め」の 3 ヵ条からなっている。この精神は、変動する社会の真っ只中にあって、本学学生が時代と共に生きるための基本的指針となっており、今なお本学の教育の原点となっている。

本学の使命・目的及び教育目的は、3 つの方針に反映されており、かつ使命・目的及び教育目的及び 3 つの方針は明確にされている。これらのことが学内外に理解と支持が得られるように、学生便覧、『ここに人ありき　柴田やす伝』、大学案内、ホームページなどの媒体、及び入学式、新入生オリエンテーション、創立記念式典、卒業式、高校巡回、各地の大学説明会、オープンキャンパス等のあらゆる機会を利用して広められている。また、学長及び学部長を含めた大学運営会議において、中長期的なビジョンが検討され、学園本部の評議会で審議され、理事会で承認された上、実施に移されている。さらに、本学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成の整合性が図られ、本学の教育目的を達成するために、教育研究組織と運営組織が協働しながら連携していると判断している。

基準 2. 学修と教授

基準項目 2－1　学生の受入れ

≪2－1 の視点≫

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1)2－1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2)2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知
・アドミッションポリシーを明示しているか。

健康栄養学科(家政学科)

平成 27 年 4 月に、従来の家政学科を健康栄養学科に改称し、管理栄養士養成校として再出発したため、現在、平成 26 年度以前の家政学科のアドミッションポリシー、平成 27 年度の健康栄養学科のアドミッションポリシー、さらに改定された平成 28 年度の健康栄養学科のアドミッションポリシーの 3 種類存在し、比較のために、表 2-1-1 と表 2-1-2 に示した。なお、平成 28 年度の健康栄養学科のアドミッションポリシーは、以前のアドミッションポリシーに『教育目標』と『高等学校までに培ってきた能力評価の仕方』を加えて改定したものである。これらのアドミッションポリシーは、平成 26 年度以前の学則、平成 27 年度の学則、平成 28 年度の学則、いずれも学則第 2 章「学部学科の組織」第 4 条第 3 項に定められている学科の教育目的に基づいて、各年度の大学案内【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】や学生募集要項【資料 2-1-4】に記載され、かつホームページ【資料 2-1-5】で公開され明示されている。

表 2-1-1　家政学科と健康栄養学科のアドミッションポリシー

平成 26 年度家政学科のアドミッションポリシー(学生受入れ方針)　出典【資料 2-1-1】
◆衣・食・住など人間の生活に関わるさまざまな知識や技能を修得して、それを活かして、社会で活躍したい人。 ◆教員や栄養士などを目指し、目標に向かって努力できる人。 ◆高等学校の段階までに学ぶ全般的学習内容の基礎学力を充分に身につけておくことが必要である。特に、管理栄養士を目指すなら、化学、生物及び数学の基礎は必要である。
平成 27 年度健康栄養学科のアドミッションポリシー(学生受入れ方針)　出典【資料 2-1-2】
◆健康と生活習慣に関わる科学的知識や技能を修得して、その能力を活かして社会で貢献できる人。 ◆管理栄養士や栄養教諭などを目指し、健康社会に向けて努力できる人。 ◆高等学校の段階までに学ぶ全般的学習内容の基礎学力を充分に身につけておくことが必要である。特に、健康のプロである管理栄養士を目指すためには、化学、生物が不可欠である。

表 2-1-2　平成 28 年度健康栄養学科のアドミッションポリシー　出典【資料 2-1-3】

1)教育目標

健康栄養学科は、栄養士養成 45 年の伝統と実績を基盤にして、全県的重要課題である健康寿命延伸を目標としている。青森県をはじめ近隣各地域において、生涯にわたる健康の増進・維持・回復等を担う管理栄養士、栄養教諭等として科学的知見に基づいた心身ともに健康な人材を育成する。

2)求める人物像

上記の教育目標から、次のような資質を持った学生を求めている。

① 人間関係を大切にする人。
② 「食と健康」の重要性を理解し、科学的思考を実践しようとする人。
③ 本学で学んだ知識を活かし、地域の健康づくりにおいて指導的役割を果せる人。
④ 大学での学びを達成するために必要なコミュニケーション能力と協調性を有している人。
⑤ 高等学校で培った基礎学力を健康栄養分野で向上させ、幅広い応用能力を発揮できる人。

3)高等学校まで培ってきた能力評価の仕方

健康栄養学科の教育課程では、「食と健康」に関する論文、原著等を読解する能力が必須である。特に管理栄養士の資格取得を目的としているため、専門分野では、高等学校で学んだ基礎学力の中で、化学、生物および英語の学力を入学前に備えていることが望まれる。したがって、推薦入試やセンター利用入試では、これらの能力を評価する。

児童学科

児童学科の場合、現在、平成 27 年度以前のアドミッションポリシー(表 2-1-3)及びこれを改定した平成 28 年度児童学科のアドミッションポリシーの 2 種類が存在する。比較のために、表 2-1-3 と表 2-1-4 に示した。なお、平成 28 年度児童学科のアドミッションポリシーは、以前のアドミッションポリシーに『教育目標』と『高等学校までに培ってきた能力評価の仕方』を加えて改定したものである。これらのアドミッションポリシーは、平成 27 年度以前の学則及び平成 28 年度の学則の第 2 章「学部学科の組織」 第 4 条第 4 項に定められている学科の教育目的に基づいて、各年度の大学案内【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】や学生募集要項【資料 2-1-4】に記載され、かつホームページ【資料 2-1-5】で公開され明示されている。

表 2-1-3　平成 27 年度児童学科のアドミッションポリシー　出典【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

児童学科のアドミッションポリシー(学生受入れ方針)

◆乳幼児、児童の成長･発達に関わる遊び・学習の理論と実践的知識や技術を身につけて、教員や保育士として活躍したい人。
◆子どもが大好きで、一人一人を大切にし、自らの成長にも夢を持って努力できる人。
◆保育所・幼稚園・小学校の現場では、発達段階に応じた指導力が必要である。
◆高等学校の段階までに学ぶ全般的学習内容の基礎学力を充分に身につけておくことが必要である。特に国語・数学・地歴・公民・理科・英語については、理解を深めておくことが望まれる。また、スポーツや文化・芸術面にも幅広く関心を持ち、学生生活を送ることを勧める。

表 2-1-4　平成 28 年度児童学科のアドミッションポリシー　出典【資料 2-1-3】

1)教育目標

児童学科は、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭など、子どもの成長に関わるエキスパートとして、専門的知識と技術だけではなく、子どもに関わる現代の様々な課題について深く考える能力、さらには社会において仲間と協力して活動するために必要となるコミュニケーション能力を備えると共に、教養を高め礼節と品性を身に付けた人材を育成する。

2)求める人物像

上記の教育目標から、次のような資質を持った学生を求めている。
① 子どもが大好きで、乳幼児・児童一人一人を大切にする人。
② 自らの成長にも夢を持って努力しようとする人。
③ 子どもに関わる職業に就きたい人。
④ 大学での学びを達成するために必要なコミュニケーション能力と協調性を有している人。
⑤ 高等学校の主要教科の基礎学力を備え、またスポーツや文化、芸術面などの素養を有す人。

3)高等学校まで培ってきた能力評価の仕方

児童学科の教育課程では、教育・保育に関する専門書を読解するための能力、また、学んだ内容について自分の考えをまとめる論作文能力が求められる。そのため、高等学校段階での国語及び英語の基礎学力を入学前に備えていることが望まれ、推薦入試、一般入試、センター利用入試では、これらの能力を評価する。

なお、両学科のアドミッションポリシーを周知徹底するために、大学案内【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】や学生募集要項【資料 2-1-4】で記載し、ホームページ【資料 2-1-5】で公開して、高校生を対象とする各種の進学説明会や進学相談会、教職員による各高校の進路担当教員を対象とする巡回訪問、高校の進学関係の教員を対象とする進学説明会及び年に 2 回開催されるオープンキャンパスなど様々な機会を活用している。なお、平成 28 年度のアドミッションポリシーからは、入学者受け入れの方針と入学者受け入れの方法とが、大学案内【資料 2-1-6】や学生募集要項【資料 2-1-7】に明確に関連づけて表記されている。もちろん、ホームページ【資料 2-1-5】でも公開されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】2015(平成 27)年度大学案内【資料 F-2】参照
【資料 2-1-2】2016(平成 28)年度大学案内【資料 F-2】参照
【資料 2-1-3】2017(平成 29)年度大学案内【資料 F-2】参照
【資料 2-1-4】平成 27・28・29 年度学生募集要項【資料 F-4】参照
【資料 2-1-5】ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/【資料 F-8】参照
【資料 2-1-6】2017(平成 29)年度大学案内(p. 4～5)【資料 F-2】参照
【資料 2-1-7】平成 29 年度学生募集要項【資料 F-4】参照

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

・アドミッションポリシーに従って、入試選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しているか。
・入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。

本学では、平成28年度からアドミッションポリシーを、1)教育目標、2)求める人物像、3)高等学校まで培ってきた能力評価の仕方の3つに区分して表記している。これは、入学者受入れ方針と入学者受入れ方法(すなわち入試の方法・内容)とを関連付けて明示するためである。

入学者受け入れ方法として具体的には、健康栄養学科及び児童学科の各入学試験で筆記試験の他に面接試験を導入している。健康栄養学科の推薦入試及びセンター試験利用入試で面接試験を課し、特に健康と栄養に関する意識の高い受験生に対して、アドミッションポリシーに適合しているかを判定している。また、児童学科の推薦入試及び一般入試で面接試験を課しており、受験生が児童学科のアドミッションポリシーに適合しているかを判定している。すなわち、両学科の面接試験はアドミッションポリシーに沿った学生受入れ方法であると判断している。【資料2-1-8】【資料2-1-9】

また入試選抜の体制については、入試委員会を中心として、学務課の協力のもとに入試業務が行われている。入試委員会は、学長を委員長とし、学長の委嘱に基づく入試委員によって構成されている。入試委員は、原則として健康栄養学科長、児童学科長、学務課長、学生課長及び専任教員である入試問題作成・採点者である。以上のことから、本学の入試選抜は適切な体制のもとに運用されているといえる。そして、児童学科の一般入試の試験問題「英語」と「国語」に関しては、本学の作題者が著作権に抵触しないように作成し、入試当日まで耐火金庫で施錠して管理し、入試当日に作題者が採点して、入試本部にその成績を提出している。【資料2-1-10】【資料2-1-11】【資料2-1-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-8】　2017(平成29)年度大学案内(p.4～5)【資料F-2】参照
【資料2-1-9】　平成29年度学生募集要項【資料F-4】参照
【資料2-1-10】 入学試験問題綴
【資料2-1-11】 入試委員会規則
【資料2-1-12】 入試委員会議事録

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
・教育を行う環境の確保の為、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

健康栄養学科(家政学科)

健康栄養学科(家政学科)の入学定員・志願者数・合格者数・入学者数は、過去5年間に関しては表2-1-3に掲げるとおりである。この表で志願者の合計の推移を見ると、平成27年度の志願者84名は、平成26年度の志願者57名に比べて1.47倍以上に増加している。これは健康栄養学科の導入が原因で、平成28年度の志願者では平年並みに戻っている。健康栄養学科の志願者は、毎年定員を上回っており、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

確かに、平成28年度定員充足率については、健康栄養学科は72.5%となり、初めての大幅な定員割れとなった。表2-1-3にもあるように、平成28年度の入試全体で見れば、健康栄養学科(家政学科)の志願者数は定員を超えており、特に推薦入試とセンター試験利用

入試の募集定員をアドミッションポリシーに測りながら調整するなどの方法で定員をを確保できるものと判断する。無論、定員確保のための努力はこれにとどまることはなく、本学のアドミッションポリシーを基に、本学の教育・研究の魅力の社会への発信を強化しているところである。【表 2-1】

【表 2-1-3】（家政学科：平成 24 年～、健康栄養学科：平成 27 年～ ）　出典【表 2-1】

	試験区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	全体
健康栄養学科（家政学科）	一般入試 前期・後期	募集定員	20名	20名	20名			
		志願者	21名	19名	11名			
		合格者	18名	18名	10名			
		入学者	12名	15名	9名			36名
	推薦入試	募集定員	20名程度	20名程度	20名程度	15名	15名	
		志願者	21名	22名	25名	34名	37名	
		合格者	21名	22名	24名	15名	15名	
		入学者	21名	22名	24名	15名	15名	97名
	その他（社会人・留学生・帰国生徒を含む）	募集定員	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	
		志願者	0	0	0	0	0	
		合格者	0	0	0	0	0	
		入学者	0	0	0	0	0	
	センター試験利用入試 前期・後期	募集定員		2名程度※	4名程度※	25名	25名	
		志願者		17名	21名	50名	20名	
		合格者		16名	20名	33名	20名	
		入学者		5名	9名	26名	14名	54名
	合計	募集定員	40名	40名	40名	40名	40名	200名
		志願者	42名	58名	57名	84名	57名	
		合格者	39名	56名	54名	48名	45名	
		入学者	33名	42名	42名	41名	29名	187名
	定員充足率		82.5%	105%	105%	102.5%	72.5%	93.5%

※平成 25 年度センター試験利用入試の募集人員は家政学科と児童学科の合計で 5 名程度である。
※平成 26 年度センター試験利用入試の募集人員は家政学科と児童学科の合計で 10 名程度である。

児童学科

児童学科の入学定員・志願者数・合格者数・入学者数は、過去 5 年間に関しては表 2-1-4 に掲げるとおりである。少子化に伴い志願者数の急激な減少が予想されたことから、とりわけ児童学科においては平成 3(1991)年度の児童学科定員 120 人を最高に、順次定員の減少をはかり、平成 17(2005)年度には 60 人と定めた。児童学科の志願者の推移は、毎年定員を上回っており、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

確かに、平成 28 年度定員充足率については、児童学科は 71.7%となり、初めての大幅な定員割れとなっており、このことは、真摯に受け止めなければならない。しかし、平成 28 年度の入試全体で見れば、児童学科の志願者数は定員を超えている。したがって、アドミッションポリシーに測りながら、一般入試とセンター試験利用入試の募集定員を調整等の方策で、今後も定員を満たすことはできると考えている。無論、定員確保のための努力はこれにとどまることはなく、本学のアドミッションポリシーを基に、社会へ「本学の教育・研究の魅力」の発信を強化しているところである。【表 2-1】

【表 2-1-4】(児童学科)　出典【表 2-1】

	試験区分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	全体
児童学科	一般入試前期･後期	募集定員	30 名	30 名	30 名	20 名	18 名	
		志 願 者	48 名	33 名	25 名	21 名	10 名	
		合 格 者	43 名	30 名	24 名	20 名	10 名	
		入 学 者	37 名	22 名	20 名	15 名	5 名	99 名
	推薦入試	募集定員	30 名程度	30 名程度	30 名程度	30 名	24 名	
		志 願 者	19 名	26 名	26 名	19 名	25 名	
		合 格 者	19 名	26 名	26 名	19 名	25 名	
		入 学 者	19 名	26 名	26 名	19 名	25 名	115 名
	その他(社会人・留学生･帰国生徒を含む)	募集定員	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	
		志 願 者	0	0	0	0	0	
		合 格 者	0	0	0	0	0	
		入 学 者	0	0	0	0	0	
	センター試験利用入試前期・後期	募集定員		3 名程度※	6 名程度※	10 名	18 名	
		志 願 者		40 名	40 名	57 名	31 名	
		合 格 者		39 名	39 名	55 名	30 名	
		入 学 者		10 名	18 名	18 名	13 名	59 名
	合計	募集定員	60 名	60 名	60 名	60 名	60 名	300 名
		志 願 者	67 名	99 名	91 名	97 名	66 名	
		合 格 者	62 名	95 名	89 名	94 名	65 名	
		入 学 者	56 名	58 名	64 名	52 名	43 名	273 名
	定員充足率		93.3%	96.7%	106.7%	86.7%	71.7%	91.0%

※平成 25 年度センター試験利用入試の募集人員は家政学科と児童学科の合計で 5 名程度である。
※平成 26 年度センター試験利用入試の募集人員は家政学科と児童学科の合計で 10 名程度である。

【エビデンス集・データ編】

【表 2-1】　　　学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年間)

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-13】学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年間)
　　　　　　　【表 2-1】参照

【資料 2-1-14】入試委員会議事録

(3)2－1 の改善・向上方策(将来計画)

本学のアドミッションポリシーは、大学案内、学生募集要項及びホームページなどで明確に示されており、さらに学内外にあらゆる機会を利用して周知徹底に努めている。この点は今後も同様に継続していく。また、アドミッションポリシーに沿った学生の受け入れ方法という点では、平成 28 年 2 月 8 日(月)の入試委員会において、定員確保のための努力は当然としながら、アドミッションポリシーの内容を入試方法によりよく反映させるため、児童学科のセンター試験利用入試の受験生に対しても面接試験を導入することや、従来の推薦入試の見直し並びに AO 入試の導入等を検討課題とすることが確認された。

基準項目 2－2　教育課程及び教授方法

≪2－2 の視点≫

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1)2－2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2)2－2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

（必要に応じて学部・研究科ごとに記述）

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
・教育目的を踏まえ、課程別の教育課程の編成方針を適切に設定し、明示しているか。 ・履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

健康栄養学科(家政学科)のカリキュラムポリシー

平成 27 年 4 月に、従来の家政学科を健康栄養学科に改称し、管理栄養士養成校として再出発したため、現在、平成 26 年度以前の家政学科のカリキュラムポリシー(教育課程編成方針)、平成 27 年度の健康栄養学科のカリキュラムポリシー、さらに改定された平成 28 年度の健康栄養学科のカリキュラムポリシーの 3 種類が存在する。比較できるように、表 2-2-1 に平成 28･27･26 年度のカリキュラムポリシーを併記して示した。

表 2-2-1　教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)

健康栄養学科	H28 年度	アドミッションポリシーに記載された教育目標を達成するために、健康栄養学科では以下のようなカリキュラム方針に基づいた教育を行う。 ①大学の学びの地盤となる教養科目を通じて、現代社会の課題を理解し、これらの問題の解決に必要な考察力や判断力を身につける。 ②健康・栄養に関わる理論と実践を学ぶために、幅広い基礎から学年進行に伴って深く応用的な課題を学べるように授業科目を配置している。さらに管理栄養士に必要な基礎的な知識と技術を修得し、健康維持・増進や疾病予防の治療等における栄養管理を実践できる能力を身につける。 ③病院等における臨地実習・校外実習などを通して、管理栄養士業務を体験学習し、専門家としての使命感と倫理観及び地域の健康課題を改善する意欲を身につける。 ④各免許・資格に必要な実習や事前事後指導、及び学内外での行事等を通じて、社会において必要とされるコミュニケーション能力と協調性を身につける。 ⑤「卒業研究」では、科学的思考力を養いながら、問題解決能力やプレゼンテーション能力を身につける。 ⑥日常の学修指導(生活指導・履修指導)を通じて、自己管理能力を身につける。 出典【資料 2-2-1】
	H27 年度	健康生活に必要な幅広い専門的知識・方法等を教育研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある管理栄養士、栄養教諭などの養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。出典【資料 2-2-2】
家政学科	H26 年度	衣食住及び情報等の生活文化の向上改善に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある中学校・高等学校の家庭科及び高等学校の情報科教諭、栄養教諭、並びに栄養士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。出典【資料 2-2-3】

健康栄養学科及び従来の家政学科のカリキュラムポリシー(教育課程編成方針)は、表2-2-2 に示された学科の教育目的【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】を踏まえて適切に設定されて、各年度の学生便覧の扉のページ【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】に明示されている。平成 28 年度のカリキュラムポリシーは、本学における大学教育の充実に向けた3 つのポリシーの一つとなっており、学生便覧【資料 2-2-1】、学生募集要項【資料 2-2-4】及び大学案内【資料 2-2-5】に記載され、ホームページ【資料 2-2-6】でも公開されている。

表 2-2-2　教育目的

健康栄養学科	H27 年度以降	健康栄養学科は、人間の生涯にわたる健康生活に必要な幅広い専門的知識・方法等を中心課題として、家族・家庭、福祉、衣食住等に関わる事項を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある管理栄養士、栄養教諭、家庭科教員をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。出典【資料 2-2-8】
家政学科	H26 年度以前	家政学科は、衣食住及び情報等の生活文化の向上改善に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある中学校・高等学校の家庭科教諭、栄養教諭、並びに栄養士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。出典【資料 2-2-7】

児童学科のカリキュラムポリシー

学則第 4 条第 4 項に記載されている児童学科の教育目的【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】を踏まえ、児童学科のカリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)は明確に定められている。児童学科では、平成 27 年度以前のカリキュラムポリシーを改定し、現在は新たなカリキュラムポリシーに基づいて教育を行っている。児童学科の教育目的とカリキュラムポリシーが比較できるように、平成 28 年度用は表 2-2-4 に、平成 27 年度以前用は表 2-2-5 に示した。なお、各年度の児童学科のカリキュラムポリシーは、学生便覧の扉の裏ページ【資料2-2-1】【資料 2-2-2】に明示されており、本学における大学教育の充実に向けた 3 つのポリシーの一つとなっており、募集要項【資料 2-2-4】及び大学案内【資料 2-2-5】に記載され、ホームページ【資料 2-2-6】でも公開されている。

表 2-2-4　児童学科の教育研究目的とカリキュラムポリシー(平成 28 年度)

児童学科	教育目的 出典【資料 2-2-9】	児童学科は、子どもの健全な発達と人間形成に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある幼稚園・小学校教諭及び保育士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。
	カリキュラムポリシー 出典【資料 2-2-1】	アドミッションポリシーに記載された教育目標を達成するために、児童学科では以下のようなカリキュラム方針に基づいた教育を行う。 ①大学の学びの地盤となる教養科目を通じて、現代社会の様々な課題を理解し、これらの問題の解決のために必要な考察力や判断力を身につける。 ②幅広い基礎(保育・教育に関する原理や心理学、及び表現の技能など)から、学年進行に伴って深く応用的な課題(各教科の教育法や指導法など)を学べるように授業科目を配置し、保育・教育に必要な専門的知識と専門的技術を身につける。 ③各免許・資格に必要な実習や事前事後指導、及び学内外での行事等を通じて、社会において必要とされるコミュニケーション能力と協調性を身につける。 ④「卒業研究」では、論理的思考力を養いながら、問題解決能力やプレゼンテーション能力を身につける。 ⑤日常の学修指導(生活指導・履修指導)を通じて、自己管理能力を身につける。

表 2-2-5　児童学科の教育研究目的とカリキュラムポリシー(平成 27 年度以前)

児童学科	教育目的 出典【資料 2-2-10】	児童学科は、子供の健全な発達と人間形成に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある幼稚園・小学校教諭及び保育士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。
	カリキュラムポリシー 出典【資料 2-2-2】	子どもの健全な発達と人間形成に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある幼稚園・小学校教諭及び保育士の養成をはじめ、社会各般の分野で有能な人材として貢献できる女性を育成する。

単位の実質化

また、両学科ともに、平成 28 年度入学生からは履修登録単位数に上限を設定している。学生便覧履修内規第 2 条(履修手続きと履修登録の上限(CAP 制))の第 4 項に、1 年間に履修できる健康栄養学科の履修登録数の上限が定められている。第 5 項には、1 年間に履修できる児童学科の履修登録数の上限が定められている【資料 2-2-11】。表 2-2-6 に示した通り、さらに単位制度の実質化を保つための授業時間外学修についても、学務課が、新入生には学生生活の手引き【資料 2-2-12】を用いて、入学時のガイダンスで、在学生には年度初めの前期ガイダンスで履修指導している。

この上限に基づき、健康栄養学科は 128 単位、児童学科は 124 単位が卒業要件となっており、両学科とも CAP 制は導入しているが、進級制をとっていない。最終的には 4 年間で必要単位の修得ができれば卒業となる。

表 2-2-6 CAP 制　出典【表 2-8】【資料 2-2-11】

	健康栄養学科	児童学科
	1 年間で履修できる単位数の上限	1 年間で履修できる単位数の上限
1 年次	64 単位	50 単位
2 年次	44 単位	48 単位
3 年次	40 単位	40 単位
4 年次	15 単位	40 単位

【エビデンス集・データ編】

【表 2-8】　　　年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】　平成 28 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」【資料 F-5】参照
【資料 2-2-2】　平成 27 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」【資料 F-5】参照
【資料 2-2-3】　平成 26 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」【資料 F-5】参照
【資料 2-2-4】　平成 29 年度学生募集要項【資料 F-4】参照
【資料 2-2-5】　2017(平成 29)年度大学案内(p. 6, p. 14)【資料 F-2】参照
【資料 2-2-6】　ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/【資料 F-8】参照
【資料 2-2-7】　平成 26 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p. 8)【資料 F-5】参照
【資料 2-2-8】　平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p. 8)【資料 F-5】参照
【資料 2-2-9】　平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 4 項」(p. 8)【資料 F-5】参照

【資料 2-2-10】 平成 27 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 4 項」(p. 8)【資料 F-5】参照
【資料 2-2-11】 平成 28 年度学生便覧「履修内規 第 2 条 1 項～5 項」(p. 39～40)【資料 F-5】
【資料 2-2-12】 学生生活の手引き 2016(平成 28)年度「学務課」(p. 2)

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

・教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程を編成しているか。
・授業内容・方法などに工夫をしているか。
・教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

健康栄養学科

健康栄養学科の教育課程は、カリュキュラムポリシーに従って、以下に示す健康栄養学科の『編成方針と教育内容・方法』(表 2-2-7)、家政学科の『編成方針と教育内容・方法』(表 2-2-8)の通り、くさび形教育のメリットを意識して、体系的に編成され、かつ段階的に実施されている。表 2-2-7 と表 2-2-8 に示された概略は、本学学則【資料 2-2-13】、各年度の教育課程表【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】及び「健康栄養学科」の開講科目表【資料 2-2-18】並びに「家政学科」の開講科目表【資料 2-2-19】からの抽出である。

表 2-2-7 平成 28 年度 健康栄養学科の編成方針と教育内容

出典【資料 2-2-14】【資料 2-2-18】

学科	編成方針抜粋※	教育内容・方法	
健康栄養学科	教養科目を通じて、現代社会の課題を理解し、問題解決に必要な考察力や判断力を身につける	教養科目※	・人文・社会分野の科目 ・自然分野の科目 ・基礎技術分野の科目
		外国語科目	「英語」、「独語」、「中国語」、「仏語」
		保健体育科目	「体育」
	管理栄養士に必要な基礎的な知識と技術の修得、健康維持・増進や疾病予防の治療等における栄養管理を実践できる能力を身につける。 管理栄養士業務を体験学習し、専門家としての使命感と倫理観及び地域の健康課題を改善する意欲を身につける。	専門教育科目 (専門基礎分野、専門分野)	・管理栄養士養成課程の科目。専門基礎分野の科目を 1 年次から 2 年次に配置。 ・専門分野の科目を 1 年次から 3 年次まで配置。
		教職に関する科目	栄養教諭一種免許状、中学校教諭一種(家庭)、高等学校教諭一種(家庭) を取得するための科目は、1 年次から 3 年次まで分散配置。
	科学的思考力を養いながら、問題解決能力やプレゼンテーション能力を身につける。	専門課程の総仕上げ	卒業研究

※編成方針抜粋は、平成 28 年度健康栄養学科のカリュキュラムポリシーからの抜粋。

表 2-2-8　平成 26 年度　家政学科の編成方針と教育内容・方法

出典【資料 2-2-15】【資料 2-2-19】

学科	編成方針※	教育内容・方法	
家政学科	幅広い教養・総合的判断力・豊かな人間性の涵養のため。	共通教養科目	・人文・社会分野の科目 ・自然分野の科目 ・基礎技術分野の科目 ・4 年次の教養科目：自然科学概論
		外国語科目	「英語」、「ドイツ語」、「中国語」
		保健体育科目	「体育」
	専門的知識・技術を極め教員並びに栄養士免許取得のため。	専門教育科目 教職に関する科目	栄養士養成課程の科目。 中学校教諭一種(家庭)、高等学校教諭一種(家庭)、栄養教諭二種免許状を取得するための科目。また、専門教育科目の「家政学原論」、「家庭管理学概論」を卒業要件単位とすることによって、家政学の伝統の基礎を履修し、幅広い教養の涵養に寄与させる。併せて、教職課程の教科「家庭」の兼用単位としても設定されている。
		専門課程の総仕上げのため。	卒業研究

※編成方針は、家政学科の教育目的(学則第 4 条第 3 項)と平成 26 年度のカリュキュラムポリシーに基づく。

健康栄養学科は、平成 27 年 4 月から管理栄養士養成課程として再出発し、今年で 2 年目となり、まだ完成年度には至っていない。1・2 年次では、教養科目のほか、特に基礎的な情報技術と表現力を修得させるために、基礎技術分野として、情報基礎、情報機器の操作及びプレゼンテーション論が卒業要件必修科目として設置されている。これらの講義で身につける学力・能力は、2 年次以降に開講される専門的科目の内容を十分に理解するために必要となる基礎学力であり、それ故に 1 年次でこうした力を確実にすることが求められているためである。また、くさび形教育のメリットを意識して、1 年次から管理栄養士養成課程の科目を開講し、1 年次から 3 年次までは栄養教諭一種、中学校教諭一種(家庭)、高等学校教諭一種(家庭)を取得するための科目を分散配置し、体系的に編成され、かつ段階的に実施されていると判断している。

児童学科

児童学科の教育課程は、カリュキュラムポリシーに従って、以下に示す児童学科の『編成方針と教育内容・方法』(表 2-2-9、表 2-2-10)の通り、くさび形教育のメリットを意識して、体系的に編成され、かつ段階的に実施されている。表 2-2-9 と表 2-2-10 に示された概略は、本学学則【資料 2-2-13】、平成 28 年度と平成 26 年度の教育課程表【資料 2-2-16】【資料 2-2-17】及び各年度の開講科目表【資料 2-2-20】【資料 2-2-21】からの抽出である。

表 2-2-9　平成 28 年度　児童学科の編成方針と教育内容・方法

出典【資料 2-2-16】【資料 2-2-20】

<table>
<tr><th>学科</th><th>編成方針※</th><th colspan="2">教育内容・方法</th></tr>
<tr><td rowspan="5">児童学科</td><td rowspan="3">教養科目を通じて、現代社会の課題を理解し、問題解決に必要な考察力や判断力を身につける</td><td>教養科目※</td><td>・人文・社会分野の科目
・自然分野の科目
・基礎技術分野の科目
・4 年次の教養科目：自然科学概論</td></tr>
<tr><td>外国語科目</td><td>「英語」、「ドイツ語」、「中国語」</td></tr>
<tr><td>保健体育科目</td><td>「体育」</td></tr>
<tr><td>幅広い基礎から応用的な課題を学び、保育・教育に必要な専門的知識と専門的技術を身につける。</td><td>専門教育科目
・専門に関する科目
・教科に関する科目
・教職に関する科目
・保育士に関する科目</td><td>小学校教諭一種、幼稚園教諭一種免許状を取得するための科目。保育士養成の科目。また、専門教育科目の「発達心理学」、「教育心理学」、「臨床心理学」、「保育の心理学」等を卒業要件単位とすることによって、保育士や教員の専門基礎を修得させる。</td></tr>
<tr><td>論理的思考力を養いながら、問題解決能力やプレゼンテーション能力を身につける。</td><td>専門課程の総仕上げ</td><td>卒業研究</td></tr>
</table>

※編成方針は、平成 28 年度児童学科のカリュキュラムポリシーからの抜粋。

表 2-2-10　平成 26 年度　児童学科の編成方針と教育内容・方法

出典【資料 2-2-17】【資料 2-2-21】

<table>
<tr><th>学科</th><th>編成方針※</th><th colspan="2">教育内容・方法</th></tr>
<tr><td rowspan="5">児童学科</td><td rowspan="3">幅広い教養・総合的判断力・豊かな人間性の涵養のため。</td><td>共通教養科目</td><td>・人文・社会分野の科目
・自然分野の科目
・基礎技術分野の科目
・4 年次の教養科目：自然科学概論</td></tr>
<tr><td>外国語科目</td><td>「英語」、「ドイツ語」、「中国語」</td></tr>
<tr><td>保健体育科目</td><td>「体育」</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門的知識・教育技術を極め、保育士・教員免許取得のため。</td><td>専門教育科目
・専門に関する科目
・教科に関する科目
・教職に関する科目
・保育士に関する科目</td><td>保育士養成の科目。
小学校教諭一種、幼稚園教諭一種免許状を取得するための科目。また、専門教育科目の「発達心理学(1)」、「発達心理学(2)」、「発達心理学(3)」を卒業要件単位とすることによって、保育士や教員の専門基礎を修得させる。</td></tr>
<tr><td>専門課程の総仕上げのため。</td><td>卒業研究</td></tr>
</table>

※編成方針は、児童学科の教育目的（学則第 4 条第 4 項）と平成 26 年度のカリュキュラムポリシーに基づく。

児童学科の 1 年次では、教養科目のほか、特に基礎的な情報技術と表現力を修得させるために、基礎技術分野として、論作文技術(1)・(2)、情報機器の操作(1)・(2)が卒業要件科目として設置されている。これは学年が進むにつれて必要となる基礎学力であり、それ故に 1 年次で文章表現能力の基礎及び情報機器操作の基礎を確実にすることが求められているためである。さらに、1 年次から、保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許に関連する科目を開講し、くさび形教育を取り入れ、体系的に編成され、かつ段階

的に実施されていると判断している。また、4 年次で教養科目として『自然科学概論』を開講している。この教養科目は、高学年次で履修した方が良いという教育的配慮である。

授業内容・方法などの工夫として、特に児童学科では、前期の「学校教育体験実習Ⅰ」(10 日間)と後期の「学校教育体験実習Ⅱ」(10 日間)は、小学校教育実習(18 日間)を補完する形で、平成 23 年度から導入された。これは、いわば 38 日間のインターンシップ的活動で、ほぼ 1 年間の小学校の現場を理解するのに役立っている。【資料 2-2-22】

両学科に共通する点

授業内容・方法などの工夫として、平成 28 年度から、両学科に共通する教養科目として、1 年次の学生を対象とした、「共通授業(2 単位)」を開講している。この授業は、学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム【資料 2-2-23】に参加している 3 大学の教員と弘前市役所の職員等が講師となり、弘前地域の課題について、講師から教授される学問的観点、現場の視点を踏まえて学生同士で議論し、一定の提言をするものである。また、両学科の 2 年次で開講されている『教職の理解』【資料 2-2-24】は、教育や行政の現場で活躍して、本学で実務家教員として活躍している教員と、本学で教育行政や教育原理などを担当している専任教員とのコラボによるオムニバス形式として工夫された授業である。この科目が導入された昭和 63 年以来、教職を目指す学生のモチベーションを上げ、教職の道への指針となっている。

平成 26 年度以前の入学者については、栄養士養成課程の科目、栄養教諭養成課程の科目、そして中学校・高校教員一種(家庭)養成課程の科目が体系的に編成されている。また、児童学科では、1 年次から、保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許に関連する科目を開講し、くさび形教育を配慮して体系的に編成されている。また、平成 26 年度以前の教育課程も、各学科の教育目的とカリュキュラムポリシー(教育課程の編成方針)に従って、家政学科の『編成方針と教育内容・方法』(表 2-2-7)と児童学科の『編成方針と教育内容・方法』(表 2-2-9)の通り、くさび形教育のメリットを意識して、体系的に編成され、かつ段階的に実施されている。表 2-2-8 と表 2-2-10 に示された概略は、教育課程表及び平成 26 年度入学生「家政学科」の開講科目表【資料 2-2-15】【資料 2-2-19】及び「児童学科」の開講科目表【資料 2-2-17】【資料 2-2-21】からの抽出である。

教育課程の実施にあたっては、毎年 4 月に、全学生並びに全教職員に授業計画(シラバス)を配布し、入学時のガイダンスや履修ガイダンス、前期ガイダンス、後期ガイダンス、及び教職ガイダンスなどで、履修の要領や単位制の実質化について指導している。平成 28 年度の授業計画(シラバス)には、今までになかった工夫として、授業の到達目標を、『知識・理解』、『汎用的技能』、『態度・志向性』及び『総合・統合』の 4 つの学士力のいずれかと関連づけ、どのような学士力が身に付いたかの判断資料となるようにした。

また、本学の教育課程は、入学前から卒業までの 4 年間を貫く東北女子大学ポートフォリオをコアとして、特徴的な 2 つの支援プログラムである、『修学支援』と『キャリア支援』に支えられている。この両支援プログラムの時系列の実施予定については、図 2-2-1 修学支援&キャリア支援(出典:前期学事予定・後期学事予定)に示した。なお、『修学支援』については基準 2-3 で、『キャリア支援』については基準 2-5 で述べる。【資料 2-2-25】【資料 2-2-26】

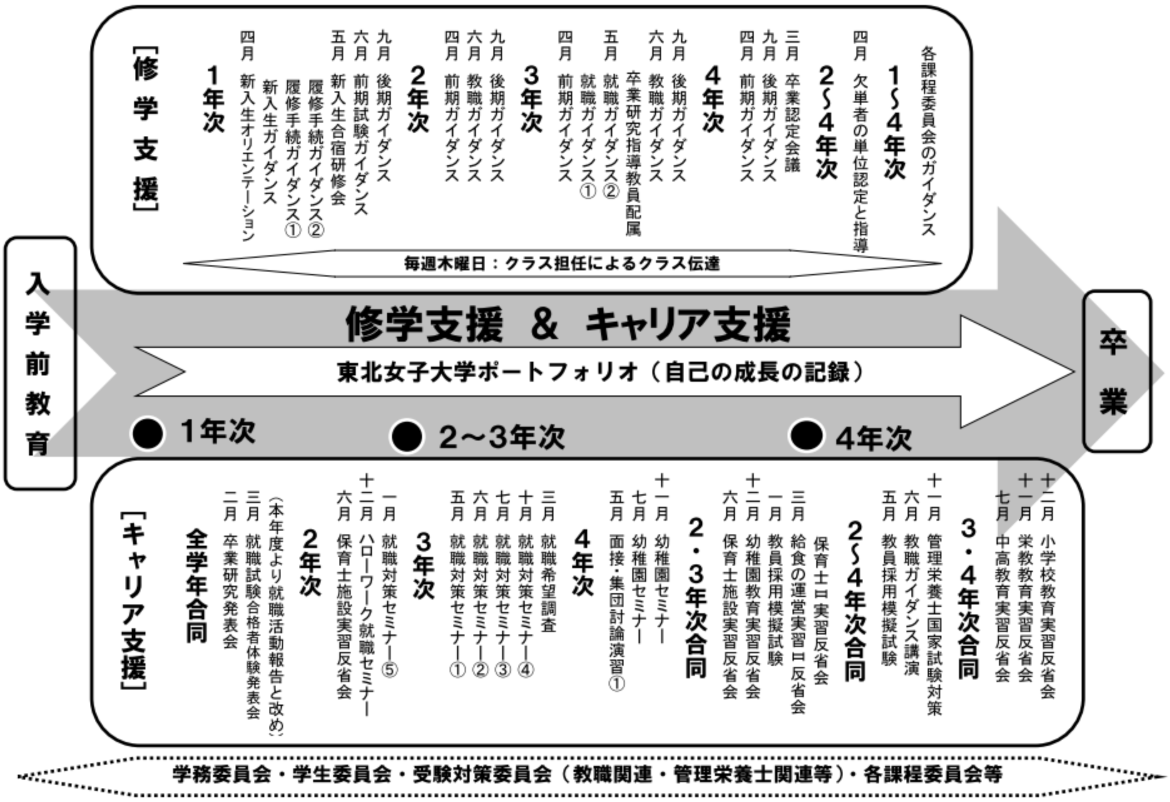

図 2-2-1　修学支援＆キャリア支援　　出典【資料 2-2-25】【資料 2-2-26】

教授方法の改善

本学における教授方法のための取り組みの一つとして、教育改善(FD)委員会が実施している、学生対象の「『授業改善』のための調査」アンケート(隔年実施)がある。このアンケートは、本学が開講している全科目(卒業研究、臨地臨床実習を除く)が対象で、その質問項目は、授業内容の理解度、目的目標の明確さ、方法・教材の工夫、学生自身の取り組み状況等と総合的満足度の 14 項目からなっている。授業科目毎の集計結果には、簡単に比較できるように学科の平均値と当該科目の平均値がレーダーチャートで併記されており、各授業担当教員にフィードバックすることで、教員個人が教育研究のための研鑽を積む資料として活用している【資料 2-2-27】。また、この個別の集計結果を、様々な視点によって分析作業を行うことで、教員個人はもとより、教育研究機関としての大学全体が抱えている実情を明らかにして、それを「『授業改善』のための調査」報告書【資料 2-2-28】にまとめ､それをもとに全教職員を対象に｢学生による授業評価の集計結果についての検討会｣を実施して研修を実施し、学修及び授業支援の体制改善に反映させている。また、毎年 2、3 回程度、FD 委員会が主催の FD 研修会を学内で開催しており、大学教育の基礎的な理論や実践についての勉強会や、具体的な教育方法についての検討の場となっている。このように、本学では教授方法の改善のために、組織体制を整備し運用していると判断する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-13】 平成 28 年度学生便覧「学則第 5 章」(p. 9～p. 11)【資料 F-5】参照

【資料 2-2-14】 平成 28 年度学生便覧「教育課程表・健康栄養学科」(p. 20～22)
【資料 F-5】参照
【資料 2-2-15】 平成 26 年度学生便覧「教育課程表・家政学科」(p. 18, 19～21)
【資料 F-5】参照
【資料 2-2-16】 平成 28 年度学生便覧「教育課程表・児童学科」(p. 23～26)
【資料 F-5】参照
【資料 2-2-17】 平成 26 年度学生便覧「教育課程表・児童学科」(p. 18, 22～24)
【資料 F-5】参照
【資料 2-2-18】 平成 28 年度入学生「健康栄養学科」開講科目表
【資料 2-2-19】 平成 26 年度入学生「家政学科」開講科目表
【資料 2-2-20】 平成 28 年度入学生「児童学科」開講科目表
【資料 2-2-21】 平成 26 年度入学生「児童学科」開講科目表
【資料 2-2-22】 平成 28 年度授業計画(シラバス)「共通授業」(p. 165)、「教職の理解」(p. 246)、「学校教育体験実習Ⅰ」(p. 319)、「学校教育体験実習Ⅱ」(p. 320)
【資料 F-12】参照
【資料 2-2-23】 「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」規約
【資料 2-2-24】 平成 28 年度授業計画(シラバス)「共通授業」(p. 3)、「教職の理解」(p. 82)
【資料 F-12】参照
【資料 2-2-25】 東北女子大学ポートフォリオ
【資料 2-2-26】 平成 28 年度前期学事予定・平成 27 年度後期学事予定
【資料 2-2-27】 学生による授業評価アンケート集計結果表(科目別)
【資料 2-2-28】 「『授業改善』のための調査」報告書(平成 27 年度)

(3)2－2 の改善・向上方策(将来計画)

現時点で、両学科に複数存在するカリキュラムポリシーは、いずれ平成 28 年度版のカリキュラムポリシーにとってかわる。この新カリキュラムポリシーは、今後の両学科のカリキュラム改定を念頭に作成されたもので、この改定業務を実施していく中で、他のアドミッションポリシーやディプロマポリシーを含め、本学の 3 つのポリシーとの整合性を精査し、新たなカリキュラムをより適切なものとしていく。

大学設置基準は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、履修科目の登録の上限を定めるように要求している。本学では、平成 28 年度入学生から年次別の履修登録単位数の上限も定め CAP 制を導入した。しかし本学のように、免許・資格が取得できることを看板にし、そして現に免許・資格を生かした職業に就職する学生が大多数であることを学生募集に活かしている大学の場合、履修登録単位数の上限を 40 単位にすると、例えば児童学科では 2 つの免許・資格しか履修できないことになってしまい、小・幼・保の 3 つの免許・資格を取得できる道が閉ざされることになる。現在、カリキュラム委員会において、単位の実質化を確保するために、必修科目のスリム化を行ったうえで、小・幼・保の 3 つの免許・資格を同時に取得することの可否・是非を含めて、本学の独自性を生かしたカリキュラムのあり方を改めて検討しているところである。平成 31 年度を目途に、この点の検討を終え、新たなカリキュラムの導入を目指していく。

教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫については、平成26年度までは、両学科に教養科目及び「教職の理解」(専門科目)が共通開設されていた。平成27年4月に健康栄養学科開設と同時に、両学科で同時に開講される科目は、「教職の理解」1つだけとなった。平成28年度からはこれに加え、「共通授業」が開講されているが、児童学科カリキュラム委員会では、両学科共通教養科目をより広範に開講することについての議論がなされ、これが両学科にまたがるカリキュラム委員会の設置につながった。平成31年度を目途に、両学科共通の教養科目の導入を検討していく。また、その際には、教養科目の質と量を確保するために、本学の教育目的の観点から教養教育の目標を明確にし、教養教育の実施体制のあり方を同時に検討する予定である。

教員の資質・能力向上のために、学生による評価、教員相互の評価、さらにFD研修会だけでなく、今後の授業改善として、特に教職課程にアクティブラーニングとICTの活用を取り入れた授業の推進を強化していく。

基準項目2－3　学修及び授業の支援

≪2－3の視点≫

2-3-①　教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1)2－3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2)2－3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

(必要に応じて学部・研究科ごとに記述)

2-3-①　教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実
・教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。 **・オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。** **・教員の教育活動を支援するためにTAなどを適切に活用しているか。** **・中途退学者、停学者及び留年者への対応策を行っているか。** **・学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し学修及び授業支援の体制改善に反映させているか。**

本学の修学支援(学修及び授業支援)としては、教員・職員が協力して行う各種のガイダンスがまず挙げられる。これは学生全体に対する支援である。

新入生に対しては、「入学前教育」、「入学時のオリエンテーションとガイダンス」、「学務課による履修指導」、「1年生山の家合宿研修会」、「試験ガイダンス」そして「後期ガイダンス」など、時期に応じて必要な指導・ガイダンスを実施しており、これらの中で、履修の要領や単位制の実質化【資料 2-3-1】について学生に理解させている。各学科の各学年にクラス主任を配置し、このクラス主任によるクラス指導・個別指導を上記のガイダンス等と

併せて行うことによって、入学後に生じやすい精神的不安を持つ学生の問題解決を図り、学生自身に各学科の専門領域における教育目的・目標を自覚させ、4 年間の勉学の流れを理解させるための支援として効果を上げてきた。特に、1 泊 2 日の日程で行われる「1 年生山の家合宿研修会」は、その実施時期(5 月末～6 月初旬)が、ちょうど大学にも慣れ、学業上の悩みや問題を抱え、精神的にも不安定になり易い時期である。この合宿研修会は、自然に親しんだり、教師と悩みや問題を語り合ったりすることで、心身ともにリフレッシュでき、また将来を語り合える親友を見つける機会にもなっており、少人数大学ならではの学生の学修支援の一環と言える。

在学生に対しては、「前期ガイダンス」及び「後期ガイダンス」等を実施し、履修の要領や単位制の再確認をしている。これらのガイダンスでは、以後の学習を、意欲を持って円滑に進められるように、また将来を見据えた有意義な学生生活を送れるように指導を行っている。さらに 1 年次から 3 年次までは、週 1 回のクラス伝達の時間(45 分)が前期・後期の時間割に計画的に組み込まれており、各種ガイダンスの補完や生活指導などにも当てられている。こうした修学支援は、学務課、学生課、各委員会及び全教職員で実施され、このような従来からの伝統を維持するために、平成 28 年 4 月から、東北女子大学教職員協働による学生支援規則として明文化されている。本学の学生支援体制の全体像は、この東北女子大学教職員協働による学生支援規則【資料 2-3-2】と本学の学務分掌【資料 2-3-3】から、以下の図 2-3-1 のように図式化される。

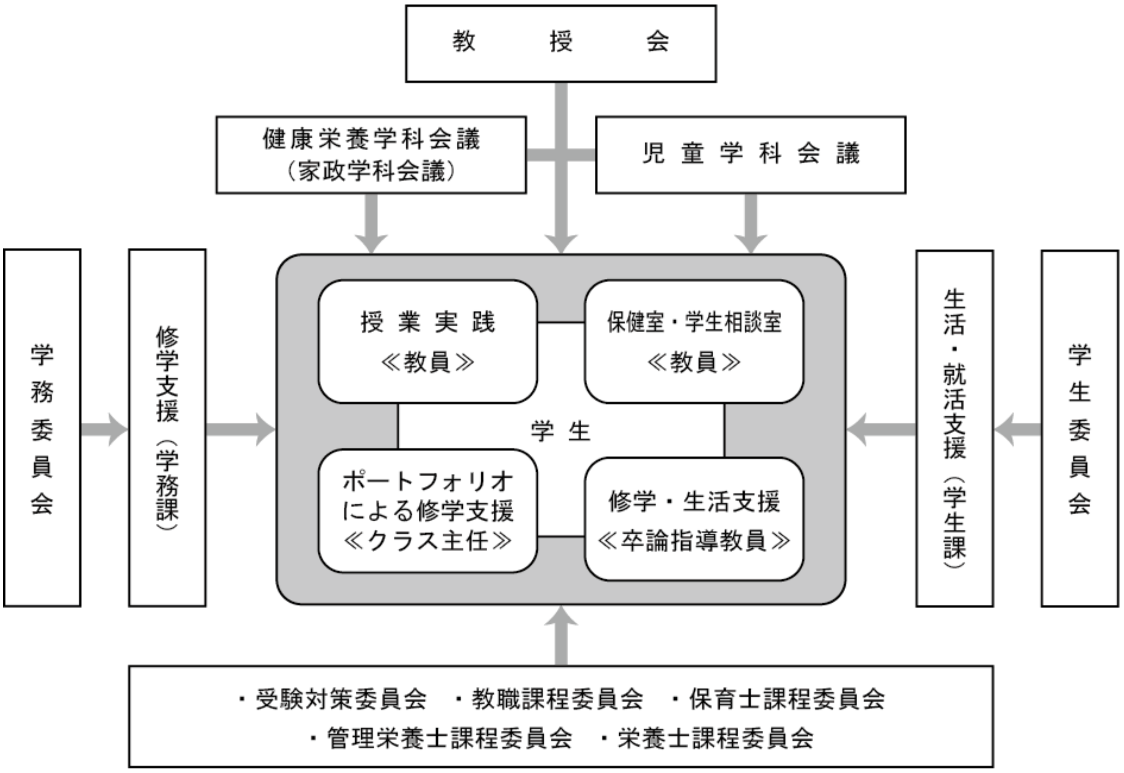

図 2-3-1　学生支援体制　出典：【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】

次に個別の学生への学修支援や授業支援としては、本学が開学以来、助言教員制【資料

2-3-4】を採用している点が挙げられる。1・2 年次の学生に対してはクラス主任が、3・4 年次の学生に対してはクラス主任及び卒業研究指導教員が助言教員として、学修支援や授業支援及び個人生活に関わる悩み事などについて、適切な助言・指導が与えられるよう任に当たっている。さらに、これらの助言・指導が計画的にスムーズに運営されるように、履修や授業支援に関しては学務課職員、あるいは生活支援に関しては学生課職員と助言教員との連携をとり、教員と職員の協働による学生支援を実施して来た。平成 28 年度からは、以上のことが明文化され、助言教員制を補完する形で、教職員協働による学生支援規則が施行され、実施体制が整備されている。併せて、従来から学生課がその窓口となっていた学生相談についても、平成 28 年 4 月から学生相談室規則【資料 2-3-5】が施行され、障がい学生への学修支援だけでなく、些細な勉学上の躓きを解消するための支援のためにも従来から設置されている「学生相談室」が利用できるようになった。そしてこの学生相談室の利用を推進するため、及び学生の相談や意見を汲み上げる仕組みの一つとして、学務課内に相談ポストも設置して活用している。

オフィスアワー【資料 2-3-6】の活用については、本学は小規模大学であり、また教員の在・不在が学生にもわかるように電光掲示板が玄関ホール脇に設置してあり、学生は自分のタイミングで相談に来ることができるようになっている。さらに各教員のオフィスアワーを全学的【資料 2-3-7】に設け、その時間帯であれば確実に、個別に各研究室で相談に応じられる体制を整えている。各研究室前には各々のメールアドレス等を表示し、他学生の目を気にすることなく、学生の自主的な学習を手助けするための支援を行っている。教員対象の平成 27 年度前期・後期オフィスアワー利用状況調査【資料 2-3-8】、及び学生対象の学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度）【資料 2-3-9】でも、同様に相談内容で 1 番多いのが「勉強に関すること」、2 番目に多いのが「将来の進路」であった。

TA 制度については、本学では学生による TA 制度は導入していないが、特に、健康栄養学科や家政学科の実習では助手や助教が TA として能力を発揮している。また、両学科の教職実践演習では、TA や T2 は授業展開の強力な要員となっている。さらに、児童学科の音楽表現Ⅰ(1)、音楽表現Ⅰ(2)、音楽表現Ⅲ(1)、音楽表現Ⅲ(2)の実技指導では、受講者全員が 4 年間で、ピアノが弾けるようにするため、専任教員 1 名と非常勤 4 名の体制、すなわち 1 人の教員が最大 6 名の学生を指導する体制で学生を指導し、実績を上げている。【資料 2-3-10】

本学の退学率は、私立大学 550 校における、在学者に対する退学者の割合の単純平均 3.3%に比較すれば、全体では低く推移している。停学者は過去に出したことはない。留年については、在籍中に主として病気等で休学し、復学した場合、半年ないし 1 年間卒業を延期している場合がほとんどである。

過去 3 年間の退学者数は表 2-3-1【資料 2-3-11】に示すとおりである。年度による変動はあるが、両学科各学年で年間 1～3 人の退学者に留まっている。参考までに、過去 6 年間の退学率の推移を図 2-3-1 に示した。なお、過去 3 年間の平均退学率は 1.6%であり、学科によって大きな違いはない。2 年次までの退学者の割合が高く、推薦入学合格者に退学者がやや多い傾向がみられる。退学理由としては、大学への不適応によるものも増加している。また、近年の不況の影響で経済的事由【資料 2-3-12】による退学者も出ている。日本私立学校振興・共済事業団による 2008 年の調査では、私立大学の家政学部における中途

退学率は 3.0%と報告されている。それと比較しても本学の退学率は、特に問題はないと言える。退学者を出さないための事前対策としては、入学生が大学とのミスマッチで中途退学しないように、オープンキャンパスや大学説明会などで本学の特徴を周知させるように努めているほか、上述のようなきめ細やかな学修・授業支援を通じて学生の問題を早期に解決するように努めている。

表 2-3-1　退学者数の変動（過去 3 年間）　　　　　　　　　平成 28 年 3 月 31 日現在

年度	平成 25 年度					平成 26 年度					平成 27 年度					合計
学年	1 年	2 年	3 年	4 年	計	1 年	2 年	3 年	4 年	計	1 年	2 年	3 年	4 年	計	
家政学科	1	1	0	2	4	1	1	1	1	4		1	0	0	1	9
健康栄養学科											1				1	1
児童学科	1	1	3	1	6	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	8
合　計	2	2	3	3	10	1	1	2	1	5	1	1	0	1	3	18
在籍者数	98	83	90	98	369	106	98	83	89	376	93	105	97	81	376	1121
退学率（%）	2.0	2.4	3.3	3.1	2.7	1.0	1.0	2.4	1.1	1.3	1.1	1.0	0	1.2	0.8	1.6
出典【資料 2-3-11】【表 2-4】参照																

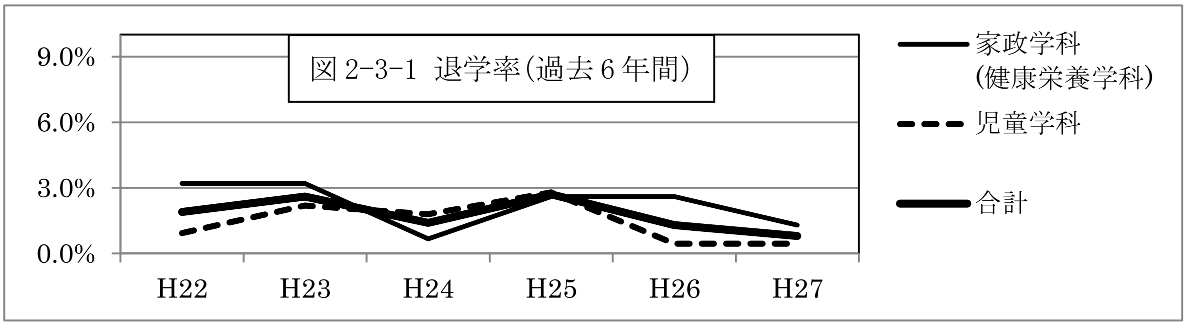

図 2-3-1　退学率(過去 6 年間)

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みは、教育改善(FD)委員会による学生対象の「『授業改善』のための調査」（隔年実施）である。このアンケートは、本学が前後期開講している全科目（卒業研究、臨地臨床実習、旧教養科目を除く）が対象で、隔年で前後期 2 回実施している。その質問項目は授業と教師について 8 項目、学生自身の取り組みについて 5 項目と総合満足度の計 14 項目である。授業ごとのアンケート集計結果は授業担当教員に明示することで、教員個人が授業改善、教育研究のための研鑽を積む資料として活用してきた。全体のアンケート集計結果は、様々な視点による集計分析する作業を行い、教員個人はもとより、教育研究機関としての大学全体が抱えている実情を明らかにし、それを「『授業改善』のための調査」報告書【資料 2-3-13】にまとめた。それを全教職員に配布、説明し、教職員の教育研究、授業改善に活用してきた。なお、平成 27(2015)年度の「『授業改善』のための調査」アンケートの回収率は前期 91.5%、後期 95.9%である。

【エビデンス集・データ編】
【表 2-4】　学部、学科別の退学者数の推移(過去 3 年間)
【エビデンス集・資料編】
【資料 2-3-1】　学生生活の手引き 2016(平成 28)年度「学務課」(p.2)
【資料 2-3-2】　教職員協働による学生支援規則
【資料 2-3-3】　平成 28 年度東北女子大学学務分掌
【資料 2-3-4】　学生生活の手引き 2016(平成 28)年度「オフィスアワー」(p.11)
【資料 2-3-5】　東北女子大学学生相談室規則
【資料 2-3-6】　学生生活の手引き 2016(平成 28)年度(p.11)
【資料 2-3-7】　平成 28 年度オフィスアワー一覧
【資料 2-3-8】　平成 27 年度オフィスアワー利用状況調査
【資料 2-3-9】　学生生活に関する実態調査報告書(平成 27 年度)(Q33.オフィスアワーについて)
【資料 2-3-10】　助手の配置一覧(平成 28 年度前期・平成 27 年度後期)
【資料 2-3-11】　学部、学科別の退学者数の推移(過去 3 年間)【表 2-4】参照
【資料 2-3-12】　学務委員会議事録(学籍異動：退学者)
【資料 2-3-13】　「『授業改善』のための調査」報告書(平成 27 年度)

(3)2－3 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、従来から学務課や学生課に協力教員を配置し、さらに助言教員制を活用することで全学的に教職員協働によるきめ細やかな学生支援を実施してきた。平成 28 年 4 月から導入された『教職員協働によるは学生支援規則』は、こうした従来から存在する体制を明確にするためのものである。さらに障がい学生や勉学上の躓き学生など多様な学生への支援が具体的に実施できるようになった。これらの点については、今後も入学生の多様化を想定しつつ継続していく。

なお、学生相談室の運営を軌道に乗せるために、平成 28 年 4 月には、特に勉学上の躓きを解消するために、気軽に学生に参加してもらいたいとの意図で、空き講義室を利用して、サイエンス・カフェと称して学習支援を開始している。また、大学とのミスマッチによる退学者をなくすための方策、Web 等を利用した学生の意見をくみ上げる仕組みの強化などの対策を講ずることなど、今後の検討課題とする。

基準項目 2－4　単位認定、卒業・修了認定等

≪2－4 の視点≫

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1)2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

(2)2－4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

(必要に応じて学部・研究科ごとに記述)

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

・単位認定、進級及び卒業・修了認定要件を適切に定め、厳正に運用しているか。

授業科目の単位の認定、卒業の要件を含む履修方法及び卒業に関する事項については、表 2-4-1 と表 2-4-2 に示したように、学則第 5 章（教育課程および履修方法等）第 11 条、第 12 条、学則第 6 章（卒業の認定および学士の学位）第 13 条及び履修内規第 2 条（履修の手続きと履修登録の上限）第 16 条（単位の認定および成績の発表）に適切に定められており、卒業要件を定めて厳正に運用している。健康栄養学科は 128 単位（家政学科は 124 単位）、児童学科は 124 単位が卒業要件となっており、同じく両学科とも進級制をとっておらず、最終的には 4 年間で必要単位の修得ができれば卒業となる。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】

表 2-4-1　卒業要件　出典【表 2-8】【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】

大学	履修単位数の上限	CAP 制導入。				
	学籍異動	取得単位数の不足による進級停止の規定なし。				
	卒業認定	本学に 4 年以上在学し、右記に規定する 124 単位以上を取得した者に卒業を認定する。	学科名 / 科目名	健康栄養学科	児童学科	学則第 11 条、第 13 条【資料 2-4-3】、及び履修規定第 3 条【資料 2-4-2】
			教養科目	20 単位	20 単位	
			外国語科目	6 単位	6 単位	
			保健体育科目	2 単位	2 単位	
			専門教育科目	100 単位	96 単位	
			計	128 単位	124 単位	

表 2-4-2　授業科目の単位・授業方法・授業内容等　出典【資料 2-4-1】

単 位 制	授業科目に与えられた単位を、一定の基準に従い履修修得し、学則に定められた単位数に達することにより、卒業又は修了の資格が与えられる制度である。			学則第 5 章 学則第 6 章
授業期間	授業期間は、原則として前期と後期にわたる通年科目と、前期（4 月 1 日～9 月 30 日）又は後期（10 月 1 日～3 月 31 日）のいずれか半期で修了するものとがある。			学則第 4 章
科目の種類	科目は、原則として講義・演習・実験実習に分類される。	講　義	15 時間の授業をもって 1 単位とする。	学則第 5 章 第 12 条
		演　習	30 時間の授業をもって 1 単位とする。 教授会の議を経て、15 時間の授業をもって 1 単位とする	
		実　験 実　習 実　技	45 時間の授業をもって 1 単位とする。教授会の議を経て 30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる	
履修科目の評価・単位の授与	授業時数の 3 分の 2 以上出席した者でなければ履修科目の評価をうけることができない。履修科目の評価は 100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。合格者にはその科目所定の単位を与える。			学則第 5 章
授業内容	授業内容については、「授業計画（シラバス）」を毎年発行し、 ①授業概要、科目名、担当教員名、開講年次、必修・選択別、通年・半期別、単位数、② 到達目標の学士力別分類とキーワード、③授業の到達目標、④授業計画（各回の内容や到達目標）、⑤授業時間外学修、⑥単位認定の要件・方法・基準、⑦教科書・参考書等、⑧履修上の注意等を記載して、学生に明示している。			授業計画 （シラバス）

なお、秀・優・良・可・不可の標語を用いた成績評価基準を、表 2-4-3 に示した。本学ではGPA表記は行っていない。これは、現在、GPA表記を導入している大学では、9段階表記や11段階表記を採用する大学も出てきている中で、このような評価段階の多様化は受け入れられない、従来通りの表記の方が分かりやすく簡便であるという理由からだ。しかし、国際化時代である現在、留学の際や他大学との評価換算の為、GPA 表記が必要となる場合を想定し、GPAの定義式を定めている。【資料 2-4-3】

表 2-4-3　成績評価基準　出典【表 2-6】【資料 2-4-3】

成績評価	評価	GP	百点満点の評価	備考
履修科目の評価はその科目の担当教員が出席状況と試験、論文、報告書によって行う。ただし、実験、実習、演習及び実技は、平常の成績により評価することがある。履修科目の評価は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。また右記の評語をもちいて発表する。	秀	4	90～100	学則第 12 条 履修科目の評価 【資料 2-4-1】 履修内規 第 16 条単位の認定及び成績の発表 【資料 2-4-3】
	優	3	80～89	
	良	2	70～79	
	可	1	60～69	
	不可	0	0～59	

各授業科目の評価方法については、授業計画(シラバス)の単位認定の要件・方法・基準に明記されている。このシラバス作成は、当該科目の到達目標を 4 種類の学士力のいずれかに分類するようになっており、4年間の学士力育成の基本データとなる。

授業回数については適正に運用されており、各授業科目の成績評価(表 2-4-3 参照)の成績評価基準に示されている通り、履修科目の評価については学則第 12 条、単位の認定および成績の発表については履修内規第 16 条に明示され､厳正に運用されている｡【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】

特に、卒業認定に関しては、2 月末の学務委員会で、卒業判定資料を吟味精査し、卒業要件単位数や免許・資格の取得状況をチェックし、卒業代表者及び免許状取得者代表、並びに本学園の名誉でもある柴田やす賞・今村敏賞の選考を含め、卒業に関わる事柄を審議し、さらに、以上の事柄は卒業判定教授会での審議事項として提出され、教授会構成員によって、厳正に審議される。また、欠単者の単位認定については、3 月の学務委員会で、欠単者一覧が審議され、成績不良の学生に対して、クラス主任による指導、学務課長による指導、父母を召喚してクラス主任と学科長による指導を決定し、さらに教授会で審議承認の上、以上のような教育的指導を実施している。【資料 2-4-4】【資料 2-4-9】

本学の卒業生の 7 割以上が何らかの免許・資格を取得し、その専門を活かした職業に現役で就いている。資格取得のための教育課程が設置され、各課程において必要な単位を取得することによって、栄養士、高等学校教論一種(家庭)、中学校教論一種(家庭)、栄養教論二種、保育士、小学校教論一種、幼稚園教論一種の免許・資格が取得できる。

栄養士課程委員会、保育士課程委員会及び教職課程委員会は、資格認定審査基準【資料 2-4-8】にしたがって、実習前の教育的指導並びに実習に出す学生の成績の精査を通じて、実習に出す学生を認定している。しかも、教授会の承認のもとで、厳正に実習生の認定を

実施している。【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】

なお、本学では進級制はとっていないが、単位認定と卒業判定に関しては、学則第 5 章(教育課程および履修方法等)、学則第 6 章(卒業の認定および学士の学位)及び履修内規第 16 条(単位の認定および成績の発表)に従って、学務委員会で欠単者の中で必要な教育的指導を決め、免許・資格に関する実習者の認定においては、教職課程委員会、栄養士課程委員会、保育士課程委員会において厳正に実施され、いずれも教授会の承認事項として審議されており、適正と判断している。【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】

【エビデンス集・資料編】

【表 2-6】　成績評価基準

【表 2-8】　年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】平成 28 年度学生便覧「学則 第 4 章、第 5 章、第 6 章」(p. 9～11)
【資料 F-5】参照

【資料 2-4-2】平成 28 年度学生便覧「履修規程 第 3 条」(p. 38)【資料 F-5】参照

【資料 2-4-3】平成 28 年度学生便覧「履修内規 第 16 条」(p. 43)【資料 F-5】参照

【資料 2-4-4】学務委員会議事録(卒業認定等)

【資料 2-4-5】教職課程委員会議事録(幼・小・中高・栄教)

【資料 2-4-6】栄養士課程委員会議事録

【資料 2-4-7】保育士課程委員会議事録

【資料 2-4-8】各課程の資格認定審査基準

【資料 2-4-9】卒業判定教授会議事録

(3)2－4 の改善・向上方策(将来計画)

本学では GPA は導入されていない。これは、現在、GPA 表記を導入している大学で、9 段階表記や 11 段階表記を採用する大学も出てきている中で、このような評価段階の多様化は GPA 表記に混乱を引き起こしていると判断するからである。GPA 導入は、単位数当たりの成績評価である。これに対して、従来の評価方法は、科目数当たりの成績評価であり、どちらにも短所・長所はあるだろうが、小規模大学では、一人一人の学生の顔と照らしながら成績評価するには、従来の方法がベストであると判断している。また、平成 27 年度のアンケート「学生生活に関する実態調査」でも、GPA 導入に賛成する学生は、6.9％に留まった。

しかし、国際化時代である現在、留学の際や他大学との評価換算の為、GPA 表記が必要となる場合を想定し、GPA の定義式を定めている。今後、GPA 表記についてはより時間をかけて精査していく。

基準項目 2－5　キャリアガイダンス

≪2－5 の視点≫

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1)2－5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2)2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備
・インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。 ・就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

本学の教育課程は、入学前から卒業までの 4 年間を貫く東北女子大学ポートフォリオをコアとして、特徴的な 2 つの支援プログラムである、『修学支援』と『キャリア支援』に支えられている。この両支援プログラムの時系列の実施予定については、p.33 の図 2-2-1 修学支援＆キャリア支援（出典：前期学事予定・後期学事予定）に示しておいた。なお、『修学支援』については基準 2-3 で触れたので、ここでは『キャリア支援』について具体的に述べる。

本学は、学生に専門的知識や技能を授けるだけでなく、これらの知識・技能をはじめ、望ましい勤労観、職業観をしっかり育成することによって、個人や大学と社会の円滑な接続が図られるという立場で、学生が人間として自立することと職業の関係等を、就職ガイダンスでは勿論、各種の相談・助言制度等を通して学生に伝え、かつ、ともに考えながら学生自身の自立への目標を達成していくためのキャリア教育を大切にした活動を展開している。また、今日では男女共学校が増加している中、本学は一貫して女子教育を貫き女性の社会的進出・貢献を目指し、入学してくる学生個人の要望が叶えられるように、学生課及び受験対策委員会等を中心にキャリア支援【資料 2-5-1】を行っている。

1)学生課や受験対策委員会等によるキャリア支援

表 2-5-1 にキャリア支援のための年間スケジュールを示す。これは学生が早い時期から仕事、職業に対する意識を高め、将来的方向を定めるきっかけを作り目標に向かっていけるよう計画した、年間を通した職種別支援スケジュールである。

表 2-5-1　キャリア支援のための年間スケジュール（キャリアガイダンス）出典【資料 2-5-2】

月	1～3 年生	4 年生
4	就職希望調査・受験地の確認 教採－関東圏教育委員会説明会	管理－模擬試験（管理栄養士）④ 教採－願書の取り寄せ方 教採－教育委員会説明会
5	就職対策セミナー① 管理－管理栄養士ガイダンス	教採－模擬試験（教員採用試験） 教採－模擬集団討論
6	就職対策セミナー② 教採－教職講話①	教採－模擬集団討論 教採－教職講話①
7	就職の手引き活用ガイダンス 就職対策セミナー③ 管理－管理栄養士就職シンポジウム	管理－模擬試験（管理栄養士）⑤ 管理－管理栄養士対策強化セミナー③ 管理－個別指導（管理栄養士）② 教採－教員採用試験二次対策 教採－模擬集団討論 幼保－幼稚園・保育士セミナー①
8	管理－模擬試験（管理栄養士）① 管理－管理栄養士対策講座①	管理－模擬試験（管理栄養士）⑥ 管理－管理栄養士対策強化セミナー④ 管理－個別指導（管理栄養士）③ 教採－教員採用試験二次対策 教採－模擬授業・実習演習 （音楽・体育・家庭）

9	管理－管理栄養士対策講座②	管理－模擬試験（管理栄養士）⑦ 管理－管理栄養士対策強化セミナー⑤ 管理－個別指導（管理栄養士）④
10	就職希望調査、受験地の確認 就職対策セミナー④ 教採－教職講話② 教採－対策講座	教採－青森県講師希望者説明会 幼保－幼稚園・保育士セミナー② 教採－教職講話②
11	教採－関東圏教育委員会説明会 教採－対策講座	管理－模擬試験（管理栄養士）⑧ 教採－講師希望確認書類の提出について
12	学生課就職ガイダンス ハローワーク就職セミナー 教採－教採外部ガイダンス 教採－関東圏教育委員会説明会 教採－対策講座	管理－模擬試験（管理栄養士）⑨ 管理－個別指導（管理栄養士）⑤ 幼保－幼稚園・保育士セミナー③
1	就職模擬試験 就職対策セミナー⑤ 教採－対策講座	管理－模擬試験（管理栄養士）⑩ 管理－管理栄養士ラストスパート対策講座
2	管理－模擬試験（管理栄養士）② 管理－管理栄養士対策強化セミナー① 教採－対策講座	
3	就職希望調査、受験地の確認 就職活動報告会 管理－模擬試験（管理栄養士）③ 管理－管理栄養士対策強化セミナー② 管理－個別指導（管理栄養士）① 教採－対策講座	就職活動報告会

教採：教員系、　管理：管理栄養士系、　幼保：幼稚園・保育士系

近年は、ハローワーク、若年者就職支援（ジョブカフェあおもり）、リクナビやマイナビより講師を招き、就職活動の現状を伝えキャリアカウンセリング等を行い、学生の教員採用試験及び就職活動に生かせるプログラムを実施している。平成 21(2009)年度から学生課では、自己分析の仕方、言葉遣い・電話・手紙・服装についてのマナー等をコンパクトにまとめた「就職の手引き」【資料 2-5-3】を作成して 3 年次に配付し、キャリア教育に活用させている。また、平成 22(2010)年度より「企業向け学生紹介パンフレット」【資料 2-5-4】を作成して、企業や実習先等に送付し、求人票受付数向上に効果を出している。平成 27(2015)年度の求人票の受理数は全体で 599 件であり、年々増加していることからも「企業向け学生紹介パンフレット」の効果もあるものと判断する。【表 2-10】

また、受験対策委員会は、平成 28(2016)年 4 月から、従来の特別指導委員会を受験対策委員会と名称を改め、教職担当並びに管理栄養士担当の 2 つの小委員会で組織している。委員会は、教員採用試験あるいは管理栄養士国家試験に対するキャリア支援のための委員会である。年間を通じて、資格取得や教員採用試験のための特別講座の開設【資料 2-5-5】、また管理栄養士国家試験対策講座【資料 2-5-6】を企画・実施している。他に、模擬試験や各種検定試験（数学・ワープロ・漢字検定等）も実施している。

受験対策委員会が企画（平成 28 年度より学生課担当）し、年度末に実施している「就職

活動報告会（各種就職試験合格者体験発表会)」は、在学生にとって4年生が実践した就職活動を理解する良い機会となっている。自分たちが描いている夢を実現した身近な成功者として合格までの活動内容を知り、活発な質問がされる等体験談を聞くチャンスとしてキャリア支援に大きく活かされている。【資料 2-5-7】

受験対策委員会は、資格関係のエキストラカリキュラム事項を検討審議し実務を行っているが、小学校や高等学校等に勤務する教員を招聘し行われる「教職講話」や、栄養士実習の事前事後指導における管理栄養士によるガイダンス等の開催は、各職業の実際に触れ、職業に対する意識が深まる貴重な機会となっている。こうした試みは、今後も継続していく。

2)就職支援室によるキャリア支援

就職資料室では、過去に先輩が受験した就職試験のデータを蓄積して「就職試験受験届」にまとめている。企業や自治体等の受験時の内容が詳細に記載されているため、学生の関心度が高く、相談や質問を受ける機会が増えている。【資料 2-5-8】

また、低学年次からのキャリア支援の必要性と就職に対する学生の意識を高めるため、マスコミの発表や就職サービスを行っている企業の情報を活用し、社会情勢に目を向けさせ、先を見据えた取り組みができるように、掲示板を利用した最新情報の発信に工夫を凝らしている。さらに、卒業生が来学の際、近況や後輩へのメッセージを記入してもらい、写真と共に掲示している「後輩の皆さんへ」【資料 2-5-9】は、OG の活躍を知ると同時に、職業決定の有効な資料となっている。このような取り組みが功を奏し、最新の就職情報を得るために就職資料室や学生課を訪ねる学生が増加している。このような情報提供もキャリア支援には欠かせず、今後も続けていく。また、教員採用試験の採用情報や動向を知るための新聞記事も、できるだけ早く学生の目に触れるよう掲示板を活用している。【資料 2-5-10】

就職資料室の利用の仕方については、入学直後のオリエンテーションやガイダンスで、また 3 年次の「就職の手引き活用ガイダンス」でも触れている。就職に関連した情報が、幅広くこの部屋で取得できるように整備している。常時、学生課員が隣室にいるので相談や助言を個別に受けやすい状況が整っている。さらに学生課内には、相談や助言が受けやすいように、パーテーションで仕切られ、学生のプライバシーが守られる空間が設けられている。この空間は就職・進学以外にも様々な相談に活用されている。

また、「履歴書」用紙は本学独自のものを準備しており、学生が個別に購入する必要がなく、下書き練習用の「履歴書」は自由に持ち出せるよう就職資料室に常備している。学生によって、アピールの部分が違うため希望に応じて、記入欄の広さを変更するサービスを行っている。これにより積極的に記載する学生が増え、その添削に要する時間や回数は近年増加している。

専門性を要する相談や疑問については、職種別にその担当教員に連絡し、解決を計っている。どのような些細なことでも、就職資料室または学生課では、就職に関するほとんどの疑問は解決できるように努めている。

面接練習を希望する学生も、近年増加傾向にあり、希望した全員に就職関連の教職員が対応し指導している。この就職資料室は面接の練習会場としても活用される。

3)本学のインターンシップと学外実習の関係

インターンシップは、大学における専門的教育研究と実社会における各種の就業体験を結びつける。そして実際の職場を体験し自己の適性を再認識できるので、学生にとっては自己分析（価値観・興味・能力・環境）の結果と業種・職種の特質との関係について考え、理解するよい機会になる。さらに、今後の生き方を検討することによって、高い職業意識の形成と主体的職業選択力を高めている。

一方、夏季・冬季および春季休暇中には免許取得に必要な学外実習を実施している。職場体験ができる場でもあるので、まさにインターンシップに代替えしうるものである。また、特別支援学校、保育園や福祉施設等の実習先からのボランティア依頼は年々増加傾向にあり、平成27(2015)年度は56件、述べ326人がボランティア活動に参加している。今のところ一般企業でのインターンシップ制度を積極的には取り入れてはいない。しかしながら、講義や実習に支障がない範囲内で、個別に対応している。

さらに、平成24(2012)年度から実施している「学校教育体験実習」は、弘前市教育委員会との協定（平成24年2月27日締結）の下、前期10日間の「学校教育体験実習Ⅰ」（1単位)、及び後期10日間の「学校教育体験実習Ⅱ」（1単位）として単位化された授業科目である。これは小学校教職課程の教育実習（夏季）の前後に実施されることで、小学校教育実習（18日間）を補完するものとなっており、教育実習を含めると38日間のインターンシップ的活動である。実際の教育現場に年間を通して関わりを持つことで、授業や授業以外の教育活動を長期的に体験し理解を深めることを目的としている。ほぼ1年間の小学校の現場を理解するのに役に立ち、採用後勤務校において即戦力として速やかに教育活動が開始できるようにと配慮されている。【資料2-5-11】

4)就職率の推移と関東圏のネットワーク

平成23(2011)年度から平成27(2015)年度卒業生の就職率の推移を、図2-5-1に示す。

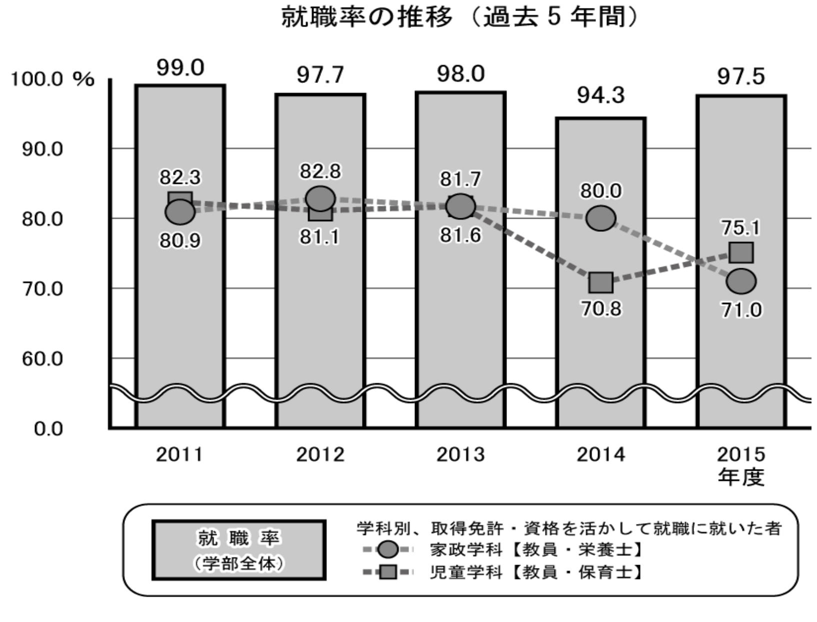

図2-5-1　就職率の年次変化　出典【資料2-5-12】進路の状況

平成 27(2015)年度卒業生の就職率は、平成 28(2016)年 5 月 1 日現在、家政学科 100.0%、児童学科 96.0%、全体では 97.5%を占め今年度も良好な状態で締めくくることが出来た。就職率を示す際に、就職希望者に対する割合を算出する大学もあるが、本学は「(就職者数 + 進学者数) ÷ 卒業者数」で計算するため、これまでも純粋な進路決定率を示してきた。全国の大学就職率の調査が雑誌等に掲載されているが、本学は常に上位に位置し、全国各地で活躍が期待される注目度の高い大学として自負している。【資料 2-5-13】

近年、年度途中であっても、本学卒業生の求人が増えている。免許や資格を取得した最近の卒業生を中心に斡旋を試みるが、該当者は殆ど見つからない。すなわち離職している卒業生は殆どいない。したがって、本学のキャリア支援は、就職後のミスマッチを防ぐ意味でも有効である。

表 2-5-2（県内就職と関東圏就職の推移）によると、ここ数年、関東圏に就職する者（教員、栄養士、企業等）が、平成 26(2014)年度には家政学科 33.3%、児童学科 25.0%、平成 27(2015)年度には家政学科 25.8%、児童学科 39.1%と比較的高い割合で推移している。

表 2-5-2　県内就職と関東圏就職の推移（単位：%）　　出典【資料 2-5-12】

区分＼年度		平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)
青森県内	家政学科	54.8	55.9	39.5	56.4	45.2
	児童学科	49.2	42.3	43.1	65.9	56.6
関東圏	家政学科	30.9	17.6	36.8	33.3	25.8
	児童学科	44.3	51.9	48.3	25.0	39.1

そのため卒業生とのネットワーク作りを強化し、地元を離れて働く卒業生にエールを送るため、学長をはじめとする関係教職員が毎年 2 月に関東圏に出向き、懇談会を開き情報交換し激励している。この会は、これまで面識のなかった同窓生を引き合わせることに繋がり、同じ職種で活躍する経験豊かな先輩に相談する場面も作り出している。その結果、簡単に退職を考える「3 年以内の離職者」を防ぐことに、大きな効果を発揮していると考えている。また、50 代、40 代の管理職、30 代で育児休暇中の先輩等、様々な年代や立場の女性と接することは、ライフコース選択の有効な機会である。

このようなことも、在学時のみならず卒業後も大学が関わり心の支えとなる真の意味のキャリア支援と言える。懇談会での話題は関東圏を希望する在学生にとっても有益な情報となるため、帰学後は早めに掲示板を利用して様子を伝えるよう努めている。今後も、ネットワーク作りを強化し、新しい情報を在学生に提供できるよう活動していく。【資料 2-5-14】

就職はその時だけの小手先の「技術論」では、毎年のように進路決定率の好結果を見ることは難しい。低学年から将来を見据えた日常の生活指導がとても重要であり、学生個人の成長によって、このような連続した進路決定率の好結果に結び付いている。本学は小規模大学のため、学習活動だけでなく、学友会の行事運営活動の様子を細かく観察できる。

それにより、学生一人ひとりの様子を容易に把握しやすい環境となっている。このことが、個別相談の場面で活かされ、履歴書添削や面接練習等で、効果的に良い影響を与え、進路決定率の好結果に結び付いている。また、一般企業等の情報を入手しづらい職種に関しては、ハローワークと連携しながら対応している。

したがって、インターンシップ等を含め、キャリア教育のための支援体制は整備されており、就職・進学に対する相談・助言体制も整備され、適切に運営されていると判断する。

【エビデンス集・データ編】

【表 2-10】　就職の状況（過去 3 年間）

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】　2017(平成 29)年度大学案内(p. 22～25)【資料 F-2】参照
【資料 2-5-2】　2017(平成 29)年度大学案内(p. 22～24)【資料 F-2】参照
【資料 2-5-3】　就職の手引き～2015～
【資料 2-5-4】　企業向け学生紹介パンフレット
【資料 2-5-5】　平成 28 年度前期受験対策講座（教職）
【資料 2-5-6】　平成 27 年度管理栄養士国家試験対策（必勝講座）
【資料 2-5-7】　各種就職試験合格者体験発表会冊子
【資料 2-5-8】　就職試験受験届
【資料 2-5-9】　後輩の皆さんへ
【資料 2-5-10】　就職情報掲示物
【資料 2-5-11】　平成 28 年度授業計画（シラバス）「学校教育体験実習Ⅰ」(p. 319)、「学校教育体験実習Ⅱ」(p. 320)　【資料 F-12】参照
【資料 2-5-12】　進路の状況（過去 5 年分）
【資料 2-5-13】　全国大学就職率のまとめ、雑誌等の掲載に関する資料
【資料 2-5-14】　関東圏教育委員会訪問計画及びネットワークに関する資料

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学のキャリア支援のあり方については、これまでの進路決定率の結果から大きく内容を変えなければならない状況にはない。しかし社会の動き、特に変動の大きい大学生の就職を取り巻く状況は、適切に捉えなければ学生に与える影響は大きなものとなる。したがって就職に関わる教職員の情報交換や勉強会を定期的に開催し、更なる内容の充実に努める必要があるので、これを改善していく。

基準項目 2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2－6 の視点≫

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2－6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2)2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
・学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価しているか。

各学科の教育目的は、p.6 の表（表 1-1-3 学科の目的　参照【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】）に示すとおりである。この教育目的の達成状況の点検・評価については、卒業時点の成績状況などで判断することは難しい。外部からの卒業生の評価によって替えるのが最善である。

１つは、就職状況である。平成 27 年度卒業生の進路決定率は、家政学部全体で 97.5%。この進路決定率は毎年 94%を超えている。図 2-6-1 では、家政学科の進路決定率は 100%、児童学科の進路決定率は 96.0%となっている。家政学科の免許・資格を活かした進路決定率は 71.0%である。特に、栄養士は 58.1%で、栄養士としての就職が好調である。児童学科の免許･資格を活かした進路決定率は 75.1%で､特に､小学校や幼稚園の教員は 56.3%、保育士は 18.8%となっている。【資料 2-6-4】

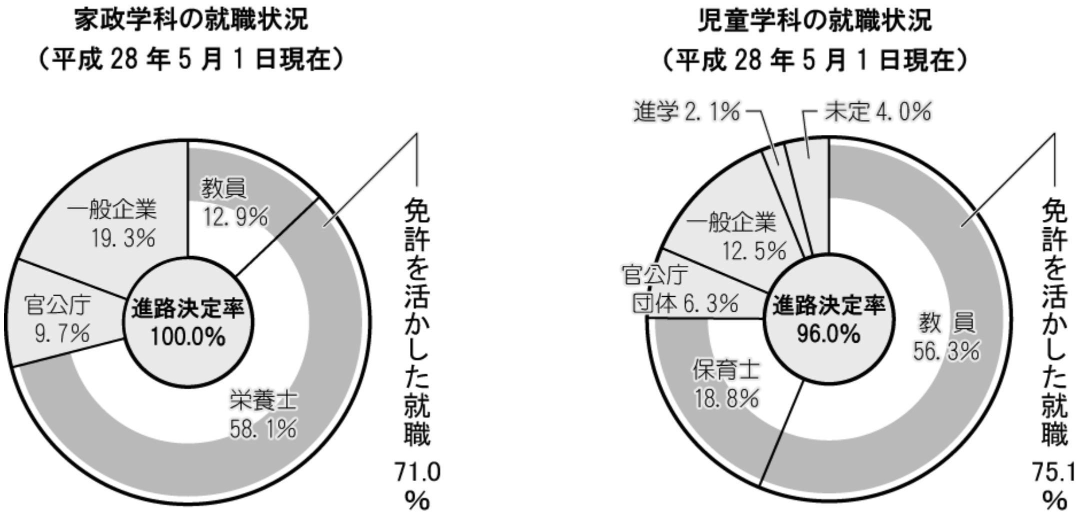

図 2-6-1　平成 27 年度卒業生就職状況　　　出典【資料 2-6-4】

もう一つは、各自治体の教育委員会から毎年頂いている、小学校教員採用１次試験免除の大学推薦特別枠である。平成 28 年度は関東圏等の自治体から、教員採用１次試験免除の大学推薦特別枠として 26 名頂いている。これは、卒業生の実績と教員としての資質が高く評価されての結果であり、本学の研究・教育による成果が、一種の付加価値として結実している実例に他ならない。表 2-6-1 には、中学校教員採用試験 1 次試験が免除される大学推薦特別枠 2 名、表 2-6-2 には、小学校教員採用試験 1 次試験が免除される大学推薦特別枠 24 名を示した【資料 2-6-4】。「本学卒業生が良い働きをし、児童・生徒、保護者、教員から信頼されている」と各教育委員会から伺っており、このことが大学推薦枠の増員につ

ながっている。

表 2-6-1　出典【資料 2-6-4】

平成 28 年度大学推薦特別枠
（中学校教員採用試験 1 次試験免除）

自治体名	大学推薦特別枠
相模原市	1 名(1)
川崎市	1 名
合　計	2 名(1)

（）内は昨年度の推薦特別枠

表 2-6-2　出典【資料 2-6-4】

平成 28 年度大学推薦特別枠
（小学校教員採用試験 1 次試験免除）

自治体名	大学推薦特別枠
神奈川県	5 名(5)
埼玉県	3 名(3)
千葉県	2 名(2)
ちば！チャレンジ	5 名(5)
京都府	2 名(2)
東京都	1 名(1)
横浜市	1 名(1)
相模原市	1 名(1)
さいたま市	2 名(2)
川崎市	1 名
京都市	1 名(1)
合　計	24 名(23)

（）内は昨年度の推薦特別枠

さらに、「学生生活に関する実態調査」報告書によると、所属学科に対する満足度では、「満足している」、「特に満足でも不満でもない」、「不満もあるが問題はない」とする回答を合わせた割合は全体の 92.9％であったが、一方で「できれば退学して就職したい」(2.3％)、「できれば転科や転学など進路変更したい」(3.7％）という学生もいた。ひとまず学生の在籍に大きな問題はないが、満足度を上げていくための対策は必要であると判断している。しかし、ほとんどの学生が自分の学科に肯定的であるという意識調査と、先に触れた外部の評価とから、本学の教育目的の達成状況は良好であると判断できる。【資料 2-6-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】平成 28 年度「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p.8)【資料 F-5】参照
【資料 2-6-2】平成 26 年度「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p.8)【資料 F-5】参照
【資料 2-6-3】平成 28 年度「学則 第 2 章第 4 条 4 項」(p.8)【資料 F-5】参照
【資料 2-6-4】進路の状況（平成 28 年 3 月卒業生）
【資料 2-6-5】学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度）

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック
・点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

FD 委員会では、学生対象に「『授業改善』のための調査」アンケートを、同時に授業担当教員に対し、教員用の「『授業改善』のための調査」アンケートを隔年で実施している。アンケートの授業科目ごとの集計結果は授業担当教員へ、全体の集計結果は改善点等を全教員へ解説し、フィードバックしている。また、教員対象に「授業研修（公開授業)」を毎年実施し、参観教員による「『授業改善』のための調査（教員用)」アンケート結果を授業担当教員へフィードバックしている。

〔学生による授業評価、及びその集計結果の授業担当教員へフィードバック〕

「『授業改善』のための調査」は、本学が前後期開講している全科目（卒業研究、教育実習、保育実習、栄養士実習等を除く）が対象である。アンケートは前後期 2 回実施している。質問項目は授業と教師について 8 項目、学生自身の取り組みについて 5 項目と総合満足度の計 14 項目である。授業ごとのアンケート集計結果は授業担当教員に明示することで、教員個人が授業改善、教育研究のための研鑽を積む資料として活用してきた。全体のアンケート集計結果は、様々な視点による集計分析する作業を行い、教員個人はもとより、教育研究機関としての大学全体が抱えている実情を明らかにし、それを「『授業改善』のための調査報告書」にまとめた。それを全教職員に配布、説明し、教職員の教育研究、授業改善に活用してきた。なお、平成 27(2015)年度の「『授業改善』のための調査」アンケートの回収率は前期 91.5％、後期 95.9％である。【資料 2-6-6】

〔授業研修（公開授業）、及び授業参観教員の評価を授業担当教員へフィードバック〕

教員個人はもとより、教育研究機関としての大学全体の教育研究活動の向上のために、毎年、FD 委員会が指名した教員の「授業研修（公開授業）」を行っている。授業の無い教員が参観研修する方法をとっている。授業参観した教員は「授業改善」のための調査（教員用）を提出し、FD 委員会がとりまとめ、授業改善のために評価結果を授業担当教員へフィードバックしている。こうした教育改善は、充分に機能していると判断する。【資料 2-6-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-6】「『授業改善』のための調査」報告書（平成 27 年度）
【資料 2-6-7】授業評価アンケート実施報告

(3)2－6 の改善・向上方策（将来計画）

現在、FD 委員会では、教育改善として、学生対象の「『授業改善』のための調査」及び教員対象の授業研修（公開授業）を実施している。いずれの場合も、その評価内容を学生や担当教員へフィードバックしている。さらに、学務課の履修指導で触れ、教育的指導を行っている。担当教員には、参観教員による「『授業改善』のための調査（教員用）」アンケートの結果をフィードバックし、評価内容を参考に各自の技術的な問題等の改善を促している。しかし、学生や教員の能力に関わる問題は、簡単には解決できない。今以上に、FD に関係する講演会やシンポジウムにも教員が積極的に参加するよう推奨して、教員一人一人の意識改革にも努めていく。

基準項目 2－7　学生サービス

≪2－7 の視点≫

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1)2－7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2)2－7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援
・学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。

学生サービスや厚生補導に関わる業務は、東北女子大学教職員協働による学生支援規則に従って、学生委員会をはじめ各委員会、保健室、学生相談室、クラス主任及び卒業指導教員等と緊密に連携しながら、学生生活が安全且つ充実したものになるよう支援に取り組んでいる。【資料 2-7-1】

また、学生課の支援サービス、役割は学生生活全般と関わりが深く、その守備範囲はかなり広範にまで及んでいる。日常的な指導をはじめ、月別指導、年間を通して継続的に指導を要するもの等、その内容をあげると多岐にわたっている。本学は 1 学年が 100 人、総収容定員 400 人の小規模大学であるため個々の学生とのふれあいも多く、指導も充実している。

小規模大学のため、採算のとれる学食を運営することが難しい。そのため、昼休み時間にはポットを利用した給湯サービスを行っている。また、3 年家政学科の「給食の運営実習Ⅰ」の授業で調理した 1 食 500～600kcal の給食を前期に数回、400 円前後で提供するサービスも行っている。さらにその授業で、試食室を使用しない日には、設置された電子レンジを自由に利用できるよう開放するサービスも行っている。他に毎週木曜日、学生が知的障害者就労支援施設と共同開発したおかずパンを販売している。カロリー、価格、食材内容ともに学生の人気は高く、毎回長蛇の列をなし、学生サービスに直結している。平成 28(2016)年 1 月からは事務局内に、即席めん等の軽食を販売するスペースを設け学生の要望に応えている。なお、本学の寮生は、3 食付きなので昼食の心配はない。平成 27(2015)年度実施した「学生生活に関する実態調査」によると、家政学部学生の 93.1％が昼食を大学内でとっていることから、これらのサービスは有効であると言える。【資料 2-7-2】

本学は開学以来、助言教員制【資料 2-7-3】を採用している。1・2 年次の学生に対してはクラス主任が、3・4 年次の学生に対してはクラス主任及び卒業研究指導教員が学生の相談相手となり、問題や悩み事等について、適切な助言・指導が与えられるよう任に当たっている。週一回のクラスガイダンス（毎週木曜日の第 9 時限目、クラス伝達の時間に実施）では、学生課連絡、学園・学内行事の呼びかけ他、必要な情報の提供や個人生活に関する助言、指導等、学生課として連絡してほしい話題を、掲示での告示と共にクラス主任に促しを依頼している。

また、学生が教育研究活動中（正課、行事、課外活動その他）に事故等で身体に傷害を被るような怪我を生じた場合に対応するため、学生教育研究災害傷害保険に全学生を加入させている。事故が発生した場合、保健室担当者が事故発生報告書を作成し、学長に報告するとともに、怪我の内容、傷害状況によっては保険請求の手続きをとっている。平成 27(2015)年度の事故発生件数は 3 件であった。また、近年、介護等体験やインターンシップ等、学外に出かける機会があるため、万が一、学生が事故の加害者になってしまった場合に備え、賠償責任保険についても全学生を加入させている。

大学内外において、安全で安心した学生生活が送れるよう、弘前警察署や近隣交番と連携を図っている。学園祭の準備等で帰宅が遅くなる期間は、弘前警察署や交番に連絡しパ

トカーでの巡回をお願いしている。さらに、防犯ブザーの貸し出しをするなど、学生の安全を確保するよう努めている。さらに平成 27 年(2015)年度には、(株)レオパレス 21 の主催で ALSOK 青森綜合警備保障(株)による防犯セミナーを開催し、防犯意識を高める機会を提供した。【資料 2-7-4】

なお、本学では、社会人入学・転入学・編入学にも対応している。現在、本学に在籍する学生で、社会人入学・転入学した学生はおらず、編入学生は、平成 28(2016)年度に編入した学生１名のみである。短期大学で履修した 57 単位が本学の単位として認定され、4 月から児童学科 2 年次に在籍し学務課は学修支援、学生課は生活支援、及びクラス主任は全般的なことを支援しており、本人への支援状況については、今のところ特に問題はない。【資料 2-7-5】

したがって、学生サービス、厚生補導のための組織が、適切に機能していると判断する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-7-1】教職員協働による学生支援規則
【資料 2-7-2】学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度）
【資料 2-7-3】学生生活の手引き 2016(平成 28)年度（p. 11）
【資料 2-7-4】㈱レオパレス 21 防犯セミナーリーフレット
【資料 2-7-5】編入生の単位認定

・奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

奨学資金制度では、日本学生支援機構（第一種及び第二種）、地方自治体、財団法人等の外部奨学生事務の取り扱いを学生課が中心に行っている。学生委員会・クラス主任との連携をはかり、学生が経済的に心配なく学業の充実が図れるよう対応に努めている。平成 27(2015)年度の奨学生の状況を表 2-7-1 に示す。

表２−７−１ 平成 27 年度の奨学生の状況　出典【資料 2-7-6】　平成 27 年 9 月 1 日現在

種別／学年・学科		1年次		2年次		3年次		4年次		合　計		備　　考（貸与額等）
		健康栄養	児童	家政	児童	家政	児童	家政	児童			
柴田学園奨学生			2					1	1	4		貸与年額　100 万・70 万・50 万から選択
日本学生支援機構	第一種	20	17	17	18	12	10	5	13	112	280	月額…下記から選択できる（第二種は有利子）
	第二種	15	22	15	21	22	32	16	25	168		・第一種　64,000・54,000・30,000
	一種・二種併用	(4)	(4)	(4)	(3)	(6)	(7)	(1)	(6)	(35)		・第二種　3 万、5 万、8 万、10 万、12 万
青森県教育厚生会		1					1			2		貸与額 ・第一種　1,000,000 円 ・第二種　800,000 円 （在学期間を通して１回のみの貸与）
交通遺児育英会								1		1		貸与月額　4 万、5 万、6 万から選択
計		36	41	32	39	34	43	23	39	287		
		77（82.8%）		71（67.6%）		77（79.4%）		62（76.5%）		(76.3%)		
在籍学生数		41	52	41	64	40	57	31	50	376		

また本学では学園独自の奨学金制度（柴田学園奨学金）を設けており、人物・学業共に優秀､且つ家計に困難をきたしている学生に対して､若干名の特別支援体制を整えている。学園奨学金はこれまで、年額授業料、教育充実費に相当する額を貸与していたが、平成23(2011)年度より学生の家計状況の実態に合わせ、学園奨学金貸与規定を改善し、3 種類の貸与金額から選択が可能となった。また、家計支持者の失職もしくは病気等、災害救助法を適用された地震・風水害等の被害を受けたこと等により、家計に急変が生じた場合に対応した「柴田学園家計急変奨学金」を新たに設けた。学業を継続させる上で重要な制度となっている。貸与規定の変更により一時的困窮を救済するには充実した奨学金制度となった。

近年、奨学金を希望する学生が増加の傾向をたどり、貸与額も高額になってきており、高校からの予約進学者も年々増えている。日本学生支援機構の奨学生で、平成 27(2015)年度の 1 年次における予約進学者は 63 名、在学採用は 11 名の延 74 名（併用を含む）となっている。その他の奨学金制度も合わせると 1 年次入学生の約 8 割が何らかの形で奨学金を利用していることになる。このことから本学学生の家計は全体的にゆとりのある状況とは言えない。したがって、何かしら経済的不安や生活に困窮をきたした場合は常に相談が受けられるよう、学生に対して呼びかけを行っている。(東日本大震災による被害学生への奨学金支援（実績）等)

なお、学生へのアルバイト紹介にあたっては、学業に支障をきたさない範囲で、本学学生にふさわしくない職種は除外して指導し対応・紹介している。例として、本学図書館での 17 時～20 時までのアルバイトは、奨学金を増額する程ではなく、少額の援助を要する学生にとっては好都合である。学生課に相談に来た学生の中から、状況に適した学生に紹介している。

県内・外の遠隔地から入学する学生については、保護者の経済的負担を軽減するため、学生寮（清風寮）への入寮を積極的に勧めている。寮費は三食付きで月額 51,000 円（光熱費除く）とアパートや下宿での生活よりも経済的であり、さらに学生の便宜を図って昼食は弁当形態で提供されている。表 2-7-2 に示すように、全学生 367 人の 10.9%に当たる 40 人の学生が入寮している【表 2－26】。また、本学の制服導入も学生の支出軽減に一役買っている。

表 2-7-2　学年ごとの寮生数(平成 28 年 5 月 1 日現在)

出典【資料 2-7-7】

学　科	学　　年				合計
	1 年	2 年	3 年	4 年	
健康栄養学科	5	4	—	—	9 人
家政学科	—	—	4	5	9 人
児童学科	7	4	6	5	22 人
学年別数	12	8	10	10	40 人

したがって、奨学金や学生寮等により、学生に対する経済的な支援を適切に行っている

と判断する。

【エビデンス集・データ編】
【表 2-13】　大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）
【表 2－26】　学生寮等の状況
【エビデンス集・資料編】
【資料 2-7-6】　教授会資料（H27.9）奨学生の状況
【資料 2-7-7】　学年ごとの寮生数

・学生の課外活動への支援を適切に行っているか。

課外活動への支援として、学友会全体への支援の他、春季学友会研修会や学友会執行部・学園祭実行委員会合宿研修会（夏季）を実施し、リーダー育成に努めている。全学生に対しては 4 月と 11 月の年 2 回、定例総会を開催し、そこで主な学友会行事や予算・決算等が承認され、学生の意見や要望の吸い上げ等も行われる。

全学生の投票で選ばれた会長 1 名と副会長 2 名が中心になって組織される執行委員会(他の委員は会長任命)、特別委員会（新入生歓迎会実行委員会、体育祭実行委員会、神無月祭実行委員会、送別会実行委員会、予算編成委員会など)、体育部会、文化部会が、総会で承認されたそれぞれの活動を行っている。それ以外の審議事項については、各クラスで毎年 4 月に互選される代議員、全学年で合計 20 人による代議員会の承認が必要になっている。なお、執行委員会、代議員会、選挙管理委員会、体育部会、文化部会には専任の教職員が顧問として配置され、学生課と連携して支援している。

現在、学友会の体育部会、文化部会に所属する部や同好会等の公認団体が 29 団体存在するが、専任の教職員が顧問として学生課と連携して各団体を支援している。特に本学では課外活動活性化のため、体育部会・文化部会の部活動の学生には各種大会に出場参加を勧め、その経済的支援を行っている。東北地区大学総合体育大会の連盟費と大会参加料は全額補助し、体育部会や文化部会の遠征に際しては、基本的には県外の大きな大会 1 回を限度として、遠征旅費（2 泊まで）の半額を補助している。さらに必要ならば、各種の大会遠征に際し、各部の顧問あるいは学生課の教職員が引率して、人的にも学生の課外活動を支援している。また、マスメディアで取り上げられた学生の学術活動や部活動の活躍の様子を、教授会での報告と同時に在学生全体にも話題提供をし、学生への意欲向上や士気高揚に役立てている。

その支援の状況は、表 2-7-3 に示している。例えば、平成 27（2015）年度第 66 回東北地区大学総合体育大会では、体育部会から 5 部計 36 人の学生が出場参加しており、学生の遠征旅費（激励費含む）の補助として、大学の厚生補導費から合計 770,294 円が援助されている。

表 2-7-3　学生の課外活動への支援状況　出典【資料 2-7-8】　（平成 27(2015)年度実績 円）

学友会・サークル活動	活動資金支援			その他	
	件数	金　額	単価	件数	具体的な支援の方法
東北地区大学体育連盟費	1	123,316			
学友会役員合宿経費	1	45,365			経費補助
大学地区体遠征旅費補助		226,263			
体育部会コーチ謝礼	3	120,000	40,000		謝礼
文化部会コーチ謝礼	5	200,000	40,000		謝礼
学友会新旧役員引継会	1	52,000			経費補助
文化部遠征補助		3,350			
合　計		770,294			

10 月の神無月祭は、伝統的な学園祭である。この学園祭を成功させるために、夏季の学友会執行部･学園祭実行委員会合宿研修会を開催し、神無月祭実行委員長、各部門リーダー、学友会執行委員会、学生課教職員が泊りがけで、学園祭の内容とテーマの打ち合わせ、スケジュール調整等の詳細について綿密に打ち合わせている。これにかかる交通費や食費はすべて、大学の厚生補導費の予算で賄われている。学校行事や学友会行事の中で最大のイベントである「神無月祭」は、学びの集大成を飾る一大行事として重要視している。テーマ及び来場者数を表 2-7-4 に示す。

表 2-7-4　神無月祭（学園祭）テーマ及び来場者数　出典【資料 2-7-9】

	テ　ー　マ	来場者数
2015 (平成 27 年)	向日葵　～つながる絆　広がる笑顔～	1,061 人
2014 (平成 26 年)	奏（かなで）　～響きあう明日への鼓動～	1,273 人
2013 (平成 25 年)	華　～90 年の誇り　これからの私たち～	1,266 人
2012 (平成 24 年)	歩（あゆみ）　～踏み出す一歩 確かな道のり～	1,205 人
2011 (平成 23 年)	勇躍　～夢をかなえる希望の光～	1,302 人

神無月祭実行委員会は､「広報」･「装飾デザイン」･「前夜祭」･「後夜祭」･「祭典」･「展示」･「模擬店販売」･「模擬店調理」･「音響・照明」の 9 つの担当に分かれている。神無月祭実行委員会の本部は、実行委員長と副実行委員長及び各担当のリーダーで構成され、この本部を裏方的存在の学友会執行委員会が支えている。毎年 3 年次のリーダーが中心となって、自発的に計画（企画・運営・会計等）に取り組んでいる。この行事は将来教員や管理栄養士（栄養士)、保育士等の指導する立場を目指す学生にとって大きな成長をとげる機会として位置付けている。本部及び各担当には、学生課を中心として顧問が配置され協賛の形で助言、指導を行っている。あくまでもお金をつぎ込んで形作るのではなく、環境にやさし

いエコ活動を意識した工夫、アイディアを盛り込んだ手作り活動を心がけている。特に両学科の研究や作品作りには定評があり、社会的にも認められて充実した活動となっている。11 月中旬には学生課や各顧問を交えた反省会を実施し、アンケート結果をもとに次年度計画に向かう態勢を整えている。

したがって、学生の課外活動への支援は適切に行われていると判断する。表 2-7-5 に学生課関係の年間行事について示す。

表 2-7-5　学生課関係の年間行事一覧　　出典【資料 2-7-10】

月	行　　事	主な活動内容
4	○学生健康診断 ○学生個人写真撮影（1 年次） ○学友会新年度研修会 ●第一回定例総会・　新入生歓迎会 ●東北地区総合体育大会 幹事会出席	・内科、X 線、歯科、心電図、検尿、その他 ・学生証、個人記録票、他 ・各行事、予算、会員（1 年次）の承認及び 歓迎会実施 ・主管大学での打ち合わせ
5	●学園総合体育大会（4 校合同） ○4 年次保護者懇談会 ●東北地区総合体育大会出場選手のための 壮行式 ●東北地区総合体育大会出場	・学園 4 校合同体育大会（約 1000 人） （短大、専門学校、2 校の全体リーダーとして企画・運営） ・4 年生としての心構え、自覚を持つための全学的指導について、及び就職指導に関して等 ・体育部選手の激励 ・各競技に出場
6	○合宿研修会（1 年次） ○オールスタッフミーティング（神無月祭） ●体育部・文化部総会（前期）	・山の家「ヴィラ柴田」にて 1 泊 2 日の研修会実施 ・活動方針並びに各部目標の承認
7	●学友会･学園祭（神無月祭）実行委員会との合宿研修会 ○体育部関係、顧問コーチ連絡会	・山の家「ヴィラ柴田」での研修会（1 泊 2 日） 各リーダーによる企画・運営の進捗情況の説明及び検討事項の確認 ・活動状況、予算等について打ち合せ及び懇談会
10	●学園祭（神無月祭）開催 ○避難訓練	・本学の学びの集大成を広く社会にアピール する（研究、展示、祭典他） ・非常災害を想定し、人的、物的被害を最小限に止めるための基本事項を学ぶ
11	○学友会、新役員の立候補受付及び選挙 ●第二回定例総会	・役員改選の告示・選挙 ・学友会役員、特別委員会（新入生歓迎会・体育大会・神無月祭・送別会）の実行委員長の承認、学友会中間決算、神無月祭決算報告、その他
12	●体育部・文化部総会（後期） ●送別会、新入生歓迎会、学園祭(神無月祭)、体育大会等特別委員会発足	・各部の部会長の承認及び打ち合わせ ・各学年、クラスの係学生との打ち合わせ企画
1		
2		
3	●送別会 ○個人写真撮影（在学生） ●学友会研修会（新役員）	・4 年生を送る会実施 ・学生証、実習調査票、個人記録票、その他 ・諸事項に関する研修会

○学生課担当　●学友会顧問指導

【エビデンス集・データ編】
【表 2-14】　　学生の課外活動への支援状況（前年度実績）
【エビデンス集・資料編】
【資料 2-7-8】　学生の課外活動への支援状況【表 2-14】参照
【資料 2-7-9】　神無月祭（学園祭）テーマ及び来場者数
【資料 2-7-10】　平成 28 年度学生課業務分掌

・学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っているか。

有意義な学生生活を送るためには、心身の健康が最も重要であるため、学生全員に年 1 回の健康診断を実施し、健康状態の把握に努めている。健康診断の受診率【資料 2-7-11】は表 2-7-6 のとおりである。検査項目は、全学生に対して内科・歯科・胸部 X 線・尿検査（糖・蛋白・潜血）を、新入生にはこれに加えて心電図検査及び麻疹抗体検査を行っている。平成 21(2009)年度より、全学生に対して体組成計を利用した体脂肪等の測定も開始した。

近年、大学生の麻疹の流行を受けて、教育実習等の外部実習の際に麻疹に対する十分な免疫があることを条件とする受け入れ先が多くなっている。そのため、麻疹抗体検査で抗体価が低い学生に対しては予防接種を勧めており、入学試験後の合格通知書発送とともに啓発を促す文書を同封している。

表 2-7-6　健康診断受診率　　出典【資料 2-7-11】　平成 28 年 5 月 1 日現在

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
学生総数（人）	377	376	367
受診者数（人）	376	375	364
受 診 率（%）	99.7	99.7	99.2

保健室には養護教諭の資格を持った教員が常在しており、負傷や体調不良の際は、気軽に利用できるようにしている。保健室の年間利用件数は、表 2-7-7 のとおりである。自由に視力・血圧・体重等の測定ができ、些細な傷や怪我でも来室しやすい雰囲気作りに努めている。医療措置が必要な学生には、学校医をはじめとする近隣医療機関から協力を得、早期受診を勧めている。

表 2-7-7　保健室年間利用状況　出典【資料 2-7-12】　平成 28 年 3 月 31 日付

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
健康相談	13 件	20 件	19 件
内科的主訴	139 件	145 件	208 件
外科的主訴	62 件	59 件	88 件
利用者合計	214 件	224 件	315 件

学生相談についての平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度までの相談件数・内容は表 2-7-8 に示すとおりである。平成 27(2015)年度より相談員（臨床心理士）が変わり、記録方法、相談体制等の見直しを行った。また、相談室を利用する学生が限られていたことか

ら、大学全体に学生相談室の存在や利用方法について広く認知してもらい利用を促進することが課題となっていた。これを受けて平成 28(2016)年度の学務分掌では、前年度までの学生委員会に属する形を改善し、学生相談室を独立させた。相談日の予約専用アドレスを開設し、学生に周知徹底するためのパンフレットの作成、配付および学内掲示を行った。学生の個人情報やプライバシーを尊重して気軽に相談できるよう、学生サービスの充実に努めている。

学生には心身の健康状態の調査を毎年行っており、健康相談等の事後措置を行っている。また、クラス主任により学生の個別相談も含めてきめ細やかな指導がなされている。必要に応じて臨床心理士の資格を持つ教員が、カウンセリングを行っており、学生の悩みや問題に迅速に対応している。また、学内の各部署、教員間での情報交換を密に行い、教職員協働で学生の生活、学習、精神面のサポート援助を実施しており、学生の大学生活への適応は極めて良好である。

したがって、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っていると判断する。

表 2-7-8　学生相談室利用状況　出典【資料 2-7-13】　　　単位（件）

種類＼年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
対人関係	友人・教員	1	2	2	2	2	9
	家族	2	5	5	2	3	17
	その他	−	1	−	−	−	1
進路・将来		−	−	2	8	5	15
性格		−	1	3	−	9	13
心の健康		−	3	3	−	2	8
学業		−	1	1	3	−	5
経済的問題		−	−	−	−	−	−
問題行動		−	−	−	−	−	−
計		3	13	16	15	21	68

【エビデンス集・データ編】

【表 2-12】　学生相談室、医務室等の利用状況

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-7-11】 健康診断報告書（受診率）

【資料 2-7-12】 保健室年間利用状況【表 2-12】参照

【資料 2-7-13】 学生相談室利用状況【表 2-12】参照

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用
・学生サービスに対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生サービスの改善に反映しているか。

本学の学友会は、学生の総意に基づいて運営されるが、その構成員は学生と教職員からなり、教職員の支援も受けて活動している。学友会の目的は、学生相互・学生教職員相互の親睦を深め、学生生活の向上及び本学の発展に寄与することである。年 2 回の定例総会、及び年 2 回の体育部会・文化部会全体総会での意見や提案は、学友会活動を支援するために学生課によってくみ上げられている。また総会に次ぐ審議議決機関として、代議員会があり、各学年代表代議員 20 人（家政学科 4 人、健康栄養学科 4 人、児童学科 12 人）をもって構成されており、学生の意見が反映される仕組みとなっている。臨時に予算の執行が必要な場合や、緊急を要する場合には、代議員会を開催して承認されれば実施に移すことができる。他に、特別委員会として新入生歓迎会実行委員会、体育祭実行委員会、神無月祭実行委員会、送別会実行委員会等が毎年選出され、学生によって各行事が主体的に運営されている。これらの行事が円滑に実施されるのは、学友会執行委員会の裏方的存在のお陰もある。また学生課の教職員をはじめ多くの教職員が支援できる体制になっているからでもある。さらに学生が自主的に、各行事の終了後にアンケートを実施し反省会を開き、各行事を総括して来年度につなげる努力をしている。その反省会で提案された意見は、各顧問を通じて学生課がくみ上げる仕組みとなっている。また学友会室前に設置してある意見箱の内容は学生の要望・要求を知る上でも重要であり、「充実した学生生活」を送る上での実態把握に役立っている。

一方、保健室や各クラス主任からも学生の意見や情報が学生課にくみ上げられるような体制になっている。従って、学生課を中心として、学生サービスに対する意見をくみ上げる仕組みは適切に整備されている。なお、学生課で処理できない問題は、学生委員会で審議され、必要に応じて教授会に提案・報告ができる体制になっている。

また助言教員制が機能しており、クラス主任や卒業研究指導教員を介し、さらに学友会の定例総会、体育部会・文化部会全体総会、各種行事の反省会、代議員会、及び学友会室前に設置されている意見箱等を通して、学生の意見や要望等を学生課が中心となってくみ上げ、学生サービスに役立てている。学友会執行委員会をはじめ各実行委員会や文化部会・体育部会等と、各顧問の教職員及びクラス主任と連携して、全学挙げて学生支援に取り組んでいる。そのため一人ひとりの学生との関わりも深く、学生からの意見や要望を汲くみ上げる体制は適切に機能している。学生生活に関する実態調査、各行事終了後のアンケート結果は次年度計画の重要資料として、さらなる支援を向上させる意味でも重要な役割を果たしている。

他大学に比較し学内行事が多く、それをサポートする学生課や顧問体制は、学生の将来的目的確立や意識向上等の成長につながっているところが多く、十分評価できる。

また、平成 19(2007)年度、平成 27(2015)年度に実施した「学生生活に関する実態調査」【資料 2-7-14】は、その結果を分析することで学生の生活状況（心的状況含む）が理解でき、またカリキュラムの問題点等も分かり、それらの結果を日常の指導やカリキュラムの見直しに役立てていく。

したがって、学生サービスや学生生活全般に関する学生の意見等をくみ上げるシステムを適切に整備し、学生サービスの改善に反映させていると判断する。

【エビデンス集・資料編】
【資料 2-7-14】学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度）

(3)2－7 の改善・向上方策（将来計画）
学務部が中心となって、「学生生活に関する実態調査」というアンケートを実施している。このアンケートは、本学の学生生活の実態及び大学に対する評価や満足度を調査するものであり、今後も定期的に実施していく。その上で、今後多様化・複雑化していくであろう学生自身の悩みや相談内容は、学生相談室が主体となり臨床心理士の指導の下、いつでも対応できるよう教員間の共通認識を図る。
他大学の情報や研修を受けた教員の研修内容は、委員会、学生課、クラス主任等にも幅広く報告してもらい、学生指導に役立てる。
学園奨学金制度・日本学生支援機構や各市町村等の奨学金制度は、安定した学生生活を送る上での経済援助として極めて大きな役割を果たしている。学生個々の経済事情に合わせて対応していく。
学費困窮者、未納者については、充実した学業が継続可能となるよう、事務局、クラス主任との連携を密にし、適切な支援態勢を整えていく。学園奨学金については、貸与額、返還期間(10 年間)の見直しを行い、学習意欲と能力がある学生に対しては、貸与人数を増やしていく方向で検討を要請する。将来的には成績、人物共に優れ、学生の範になり得る学生に対しては「一部特待生制度」や「授業料免除制度」を設け、人材育成に貢献していく。

基準項目 2－8　教員の配置・職能開発等
≪2－8 の視点≫
2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

(1)2－8 の自己判定
基準項目 2-8 を満たしている。

(2)2－8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
・学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員を確保し、適切に配置しているか。 ・専任教員の年齢のバランスがとれているか。

学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員数の抜粋を表 2-8-1 専任教員数（【表 F-6】参照)に示した。本学における平成 28(2016)年 5 月 1 日現在の全専任教員は 35

人となっており、これは大学設置基準上の必要専任教員数 19 人に対し、16 人多く基準を満たしている。また、大学設置基準上の必要専任教授数 10 人に対し、2 人多く基準を満たしている。なお健康栄養学科は、平成 27 年 4 月に、家政学科を名称変更している為に、新旧 2 つの学科をあわせて専任教員数を記載した。

表 2-8-1　専任教員数　　　出典【資料 2-8-1】(【表 F-6】から抜粋)

学部名	学科名	専任教員数	大学設置基準上必要専任教員数	教授数	大学設置基準上必要専任教授
家政学部	健康栄養学科（家政学科）	17	6	8	3
	児童学科	18	6	4	3
	家政学部計	35	12	12	6
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数		—	7	—	4
合　計		35	19	12	10

本学では、健康栄養学科（家政学科）と児童学科で教職課程を開設している。健康栄養学科（家政学科）に中学校教諭、高等学校教諭、及び栄養教諭の教職課程、児童学科に小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置いている。表 2-8-2 に、教職課程の専任教員数の一覧を示した。本学では教職課程認定基準上の必要専任教員数は確保されている。

表 2-8-2　教職課程の教員数　　出典【資料 2-8-2】　　平成 28 年 5 月 1 日現在

免許の種類	教科に関する科目		教職に関する科目	
	専任教員数	必用専任教員数	専任教員数	必用専任教員数
中高家庭科教員 1 種	4	4	3	2
栄養教諭 1 種・2 種	−	−	2	2
幼稚園教員 1 種	5	4	4	4
小学校教員 1 種	6	6	4	4

また本学では、健康栄養学科に管理栄養士課程、家政学科に栄養士養成課程、児童学科に保育士養成課程を開設しており、その教員配置を表 2-8-3、表 2-8-4、及び表 2-8-5 に示した。これからそれぞれの課程での法律に基づく必要教員数が確保され、かつ適切に配置されていることが分かる。本学における教員の配置は表 2-8-1 に示したが、専任教員 35 人の他に、さらに学長 1 人と助手 6 人を含めた合計 42 人が、学生の教育に携わっている。健康栄養学科(家政学科)、児童学科ともに合わせて教職の現場経験ある実務家教員が 5 人含まれており、理論だけでなく、現場経験に基づいた学生への教育指導が行われている。

表 2-8-3　管理栄養士養成課程の教員数　出典【資料 2-8-3】　平成 28 年 5 月 1 日現在

教育内容	配置基準	本学 専任	本学 非常勤
社会・環境（人間や生活）と健康	・3 人以上 「人体の構造と機能、疾病の成り立ち」を担当する専任教員のうち 1 人 は、　医師であること	0	3
人体の構造と機能疾病の成り立ち		2(1)	1
食べ物と健康		2	3
基礎栄養学及び応用栄養学	・教育内容ごとに 1 人以上 ・専門分野を担当する専任教員は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。	2(1)	2(2)
栄養教育論		1(1)	0
臨床栄養学		1(1)	3(3)
公衆栄養学		1(1)	0
給食経営管理論		1(1)	0
助　手	・5 人以上うち 3 人以上は、専門分野を担当すること ・専門分野を担当する助手は、管理栄養士であること	5(5)	0
合　計	14 人以上	16	12

()は資格保有者の内数

表 2-8-4　栄養士養成課程の教員数　出典【資料 2-8-4】　平成 28 年 5 月 1 日現在

教育内容	配置基準	本学 専任	本学 非常勤
社会生活と健康	専任 1 人以上 人体の構造と機能の担当は　医師 1 人以上	4(1)	0
人体の構造と機能			1
食品と衛生			
栄養と健康	専任 1 人以上	3	1(1)
栄養の指導	専任（管理栄養士）1 人以上	2(2)	0
給食の運営	専任（管理栄養士）1 人以上	2(1)	0
助　手	専任 3 人（2 人は管理栄養士）	5(5)	
合　計	7 人	16	2

()は資格保有者の内数

表 2-8-5　保育士養成課程の教員数　出典【資料 2-8-5】　平成 28 年 5 月 1 日現在

系列	配置基準	本学 専任	本学 非常勤
保育の本質・目的の理解に関する科目	専任 1 人以上	2	3
保育の対象の理解に関する科目	専任 1 人以上	4	2
保育の内容・方法の理解に関する科目	専任 1 人以上	6	6
基　礎　技　能	専任 1 人以上	5	8
保　育　実　習	専任 1 人以上	1	0
総　合　演　習		1	0
合　　計	専任 8 人以上	19	19

従って現在の教員数は、大学設置基準、各教職課程基準、管理栄養士養成課程基準、栄養士養成課程基準、及び保育士養成課程基準の教員配置数を上回っており、教育を行う上で必要な教員を確保しており、本学の教員の配置については、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置がなされていると判断する。

表 2-8-6　専任教員年齢別構成　　　出典：【資料 2-8-6】　　平成 28 年 5 月 1 日現在

学部名	職位	71 歳以上	66～70 歳	61～65 歳	56～60 歳	51～55 歳	46～50 歳	41～45 歳	36～40 歳	31～35 歳	26～30 歳	計
家政学部	教 授(人)	3※	5	1	1	1	0	2	0	0	0	13※
	(%)	23.1	38.5	7.7	7.7	7.7	0.0	15.4	0.0	0.0	0.0	100
	准教授(人)	0	1	3	0	1	2	4	1	0	0	12
	(%)	0.0	8.3	25.0	0.0	8.3	16.7	33.3	8.3	0.0	0.0	100
	助 教(人)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3
	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	100
	講 師(人)	0	0	1	1	1	0	0	4	1	0	8
	(%)	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5	0.0	0.0	50.0	12.5	0.0	100
	計(人)	3※	6	5	2	3	3	6	5	1	2	36※
	(%)	8.3	16.7	13.9	5.6	8.3	8.3	16.7	13.9	2.8	5.6	100

（※印　学長 1 人含む）

なお、教員の年齢構成は、表 2-8-6 の通りである。26 歳～30 歳が 5.6%、31 歳～40 歳が 16.7%、41 歳～50 歳が 25.07%、51 歳～60 歳が 13.97%、61 歳以上の教員が全体の 38.9%を占めており、教授では 69.2%が 61 歳以上である。20 代と 50 代の教員が若干少なく、60 代の教員が多い傾向にある。60 代の教員が多い傾向については、専任教員の定年退職が 65 歳となっているところ、退職後も再雇用という形で、継続して勤務する場合があり、これが影響している。全体としては、特に年齢構成のバランスに問題があるとはいえない。【資料 2-8-6】

【エビデンス集・データ編】

【表 F-6】　　　全学の教員組織（学部等）

【表 2-15】　　　専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-8-1】　専任教員数【表 F-6】参照

【資料 2-8-2】　教職課程の教員数

【資料 2-8-3】　管理栄養士養成課程の教員数

【資料 2-8-4】　栄養士養成課程の教員数

【資料 2-8-5】　保育士養成課程の教員数

【資料 2-8-6】　専任教員年齢別構成【表 2-15】参照

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

〔教員の採用・昇任、及び教員の資質・能力向上等〕

教員の採用については、欠員が予測される場合、あるいは欠員が生じた場合、原則として公募による採用方式を採っている。他方、公募方式を補う方法として、人事委員会委員長である学長等のネットワーク情報を活用して適切な採用候補者を求めることもある。公募の場合は、主にジェイリック（JREC-IN）及び本学ホームページに応募条件を公表して実施している。また、採用及び昇任候補者の選考は、担当授業分野の当該職名教員としての資質能力・教育研究業績を有するかどうかを、人事委員会で組織される選考委員会が可否を判定した後、人事委員会の再確認を経て教授会の承認を得ることになっている。なお、採用及び昇任の審査手続き及び審査基準は、「東北女子大学教員選考規程」【資料 2-8-8】及び東北女子大学「教員資格の審査基準に関する内規」【資料 2-8-9】に基づいて適切に人事委員会で審査されているので、教員の資質・能力向上の維持は保障されていると判断する。【資料 2-8-7】

また､教員の資質･能力向上の取組みの一つとして､柴田学園研究費支給規程【資料 2-8-10】に従って、東北女子大学に勤務する専任教員には、1 人当たり年額 30 万円を算定基準とする研究費が配分されている。この研究費の配分については、学長の裁量の下で執行されている。すなわち、学長の裁量で、研究に積極的に取組みかつ研究成果を上げている専任教員には、インセンティブとして研究費が増額されている。また、平成 28 年 4 月からは、さらに特色ある研究を発展させ、優れた着想による卓越した学術研究活動については、奨励研究費として、1 人当たり年額 50 万円を算定基準とする研究費が配分されることになった。なお、各教員の研究促進のため、毎年 4 月に前年度の研究・教育活動計画の実施結果報告書と本年度の教育職員の研究・教育活動計画書、及び毎年 5 月に教育研究業績書(5 月 1 日現在)の提出【資料 2-8-11】が義務づけられている。

本学の教員評価については、上述の活動計画書と結果報告書及び教育研究業績書【資料 2-8-11】を参考に、教員選考規程【資料 2-8-8】及び教員資格の審査に関する内規【資料 2-8-9】に従って人事委員会で行われ、昇任に関する資格審査【資料 2-8-7】も実施している。その際､FD 委員会の学生による授業評価アンケート集計結果表(科目別)【資料 2-8-13】や「『授業改善』のための調査」報告書【資料 2-8-14】、各種委員会の議事録及び教授会での発言も参考にされる。

また、学長の承認の上、大学の運営上必要となる研修会に教員や事務職員を派遣して研修【資料 2-8-12】させている。

〔FD 委員会による教員の資質・能力向上への取組み〕

教員の資質・能力向上のために、学生による評価、教員相互の評価、さらに FD 研修会を実施している。

学生による授業評価は、平成 19(2007)年度から隔年で、「『授業改善』のための調査」が実施されている。その集計結果は授業担当教員にフィードバックされ、各教員個人が教育研究のための研鑽を積む資料として活用してきた。また、全体のアンケート結果を、様々な視点による集計分析を行うことで、教員個人はもとより、教育研究機関としての大学全体が抱えている実情を明らかにし、「『授業改善』のための調査」報告書にまとめている。この報告書を全教職員に解説し、結果を共有し授業の改善に繋げている。

教員相互の評価は、授業研修（公開授業）と呼ばれる教員による授業参観による評価である。担当教員には、参観教員による「『授業改善』のための調査（教員用）」【資料 2-8-15】アンケートの結果をフィードバックし、評価内容を参考に各自の技術的な問題等の改善を促している。

FD 研修会は、FD 委員会主催で、講演研修会と研修会を実施している。講演研修会は、講演後、講演内容やテーマについて講師と参加教員で討論を通して問題点を明らかにし、研修会は、教員のスキルアップのため、ICT 等の活用等についてワークショップ的に行い、教員の資質・能力の向上に努めている。また、学外の FD 関連のワークショップ、シンポジウム等に参加希望の教員に対し、費用等をサポートしている。

FD 委員会がこれらを実施することにより、教員の資質・能力向上への取組みを行っている。【資料 2-8-16】

【エビデンス集・資料編】
【資料 2-8-7】　人事委員会議事録
【資料 2-8-8】　教員選考規程
【資料 2-8-9】　教員資格の審査基準に関する内規
【資料 2-8-10】 柴田学園 研究費支給規程
【資料 2-8-11】 平成 27 年度研究・教育活動計画の実施結果報告書、平成 28 年度教育職員の研究・教育活動計画書及び平成 28 年 5 月 1 日現在の教育研究業績書
【資料 2-8-12】 平成 27～28 年度の出張の復命事項綴り
【資料 2-8-13】 学生による授業評価アンケート集計結果表（科目別）
【資料 2-8-14】「『授業改善』のための調査」報告書（平成 27 年度）
【資料 2-8-15】「『授業改善』のための調査」（教員用）
【資料 2-8-16】 FD 委員会活動報告

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備
・教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制が確立しているか。

現在、本学の教養教育は、建学の精神を踏まえ、学部の使命・目的と各学科の教育目的を実現するために、カリキュラムポリシーにしたがって、大学での学びの地盤となる教養科目の学習を通して、現代社会の課題を理解し、これらの問題の解決に必要な考察力や判断力を身につけることを目的としている。

平成 26 年度入学生までは、家政学科及び児童学科の両学科に教養教育として、自然科学分野(7 科目)、人文・社会科学分野(7 科目)、外国語領域分野(8 科目)及び基礎技術分野(4 科目)の 4 つの分野の科目群が共通教養科目として開設されている。自然科学分野は 4 科目(8 単位)、人文・社会科学分野は 4 科目(8 単位)、外国語領域分野は英語 2 科目 4 単位を含む 3 科目 6 単位、及び基礎技術分野は 4 科目 4 単位が卒業要件科目である。これらの科目群は、カリキュラム上、自然科学系、人文・社会科学系、外国語系、基礎技術系の 4 つの分野のバランスが取れるように構成され、基本的には 1 年次と 2 年次で共通開講されている。しかし、自然科学概論だけは、本学の自然科学分野の科目や専門分野の科目を履修した後に開講されることが教育的とされ、4 年次で開講されている。

また、健康栄養学科については、平成27年度入学生から新カリキュラムが導入され、健康栄養学科の教養教育として、自然科学分野(5科目)、人文・社会科学分野(5科目)、外国語領域分野(9科目)及び基礎技術分野(3科目)の4つの分野の科目群が開設されている。児童学科については、平成27年度以降も同じカリキュラムであり、両学科とも4つの分野でバランスよく開設されている。

こうした人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置として、学務委員会【資料2-8-17】、学科会議【資料2-8-18】及びカリキュラム委員会【資料2-8-19】がある。学科会議は、学科単位で決定すべき諸事項を総括的に審議・決定する組織であり、その下部組織として各学科のカリキュラム委員会がある。基本的に、教養教育も含め教育課程の編成はカリキュラム委員会に任せられており、カリキュラム委員会で決定された事項や処理不可能な課題等は、各学科の学科会議に報告され、そこで学科全体としての意思決定あるいはさらなる審議を行い、学務委員会に報告することになる。その後、学務課でカリキュラム上の法的な整合性を踏まえて見直して処理し、学科会議に必要ならば改善点の指示も含めて報告する。したがって、教養教育の運営上の責任は、各学科のカリキュラム委員会、各学科の学科会議、及び学務委員会が負っている。

以上のように、人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられており、運営上の責任体制は確立していると判断する。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-8-17】学務委員会規則
【資料2-8-18】学科会議規則
【資料2-8-19】カリキュラム委員会規則

(3)2－8の改善・向上方策(将来計画)

現在の教員数は、大学設置基準あるいは各教員養成課程基準または栄養士養成課程基準の教員配置数を上回っており、教育を行う上で必要な教員を確保しているのは評価できる。しかし、教員のバランスには、改善すべき余地が残されている。特に、年齢構成にややバランスを欠いている面が見られるので、将来の教員の採用に当たっては、このような面も考慮していく。また、健康栄養（家政）学科及び児童学科ともに非常勤の教員に依存する割合が高く、この状態を改善する。このことは開講科目専門担当の教員の分布に偏りがあることを示している。特に、卒業必修となる科目で専任教員が担当していない科目があることは問題となる。栄養士養成課程では、養成基準の最低基準を満たしているが、教育内容の充実のためには分野によって教員の補充をする。

教員の資質・能力向上への取り組みに関しては、授業評価アンケートの実施を隔年から毎年にすることや、他大学で開講されているFD関連の研修会などに積極的に教職員を派遣し、そこで得た知見を学内における研修会でフィードバックさせること、FD委員会の委員自身が積極的に大学教育の質保障等について学ぶための調査費用を支援するなどの取り組みをする。

教養科目実施のための組織整備については、上述のように、教養教育の科目の整備と共

に、本学の教育目的の観点から共通教養教育の目標を明確にし、これを教職員全体で共有するために、現在、両学科のカリキュラム委員会を中心として検討を進めている。平成31年度を目途として、本学の教育目的の観点から、より組織化された実施体制を整備する。

基準項目 2－9　教育環境の整備

≪2－9 の視点≫

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

(1)2－9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2)2－9 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
・教育目的の達成のために、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設設備を適切に管理しているか。 **・教育目的の達成のために、コンピュータなどの IT 施設を適切に整備しているか。** **・教育目的の達成のために、快適な教育環境を整備し、かつ有効に活用しているか。**

校地、運動場、校舎の面積は、大学設置基準を上回る充分な面積を有している。図書館は、558.9 ㎡の面積を有しており、学生閲覧室の座席数は 92 席と小規模校にとっては充分な席数で、平成 27 年度の学内の年間利用者は 12,320 名であった。体育施設として、大学キャンパス内に 2212.8 ㎡の体育館が設置されており、充分な面積を有している。また、岩木山山麓には 752.1 ㎡の「山の家」研修会所（収容定員 100 名）が設置されていて、平成 27 年度の学内利用者は 472 名であった。情報サービスや IT 関連の施設として、コンピュータ実習室 1 （収容定員 50 名）とコンピュータ実習室 2（収容定員 36 名）の 2 室、及び主として教職を目指す学生に現場での実践に対応できる学習環境として、電子黒板を備えたアクティブ・ラーニングルーム（ALR）が準備されている。こうした教育設備は、主として事務局によって適切に管理されている。【表 2－18】【表 2－24】【表 2－22】【表 2－25】

講義室・実習室及び視聴覚室には、固定式プロジェクターとスクリーン等が設置されており、パソコンや DVD 等を用いた授業に対応できる設備が有効に活用されている。講義室・実習室及び視聴覚室の校具や備品は、暖房・空調設備を除き、学務課で管理されている。なお、栄養士養成校として、HACCP（ハサップ）対応の給食運営実習室を整え、衛生管理システムを導入し実習環境の充実を図っており、平成 26 年度には、管理栄養士養成校として、さらに給食経営管理実習室や実験実習室等を拡張充実させた。【表 2－20】

本学の教育目的を達成するために、快適な教育環境として整備され、有効活用されていると判断する。

・適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。
・施設・整備に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

図書館の大きさは適切な規模であり、図書館には、十分な学術情報資料が確保されており、図書管理システムも導入しており、パソコンによる蔵書検索、自動貸出設備等を整え利用する学生の利便性に配慮がされ、閲覧スペースも十分に確保されている。【表 2－23】

また、図書館及びコンピュータ実習室のオープン時間は、授業終了後も学習できるように、表 2-9-2【資料 2-9-1】のように配慮している。したがって、図書館やコンピュータ実習室は、時間を含めて十分に利用できる環境となっている。【表 2－23】【表 2－24】

表 2-9-2　図書館及びコンピュータ実習室の開放時間　出典【資料 2-9-1】

	平日		土曜日
	月・火・水・金	木曜日	
図書館	8:30～20:00	8:30～18:30	8:30～13:00
コンピュータ実習室	8:30～20:00		8:30～16:00

施設・整備などの教育環境に対する学生の意見をくみ上げる仕組みとして、アンケート調査がある。平成 27 年度に実施したアンケート「学生生活に関する実態調査」の中で、大学施設に関しては、図書館とコンピュータ実習室の使用状況や問題点などを調査した。これによると、図書館は 96％以上、コンピュータ実習室は 94.9％以上学生が利用しており、特にコンピュータ実習室を利用している学生のうち、コンピュータ実習室の利用時間延長を要望する学生が 32.3％、PC のトラブル時に対処できる担当者を要望する学生が 32.3％あった。利用時間の延長は、大学の建物全体の利用時間との関係で対応することが難しいが、PC のトラブルに対しては学務課の職員が適宜対応している。【資料 2-9-2】

・施設・整備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。
・施設・整備の安全性（耐震性など）を確保しているか。

平成 22(2010)年 6 月にバリアフリーに対応した新校舎が完成し、各階には車椅子用のトイレ・エレベーターまた出入口 1 ヶ所に自動ドアを設置し、施設設備の充実が図られた。施設・整備の安全性については、エレベーター・自動ドアは専門業者と保守契約を結び定期的に点検を行ない設備の維持、安全管理に努めている。特に耐震性については、本学校舎の定礎が平成 22 年 6 月なので、建築基準法の新耐震基準に適合していて確保されている。【資料 2-9-3】

【エビデンス集・データ編】

【表 2－18】　　校地、校舎等の面積
【表 2－20】　　講義室、演習室、学生自習室等の概要

【表 2－22】 その他の施設の概要
【表 2－23】 図書、資料の所蔵数
【表 2－24】 学生閲覧室等
【表 2－25】 情報センター等の状況

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-9-1】 学生生活の手引き 2016(平成 28)年度（p. 1）
【資料 2-9-2】 学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度)
【資料 2-9-3】 三菱エレベーターリモートメンテナンス契約書、自動扉開閉装置保守管理業務契約書（ナブコシステム㈱)

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理
・授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分に上げられるような人数となっているか。

学年・学科でクラス制をとっている。健康栄養学科 (旧家政学科) は 1 クラス 40 名程度、児童学科は 1 クラス 60 名程度で編成し、授業運営を行なっている。講義科目は、1 クラス単位で行なっている。特に、児童学科の演習、実技の一部科目については、2 班に分けて各班 30 名程度の少人数教育を行ない、きめ細かな学習指導ができ、授業を行う学生数（クラスサイズなど) は教育効果を十分に上げられるような人数となっている。【表 2－20】【資料 2-9-4】

【エビデンス集・データ編】

【表 2－20】 講義室、演習室、学生自習室等の概要

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-9-4】 平成 28 年度専任教員の教科担当表、平成 27 年度後期時間割、平成 28 年度前期時間割

(3)2－9 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27 年度から、家政学科を健康栄養学科と改称し、管理栄養士養成校として出発しているため、施設・設備の充実が十分に図られており、教育環境の整備は進んでいる。

今後は、児童学科の新カリキュラムを念頭に、図書館にラーニングコモンズ用のエリアの増設、図書館やコンピュータ実習室のオープン時間のさらなる延長、PC のトラブルに対処する職員の常駐などを改善点として、教育設備の整備と充実に努めていく。

［基準 2 の自己評価］

・学生の受け入れ

本学は、建学の精神の 3 ヶ条に基づき、家政学部の使命・目的（ミッション)、各学科の教育目的を実現するために、3 つのポリシーを定めて明示し明確にしている。学生の受け入れについては、本学のアドミッションポリシーを大学案内、学生募集要項及びホームページなどで明示し、あらゆる機会を利用して周知させており、これを踏まえた入試を実施

している。平成 27 年度入試においては、定員を下回る入学者しか確保できなかったが、志願者の対比で見れば定員を上回る志願者数は確保できており、アドミッションポリシーに測った上で推薦入試、一般入試及びセンター試験利用入試等の定員を調整していく。

・教育課程及び教授法

本学の教育課程は、各学科のカリキュラムポリシーに従って、体系的に編成されている。教授方法の工夫・開発については、現在 FD 委員会を中心に研修会や勉強会等を積極的に開催しており、対応できていると判断している。

・学修及び授業の支援

本学では、従来から各教員を学務課や学生課に協力教員として配置し、職員と協働で学生の支援を行い、さらに助言教員制を活用することで全学的に教職員協働によるきめ細やかな学生支援を実施してきた。平成 28 年 4 月から導入された『教職員協働による学生支援規則』は、こうした従来から存在する体制を明確にするためのものである。さらに障がい学生や勉学上の躓き学生など多様な学生への支援が具体的に実施できるようになった。

・単位認定、卒業・修了認定等

本学では、単位認定と卒業判定の基準が学則及びディプロマポリシーに明記されている。教員には半期 15 回の授業実施を徹底させ、学生には毎日の予習・復習を奨励し、長期休暇期間での学習を促し、単位制の趣旨の理解に努めている。そして学則にしたがって、欠単者には学務委員会において必要な教育的指導を決め、免許・資格に関する実習資格の認定では、教職課程委員会、栄養士課程委員会、保育士課程委員会において厳正に審査され、実習資格の認定・不認定が決定される。これらのことから、単位認定及び卒業判定の基準の明確化とその厳正な適用がなされていると判断している。

・キャリアガイダンス

毎年、本学の進路決定率は 9 割を超えており、関東圏等の教育委員会から、小学校教員採用 1 次試験免除の大学推薦特別枠として平成 28 年度は 24 名頂いている。このような外部の評価は、本学の教育目的の達成状況は良好であることを示しており、本学のキャリア支援のあり方については、大きく内容を変えなければならない状況にはない。

・教育目的の達成状況の評価とフィードバック

本学の教育目的の達成状況は良好ではあるが、中には大学における学修に戸惑い、また希望する免許・資格の取得のための必修科目等の単位を取得できない学生も少数であるが存在しているので、これらの学生に対するフォローも平成 28 年度からは取り組んでいる。また、教育目的の達成状況の評価を行ったうえでの必要なフィードバックも行っている。

・学生サービス

学生生活の安定のための支援として、学生相談室や保健室などのハード的環境の充実だけでなく、助言教員制として関わるクラス主任や卒業研究指導教員などによるアドバイスや助言、あるいは臨床心理士との相談を通してのソフト的環境も充実している。近年、奨学金を希望する学生が増加の傾向をたどり、貸与額も高額になってきている。何らかの奨学金の貸与を受けている学生は全体の 7 割以上で、一時的困窮を救済するには、本学園独自の奨学金制度（柴田学園奨学金）が充実しており、学業を継続させる上で重要な制度となっている。

特に、学生の意見や要望等は、助言教員制として関わるクラス主任や卒業研究指導教員

を介し、また学友会の定例総会、体育部会・文化部会全体総会、各種行事の反省会、代議員会、及び学友会室前に設置されている意見箱などを通して、学生課が中心となって汲み上げている。本学は小規模校であるため、学友会執行委員会をはじめ各実行委員会や文化部会・体育部会などと、各顧問の教職員及びクラス主任と連携して、学生課が中心となり全学挙げて学生支援に取り組んでいる。そのため一人ひとりの学生との関わりも深く、学生からの意見や要望を汲み上げる体制は適切に機能している。また、学生生活に関する実態調査、各行事終了後のアンケート結果は次年度計画の重要資料として、また支援を向上させる意味でも重要な役割を果たしている。

・教員の配置・職能開発等

現在、本学では、教育を行う上で必要な教員を確保している。しかし、教員のバランスには、改善すべき余地が残されている。特に年齢構成や専任教員と非常勤教員との比率に、ややバランスを欠いている面が見られるので、将来の教員の採用に当たっては、このような面も考慮していく。

教員の資質・能力向上への取組みに関しては、FD 委員会を中心に積極的な活動を行っていると判断している。さらに教養教育実施のための組織整備については、教養教育の科目の整備とともに、本学の教育目的の観点から共通教養教育の目標を明確にし、これを教職員全体で共有するするために、現在両学科のカリキュラム委員会を中心として検討を進めている。これらのことから、教員の配置・職能開発等についても基準を満たしていると判断している。

・教育環境の整備

教育環境の整備については、現在、本学は大学設置基準を上回る校地、校舎を有し、平成 22(2010)年に新校舎が完成、新築移転となり、建物の耐震性を始め、設備も整備され、学習環境が有効に活用されていると判断している。授業を行う学生数は、健康栄養学科（家政学科）では通常 1 クラス 40 名程度であり、児童学科では、通常 1 クラス 60 名程度である。しかし、児童学科の演習科目では、さらに 2 班編成とし、1 クラス 30 名程度で実施され、きめ細かな学習指導ができ、教育効果を高められる人数になっていると判断している。

基準 3. 経営・管理と財務

3−1　経営の規律と誠実性

≪3−1 の視点≫

3−1−①　　経営の規律と誠実性の維持の表明
3−1−②　　使命・目的の実現への継続的努力
3−1−③　　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
3−1−④　　環境保全、人権、安全への配慮
3−1−⑤　　教育情報・財務情報の公表

(1)3−1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2)3−1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明
・組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営を行っているか。

「学校法人柴田学園寄附行為」【資料 3-1-1】(以下「寄附行為」という) 第 3 条において、法人の目的を「この法人は教育基本法及び学校教育法の規定に従い且つ設立者柴田やす建学の理想を体し学校を設立することを目的とする」と定めている。

また、法人の業務決定は理事会によって行うとし、理事、監事の役員の選任及び評議員の選任は「寄附行為」に基づき適切に行われている。理事会・評議員会には監事も出席し、定期的に開催され経営の規律は保たれ、誠実に執行されている。

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
・使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

学園の使命・目的は「柴田学園職員就業規則」【資料 3-1-2】に定められ、職員としての心構え、学園の建学の精神「教育即生活」についても定めている。

大学においては、学科会議・各委員会で審議した事項を原則月一回(8 月を除く)定期的に開催している教授会で討議し最終的に学長が決定している。必要により学園の最高決定機関である「理事会」において審議、決定し使命・目的の実現のため継続的な努力を行っている。

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
・質の保証を担保するための関連法令等を遵守しているか。

法人・大学の運営については、高等教育機関の責務として学校教育法、私立学校法等関係法令、大学設置基準を遵守し適切に行われている。

法令に基づいた報告、申請及び届出に関しては、関係部署からの起案書により学長の承認を受けることになっている。また必要により理事長に具申して理事会の承認を得た上で所轄官庁へ届出ている。

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮
・学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。
・環境や人権ついて配慮しているか。

平成 22 年新築移転を機に、トイレは全て人感センサー式照明を採用し、東日本大震災後は国からの要請もあり、空調については冷房の設定温度を 28℃、暖房の設定温度を 20℃に設定している。また廊下は間引き照明を行うなどの節電の取組みを行い地球温暖化対策に対応している。

人権については「個人情報保護規程」【資料 3-1-3】、「ハラスメント防止に関する規程」【資料 3-1-4】、「公益通報規程」【資料 3-1-5】を定め、教職員に対し高い倫理性と責任ある行動を求めている。

危機管理への備えは、「東北女子大学危機管理規則」【資料 3-1-6】、「危機管理基本マニュアル」【資料 3-1-7】を制定し、火災・地震等様々な事象に対応する体制を整えている。

消防訓練を教職員で構成する自衛消防組織により、年 1 回学生及び教職員参加の火災・地震等の災害を想定した避難、初期消火の訓練を行っている。また、感染症予防対策として手指消毒用エタノールを学生・職員玄関と各階に設置している。

学生玄関ホールには、防犯カメラが 2 台設置され、庶務課と学生課がモニターで監視、画像をパソコンに約 40 日間録画し、いつでも情報提供できる防犯体制を整えている。また、学校行事等で帰宅が遅くなる学生には、必要に応じて防犯ブザーを貸与し、通学時の安全が図られている。

災害時には、緊急連絡網【資料 3-1-8】により教職員間の連携を密にし、迅速な情報伝達を周知できるよう連絡体制を整備している。また、学内に AED を 1 台設置し、心停止等の緊急事態に対応できる環境となっている。

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表
・教育情報及び財務などの経営情報を公表しているか。

本学のホームページ上の「情報開示」【資料 3-1-9】において、学則、各委員会規則を始め、教育研究上の基礎的情報として、学部・学科の目的、教員一覧、教育研究環境、学費、更に修学上の情報として教員組織・業績、また、学生に関する情報として在学者数、退学者数、卒業者数、就職者数等詳細な情報を在学生、保護者に限らず、広く社会に教育情報を公開している。

財務情報についても、ホームページ上の「情報開示」【資料 3-1-9】の財務情報の中で財産目録、事業報告書、計算書類、監査報告書を公開しているほか、柴田学園報「にわうるし」【資料 3-1-10】において決算報告を公開している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-1-1】 学校法人柴田学園寄附行為【資料 F-1】参照
【資料 3-1-2】 柴田学園職員就業規則
【資料 3-1-3】 個人情報保護規程
【資料 3-1-4】 ハラスメント防止に関する規程
【資料 3-1-5】 公益通報規程
【資料 3-1-6】 東北女子大学危機管理規則
【資料 3-1-7】 危機管理基本マニュアル
【資料 3-1-8】 緊急連絡網
【資料 3-1-9】 ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/【資料 F-8】参照
【資料 3-1-10】 柴田学園報「にわうるし」(年 2 回発行)

(3)3－1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性については、寄附行為、学校教育法、大学設置基準、私立学校法等を遵守し、高等教育機関として教育・研究・地域社会活動を推し進め、社会的責務を果たしていく。環境保全に関しては、部分的に LED 照明への切り替えを検討し、更なる節電、省エネルギー対策に取り組んでいく。教育情報・財務情報については、適切に公開しているが、より分かり易い内容に見直し、更に社会の要請に応えていく。

3－2　理事会の機能

≪3－2 の視点≫

3－2－①　　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)3－2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2)3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性
・使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。 ・理事会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。 ・理事の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。 ・理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。

「学校法人柴田学園寄附行為」【資料 3-2-1】により法人の業務決定は理事会によって行うと定め、定例理事会及び臨時理事会において重要事項が審議され、適切に運営されている。また、監事も出席しており法人の業務、財産の状況について理事会に対して意見を述べる体勢が整っている。

3 月の理事会においては、新年度予算案等が審議され、5 月の理事会では、前年度の決算報告、事業計画案等の審議の他に、監事より前年度の決算監査報告がされている。

理事長から評議員会に対し、私立学校法第 42 条に定めのある事項については、理事会前

に評議員会を開催しあらかじめ意見を聞いている。このように理事会は寄附行為及び私立学校法に基づいて適切に運営されている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-2-1】　学校法人柴田学園寄附行為【資料 F-1】参照

(3)3－2 の改善・向上方策（将来計画）
地方の私立大学を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、「2018 年問題」といわれる 18 歳人口の減少に対応すべく、法人の意思決定は的確且つ迅速に行わなければならない。ますます重要事項を決定する理事会の役割は重要なものとなる。
今後も必要に応じて臨時の理事会を開催し、機動性・戦略性を重視した理事会運営を行っていく。

3－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
≪3－3 の視点≫
3－3－①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
3－3－②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1)3－3 の自己判定
基準項目 3-3 を満たしている。

(2)3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
・大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。 ・大学の意思決定及び業務執行が大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。

学則第 39 条【資料 3-3-1】において、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と定めている。

1　学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
2　学位授与に関する事項
3　学生の学修評価に関する事項
4　教育課程の編成に関する事項
5　教員の教育研究業績書の審査等に関する事項
6　その他学長が必要と認める事項及び学長から諮問のあった事項

教授会に上程する事案については、教授会の運営の円滑化をはかるため当該学科所属の全教員（専任助手を含む）を構成員とする「学科会議」を設置し、教育及び研究水準の向上と円滑な運営、及び学生支援体制の維持と強化を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事項を審議するとともに、当該学科の運営に関する各種決定・承認・対策の立案を行う。

学科会議における審議・決定等については、必要に応じて、教授会に提案・報告するものとすると定めている。【資料 3-3-2】

一　教員の補充に関する事項
二　教育課程（教養教育・専門教育）の編成に関する事項
三　教育課程（教養教育・専門教育）の点検評価、及び FD に関する事項
四　学事関係（授業計画や卒業研究配属等）に関する事項
五　学生の履修及び生活指導に関する事項
六　学生の進路及び就職指導に関する事項
七　学生の保健指導に関する事項
八　Web に掲載する内容に関する事項
九　クラス主任連絡会に関する事項
十　その他当該学科の運営に関する事項

また、各種委員会【資料 3-3-3】を設置しており、各委員会に関係する問題を審議し、教授会に提案している。

学長が「自己点検・自己評価委員会」、「人事委員会」、「入学試験委員会」の委員長を兼ねていることから教授会で決定するにあたっては、判断が円滑にできる体制となっている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮
・学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。 ・教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。 ・教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

文部科学省より、学校教育法及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令についての通知に基づき、本学では教授会の役割を明確にし、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築するための整備を行い、大学のガバナンス改革を実行した。

表 3-3-1　東北女子大学　学則　　出典【資料 3-3-1】

新旧対照表	
新	旧
第 10 章　教 授 会 第36条 本学に教授会をおく。 ②教授会は、専任の教授、准教授、助教及び講師をもって組織する。但し、必要に応じてその他の職員を加えることができる。	**第 10 章　教 授 会** 第36条 本学に重要な事項を審議するため教授会をおく。 ②教授会は、専任の教授、准教授、助教及び講師をもって組織する。但し、必要に応じてその他の職員を加えることができる。

第37条　教授会は学長がこれを召集し、その議長となる。 第38条　教授会の成立は、定員の3分の2以上の出席を必要とする。 第39条　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 1　学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項 2　学位の授与に関する事項 3　学生の学修評価に関する事項 4　教育課程の編成に関する事項 5　教員の教育研究業績の審査等に関する事項 6　その他学長が必要と認める事項及び学長から諮問のあった事項 附則 本学則は、平成27年4月1日から施行する。	第37条　教授会は学長がこれを召集し、その議長となる。 第38条　教授会の成立は、定員の3分の2以上の出席を必要とする。 第39条　教授会において審議する事項は次のとおりとする。 1　教授、准教授、助教、講師、助手、副手の昇任および進退に関する事項 2　研究および教授に関する事項 3　学則および教育課程に関する事項 4　学生の入学、編入学、転入学、休学、退学、復学、転学、卒業、除籍に関する事項 5　学生の学業成績に関する事項 6　学生の生活指導および賞罰に関する事項 7　その他学長が特に必要と認めた事項

教授会は審議機関であり、決定機関でないことを整理し、意見を述べるものとするに改め、また審議する事項についても教育研究に関する事項に限定し、教員の身分に関する事項等について見直し学則変更（表3-3-1を参照）を行い、学長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】平成28年度学生便覧「学則 第10章第39条」(p.14)【資料F-5】参照
【資料3-3-2】教授会運営規則
【資料3-3-3】委員会規則集　【資料F-9】参照

(3)3－3の改善・向上方策（将来計画）

教授会に上程する事案については、学科に所属する全教員（専任助手を含む）を構成員とする「学科会議」で、学科の運営に関する決定・承認・立案を行い理解を深めている。また、各委員会で関係する事項を審議し委員長から学長に内容を報告することで、教授会の円滑な運営がはかられていることから、今後もこの体制の維持・継続に努める。

大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制は整備されており、今後も継続していく。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

≪3－4の視点≫

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1)3－4 の自己判定
基準項目 3－4 を満たしている。

(2)3－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
・意思決定において、管理部門（理事会など）と教学部門（教授会など）をはじめ、各管理運営機関並びに各部門間の連携を適切に行っているか。 ・法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

学長と理事である法人本部事務局長との間で、管理的問題等について定期的に意見交換し、理事長へ迅速に報告また理事長の意見を伝える体制となっており、管理部門と教学部門の情報の共有化と連携・コミュニケーションが円滑になされるよう留意している。

教授会へは事務長が陪席し、案件や内容を把握して職員に対し情報を適切に伝達しており、連携とコミュニケーションは図られている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
・監事の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。 ・監事は、理事会へ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。出席状況は適切か。 ・評議員会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。 ・評議員の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。 ・評議員の評議員会への出席状況は適切か。

寄附行為第 10 条に基づき、監事は、法人の理事、職員（学長（校長)、教員その他の職員を含む）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任しており、任期 4 年となっている。寄附行為第 15 条において監事の職務が定められ、法人の業務を監査すること、財産の状況を監査することとしており、これらについて毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出することの他に、不正・法令違反があった場合には、文部科学大臣に報告又は、理事会及び評議員会に報告する権限を有している。このため理事会及び評議員会に毎回出席し、業務等をチェックする機能を果たしている。【資料 3-4-1】

監事による監査とは別に、独立監査人の公認会計士による会計監査を受けている。この会計監査は年度中に取引内容、会計帳簿類、備品等の実査、計算書類等の監査が定期的に行われている。また法人の所属校に出向き現場で監査を行う他、理事長に対して法人全体・各学校の運営方針、事業計画等の聴取をするなどしておりチェック機能を果たしている。

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営
・トップのリーダーシップを発揮できる体制が整備されているか。 ・教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備し、運営の改善に反映しているか。

理事長は、法人の業務決定を行う理事会において議長となり、法人の重要事項についてリーダーシップを発揮している。また理事長は、本学の専任教員と事務長を兼務した経験があるので、教授会等の教学部門・管理部門の実情を熟知しており、学長との意思疎通が図られている。

大学においては、教員からの意見・要望は学科会議及び各委員会を通して反映させることができるようになっており、組織の中で検討する体制があり、バランスのとれた運営を行うことができている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】学校法人柴田学園寄附行為【資料 F-1】参照

(3)3－4 の改善・向上方策（将来計画）

大学の適正な運営を進めるうえでは、管理部門と教学部門の連携が不可欠であり、様々な課題に迅速に対応できるよう設置している各委員会等の連携・充実を図り、構成員に職員を充てるなどの改善を進めコミュニケーションの推進に努める。

監事 2 名は理事会、評議員会へ毎回出席し、法人の業務をチェックするガバナンス機能を維持していく。

3－5　業務執行体制の機能性

≪3－5 の視点≫

3-5-①　　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　　職員の資質・能力向上の機会の用意

(1)3－5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2)3－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効率的な執行体制の確保
・使命・目的達成のため、事務体制を構築し、適切に機能しているか。 ・事務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置しているか。

本学園の事務組織は「組織規程」【資料 3-5-1】に基づき、法人本部事務局及び設置する各学校から構成されており、図 3-5-1 のとおりとなっている。

この組織規程は、組織及び管理について定め学園諸校の適切かつ円滑な管理運営を図ることを目的とし、「事務組織規程」【資料 3-5-2】及び「事務分掌規程」【資料 3-5-3】とともに職制・職務についても定め、それぞれの部署に適切に配置された職員により業務を執行している。

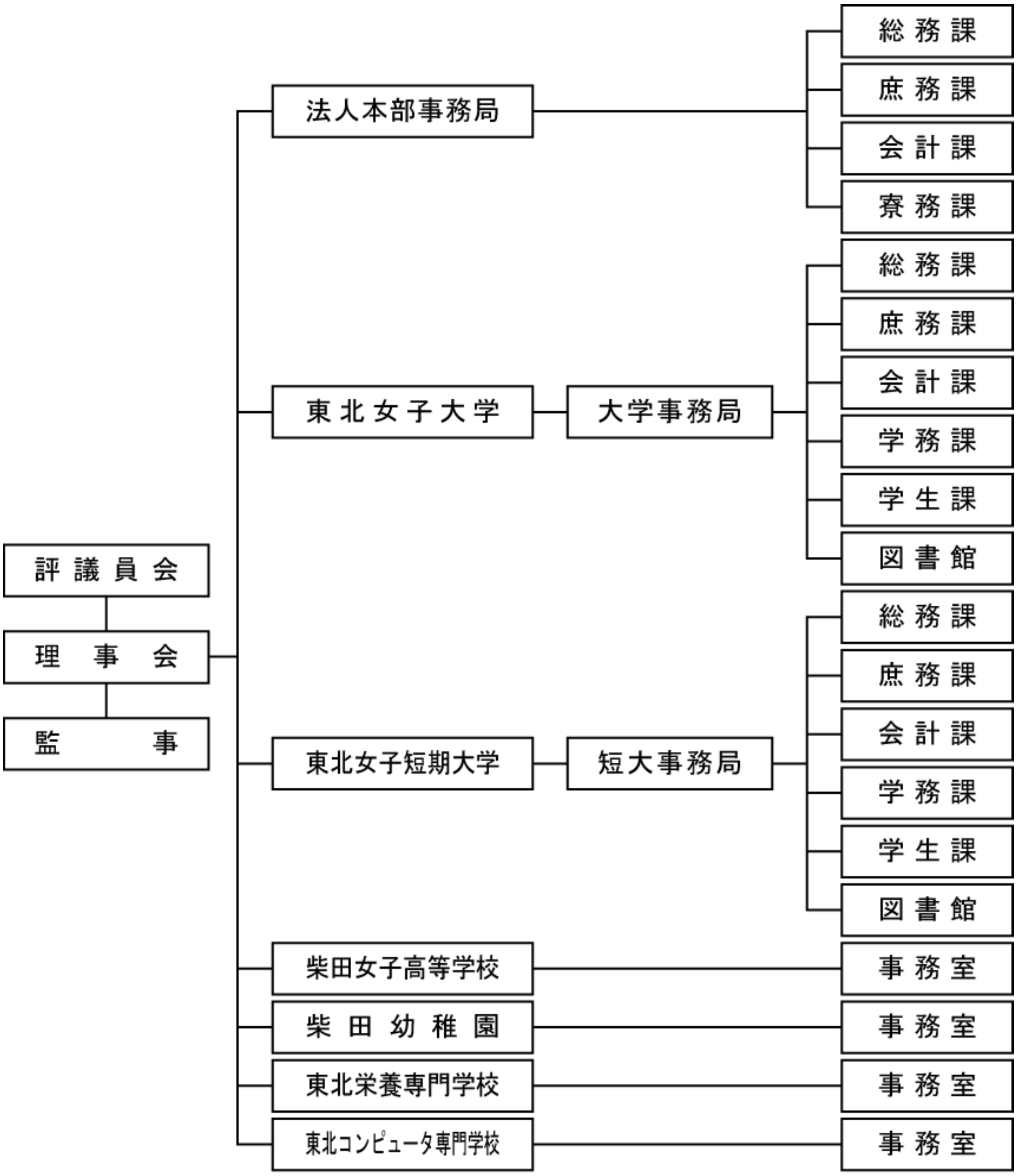

図 3-5-1　学校法人 柴田学園事務組織

出典【資料 3-5-1】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
・業務執行の管理体制を構築し、適切に機能しているか。

理事長が法人本部事務局を総括し学園全般を担当して、法人事務局長が理事長の命を受けて学園の運営業務を担当し、業務執行を適切に管理している。

大学の事務業務は事務長が、学長及び法人事務局長の命を受けて、大学の運営業務を担当し、所属事務職員の業務執行を適切に管理している。

教授会には、事務長が陪席しており審議事項、承認事項等の学長の決定事項について各部署に会議資料の配布とともに迅速に伝達し、機動的に業務を遂行している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意
・職員の資質・能力向上のための研修（SD）などの組織的な取組みを実施しているか。

職員の資質・能力向上のための研修の場として、加盟団体が実施している日本私立大学協会東北支部事務研修会の、関係する分科会へ参加し他大学と研究課題を協議、意見交換を通じて業務で必要とされる専門知識・意識改革が図られている。この研修会で協議した研究課題は、教授会において他大学の取り組み等を報告し、情報の共有化に努め本学の強み、弱みを理解する機会としている。

学内事務研修会を実施して、参加した分科会の研究内容の報告、他のセミナー等に参加した職員から内容の報告する場を設け、自己啓発及び発表力の向上と情報の共有化に努めている。

このことに刺激をうけ、自主的に資格取得にチャレンジして各種の資格取得に繋がっており、学内外の事務研修の機会を増やし職員の意識変革、資質向上に寄与する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】組織規程

【資料 3-5-2】事務組織規程

【資料 3-5-3】事務分掌規程

(3)3－5 の改善・向上方策（将来計画）

大学入試センター試験制度の見直しや、入試の多様化、高大連携あるいは「2018 年問題」といわれる 18 歳人口の減少等、大学を取り巻く問題は山積しており、職員としても経営的視点で企画・立案等の業務にあたり、高度な専門的能力・資質向上に努める必要があり、学内外の研修会の参加機会を増やすとともに自己啓発に努め教員と職員が連携をとり、大学運営に関わり教育・経営の目標を達成できる組織づくりを進めていく。

3－6 財務基盤と収支

≪3－6 の視点≫

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)3－6 の自己判定
基準項目 3-6 を満たしている。

(2)3－6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
・財政の中長期的計画に基づく財務運営を行っているか。

学園として、中長期計画に基づき学生・生徒数の減少対策の一環として平成 27 年度に、東北女子短期大学の老朽化した校舎の建て替えを年次計画により進め、また柴田女子高等学校では調理室の整備を行っている。これにより、施設・設備の投資の影響で収支のバランスは、一時的に悪化の傾向が見られるが将来を見据えた計画となっている。

本学においても、学長のリーダーシップの下で新学科の構想を練り、学内及び理事会で準備を進めた結果、平成 27 年度から管理栄養士養成施設として認可されたが、施設の改修・設備の整備及び教員の増員を必要としたため一時的に収支が悪化となっている。

学園の中長期の計画的な施設・設備の整備が終了次第、収支バランスは安定し適切な財務運営に推移する。

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
・安定した財務基盤を確立しているか。 ・使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。 ・使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保のためには、何より法人全体の収入の基盤となる学生生徒等の確保が重要となる。

大学では平成 28 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する充足率は 91.75％と高めの比率となっているが、短大以下の部門においては低い傾向にあり、学園全体の収容定員に対する充足率は 63.1％となっている。

特に顕著な部門が高校と専門学校で 50％を割っており、学園諸校が戦略的に学生等の募集活動を実行して学園全体の充足率を 80％台に引き上げる対策が重要である。更に収入を増やすためには、学費の値上げと同時に赤字部門においては、人件費の削減を行い収支の改善を図り、学園の財務基盤を安定化させ教育・研究活動及び社会貢献を推進する。

経費削減の取り組みとして、スケールメリットを生かした価格の低廉化を図ることを目的に国立大学法人弘前大学、独立行政法人国立高等専門学校機構八戸工業高等専門学校、放送大学青森学習センターと物品等の共同調達に関する協定を取り交わし、件数は少ないながら一定の成果が上がっているので、取り扱う件数を増やし更なる経費削減と事務の効率化を図っている。【資料 3-6-1】

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-6-1】物品供給契約書

(3)3－6 の改善・向上方策(将来計画)
本学は、科学研究費補助金を含む公的研究費の申請及び採択件数が少ないので、今後は教員の研究費増額に対応するため外部資金の獲得を推進する。
経費削減の取り組みとして、物品等の共同調達に関する協定を有効に活用し、より一層取り扱う件数を増やし更なる経費削減と事務の効率化を図る。また経費の支出についても予算時に教職員の理解を得ながら整合性・妥当性を精査点検し、無駄のない予算編成を推進する体制を整備していく。

3－7　会計
≪3－7 の視点≫
3-7-①　　会計処理の適正な実施
3-7-②　　会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)3－7 の自己判定
基準項目 3-7 を満たしている。

(2)3－7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-7-①　会計処理の適正な実施
・学校法人会計基準や経理規定などに基づく会計処理を適正に実施しているか。 **・予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。**

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「柴田学園経理規程」【資料 3-7-1】を遵守し、適切に実施している。
その内容については、公認会計士 2 名の独立監査人により、諸帳簿、伝票、証票等を細部にわたり突合し、取引内容等の確認と適正に処理されているかの監査を受け、計算書類が学校法人会計基準に準拠し、学校法人柴田学園の経営の状況及び財政状態をすべての重要な点において適正に表示していると記載された監査報告書の提出を受け、理事会及び評議員会に報告している。この他に監事による監査を行い、法人の業務及び財産の状況を監査し、理事会及び評議員会に出席して監査報告を行っている。
予算については、会計年度開始前に編成しあらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の承認を得ている。また、必要が生じた際には、補正予算を作成し評議員会及び理事会の承認を得ている。
なお、資産運用については「柴田学園資金運用規程」【資料 3-7-2】に従い、元本回収を第一とし運用対象を制限し、理事会の承認を得て運用している。また、計算書類の中で有価証券の時価情報を表示している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施
・会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

会計監査は、独立監査人 2 名の公認会計士により実施しており、決算時だけでなく年度内に数回行っている。うち一日は学園諸校へ出向き現場で学生数等の確認、図書及び備品の実査、証票等を突合し各部門の事務責任者に疑問点について説明を求め、緊張感ある監査体制となっている。最終的には決算終了後に「計算書類は適正である」との監査報告書の提出を受けている。

監事による監査は非常勤監事 2 名により、法人の業務及び財産の状況に関し監査を行い、決算時には監査報告書を作成し、決算案が付議される理事会及び評議員で監査報告をしている。また理事会及び評議員会に毎回出席している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-7-1】柴田学園経理規程
【資料 3-7-2】柴田学園資金運用規程

(3)3－7 の改善・向上方策(将来計画)

学校法人会計基準に準拠し、柴田学園経理規程に従い独立監査人の指導のもと、適正な会計処理を行うことで、経営状況を明らかにしている。また会計処理上の疑問や判断が難しいものについては、独立監査法人の公認会計士にその都度確認して指導を受けているが、会計監査の対応については、高度な専門知識が求められるため、事務職員の会計知識の向上を図り、更に会計処理を適正に行っていく。

［基準 3 の自己評価］

「学校法人柴田学園寄附行為」に基づき、理事会及び評議員会が適正に運営されており、業務決定は理事会により行い理事長のリーダーシップのもと、学園全体計画を策定し事業を誠実に執行している。これらの事業執行においては、学校教育法、大学設置基準、私立学校法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、使命・目的実現のため努力を行っている。

大学においては、学長のリーダーシップのもと、教授会で教育・研究に関する事項について討議し、学長が最終決定を行う体制となっている。

財務基盤については、中長期計画に基づき、施設・設備の整備を行っている影響があるため、学費の見直し、外部資金の獲得、また、経費削減の取り組みとして、協定を交わしている「物品等の共同調達」を利用し物品を購入するなど収支バランスの安定化に向けて努力している。

教育研究・財務に関する情報については、ホームページや学園報において広く社会に適切に公開している。

会計においては、独立監査人の指導のもとで学校法人会計基準等の関係法令及び学園の経理規程に従い、会計処理や会計監査が適正に行われている。

以上のことから、基準 3「経営・管理と財務」の基準を満たしていると判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4−1　自己点検・評価の適切性

≪4−1 の視点≫

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

・自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料

・自己点検・評価のための組織及びその学内の位置付け等に関する資料

(1)4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2)4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価
・大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

学則の第一章総則第 1 条 1 項に、本学の使命・目的が、「家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的女性の育成を目的にする」と定められている。すなわち、女性が高い教養と品性を身に付け、自立して社会の発展に寄与できるような有為な人材を養成することを目的としている。こうした目的や社会的使命を達成するために、平成 20 年 4 月に設置された自己点検・自己評価委員会【資料 4-1-1】を中心として、学則第 1 条 2 項【資料 4-1-2】に従って、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、教育水準の向上を図っている。

自己点検・自己評価書の作成に当たっては、基準 1 の担当領域、基準 2 の担当領域、基準 3 の担当領域、基準 4 の担当領域及び基準 A の担当領域と、5 つの担当領域に分割して、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を適切に実施している。

「『授業改善』のための調査」については FD 委員会が、「学生生活に関する実態調査」については学務部が調査分析し報告書にまとめ、学校基本調査等の統計データは担当部署である学務課、学生課及び事務局で再チェックされる。最終的には、自己点検・自己評価委員会が自己点検評価書を、事務局、学務課及び学生課が、エビデンス集（データ編）をまとめている。

自己点検・自己評価を自主的・自律的・客観的に実施するためには、本学の事務局、学務課、学生課及び各委員会が所有しているアンケートや統計データの収集・分析が必要不可欠で、長期間のエビデンス蓄積作業となる。このような一連の作業を自己点検評価手順マニュアル【資料 4-1-3】として記録している

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
・教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施しているか。

自己点検・自己評価委員会は、本学のデータに関しては、本学の使命・目的に即した自己点検評価を事務局、学生課、学務課、地域資源活用研究センター、学生相談室、図書館及び各委員会等に依頼して取りまとめ、社会に向けて情報開示として報告している。この自己点検・自己評価委員会は、平成 15(2003)年から義務付けられた外部評価機関における大学評価に対応するため、暫定的に平成 18(2006)年度に設置され、学長を委員長として、学務委員会委員および事務長より構成されている。この委員会は、外部評価に対応するための自己点検・自己評価業務を独自に実施し、平成 19(2007)年度に第 1 回目の自己点検・評価報告書【資料 4-1-4】を作成した。平成 20(2008)年 6 月に刊行し、日本高等教育評価機構会員大学等 105 校に送付し公表した。同時にホームページにも掲載して学内外への周知を図っている。平成 20 年 4 月には、正式に自己点検・自己評価委員会が発足し、平成 22(2010)年度には、第 2 回目の自己評価報告書【資料 4-1-5】を作成して受審した結果、日本高等教育評価機構の認証を頂いた。次いで平成 25(2013)年度には、第 3 回目の自己点検評価書【資料 4-1-6】として、本学が自主的・自律的に実施し、平成 25（2013）年 6 月に自己点検・自己評価書（本編、データ編）を発刊した。また、同年 12 月には東北・北海道を中心に日本高等教育評価機構会員大学等 20 校に送付すると同時に、ホームページ【資料 4-1-7】にも公開した。今回は第 4 回目の自己点検・自己評価に当たるが、このように、教育活動の改善向上を図るために、自己点検・自己評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施していると判断する。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性
・自己点検・評価を定期的に実施しているか。

本学の自己点検・評価は、表 4-1-1「自己点検・評価の周期」に示されているように、3 年毎に自己点検・自己評価委員会が中心になって点検・評価を行っている。したがって、本学は、大学の使命・目的に即して、自主的・自律的に自己点検・評価を定期的に実施していると判断している。

表 4-1-1　自己点検・評価の周期　　出典【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

自己点検・評価年度	報告年月	自己点検・評価認証機関
第 1 回目　平成 19(2007)年度	平成 20(2008)年 6 月	東北女子大学
第 2 回目　平成 22(2010)年度	平成 22(2010)年 6 月	日本高等教育評価機構
第 3 回目　平成 25(2013)年度	平成 26(2014)年 6 月	東北女子大学
第 4 回目　平成 28(2016)年度	平成 28(2016)年 6 月予定	日本高等教育評価機構

【エビデンス集・資料編】
【資料 4-1-1】自己点検・自己評価委員会規則
【資料 4-1-2】平成 28 年度学生便覧「学則 第 1 条 2 項」(p.8)【資料 F-5】参照
【資料 4-1-3】平成 28 年度自己点検評価手順マニュアル
【資料 4-1-4】平成 19 年度「自己点検・評価報告書」
【資料 4-1-5】平成 22 年度「自己評価報告書･本編」
【資料 4-1-6】平成 25 年度「自己点検評価書」
【資料 4-1-7】ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/【資料 F-8】参照

(3)4-1 の改善・向上方策(将来計画)

学則第 1 条 2 項に定められているように、大学の使命・目的に即して自主的・自律的・周期的な自己点検・評価を実施し、ホームページ等でも公開し、教育水準の向上を図っている。今後も、教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の実施体制を再度見直し、適切に実施していく。また、大学の質を自ら保証することができるように、平成 28 年度から導入しているシラバス（授業計画）は、到達目標として学士力の分類項目を追加して、「内部質保証システム」の構築に向けたものである。「内部質保証システム」の構築と同時に、この授業計画（シラバス）が、より多くの学生に活用される工夫も取り入れていく。

4－2　自己点検・評価の誠実性

≪4－2 の視点≫

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

・IR(Institutional Research)機能の構築及び活動を示す資料
・自己点検・評価及び認証評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料

(1)4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2)4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
・エビデンスに基づく、客観的な自己点検・評価を行っているか。

平成 19(2007)年以来、文部科学省に報告する学校基本調査のデータを中心に、教育情報を含めた大学全体の情報を、数量的データを含めて、開示してきている。学生便覧【資料 4-2-1】、授業計画（シラバス）【資料 4-2-2】、大学案内【資料 4-2-3】、東北女子大学ホームページ【資料 4-2-4】、東北女子大学地域資源活用研究センター(公開講座・出前講義案内)【資料 4-2-5】、柴田学園報「にわうるし」(年 2 回発行)【資料 4-2-6】などにより、毎年情報開示を行っている。

開示されている情報には、学習、教育の成果、財務情報も盛り込まれており、エビデンス情報を含めた自己点検・評価結果の開示でもある。また、IR 機能については、「『授業改善』のための調査」を調査分析し報告書【資料 4-2-7】にまとめる FD 委員会、「学生生活に関する実態調査」【資料 4-2-8】を調査分析し報告書にまとめる学務部、学校基本調査等の統計データを取り扱う担当部署である学務課、学生課及び事務局に分散しているが、これらの統計データや報告書を自己点検・自己評価委員会で集約し、データや資料等のエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行っていると判断する。

【エビデンス集・資料編】
【資料 4-2-1】平成 28 年度学生便覧　【資料 F-5】参照
【資料 4-2-2】平成 28 年度授業計画（シラバス）【資料 F-12】参照
【資料 4-2-3】2017（平成 29）年度大学案内【資料 F-2】参照
【資料 4-2-4】ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/【資料 F-8】参照
【資料 4-2-5】地域資源活用研究センター(公開講座・出前講義案内)
【資料 4-2-6】柴田学園報「にわうるし」(年 2 回発行)
【資料 4-2-7】「『授業改善』のための調査」報告書（平成 27 年度）
【資料 4-2-8】学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度）

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
・現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

自己点検・評価の現状把握のために必要な調査・データの収集と分析は、学校基本調査のデータ集計を担当している各部署だけでなく、学内の各委員会でも実施している。例えば、FD 委員会は、学生に対して「授業改善」のための調査としてアンケートを実施し、これを分析し「『授業改善』のための調査」報告書にまとめている。また、「学生生活に関する実態調査」のアンケートに関しては、主として学生課が集計・分析を行っている。さらに、学務課で管理している学生の成績データは、学務委員会で分析し、成績不良者の学生指導に役立てたり、教職課程委員会、栄養士課程委員会及び保育士課程委員会で分析し、学外実習生の認定・不認定の資料として活用している。このような情報や結果は、必ず教授会の承認事項や報告事項となり、自己点検・評価の誠実性や透明性の根拠ともなっている。以上のような情報やデータ等は、各部署や各委員会等で保管され、印刷物として資料化され、必要な時に活用できる体制を整えている。なお、自己点検・自己評価委員会には、統計データ・エビデンス担当者を配置し、この担当者に上記のデータと現状の整合性をチェックさせており、現状把握のための十分な調査・データの収集分析を行える体制を整備していると判断する。【資料 4-2-9】

【エビデンス集・資料編】
【資料 4-2-9】平成 28 年度東北女子大学学務分掌

4-2-③　自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価結果は、自己点検・自己評価委員会を通して学内での共有化を図っており、教職員全員に自己点検評価書が配付されている。平成22年度に日本高等教育評価機構の評価基準を満たした自己点検・評価も平成25年度に本学が独自に実施した自己点検・評価もホームページ【資料4-2-10】を通して公開している。なお、平成25年度の自己点検評価書は日本高等教育評価機構会員大学等20校に送付されている。また、学園報「にわうるし」【資料4-2-11】を通して学園内の教職員とも共有しており、自己点検・評価結果は、学内で共有され、社会へ公表されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】
【資料4-2-10】ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/【資料F-8】参照
【資料4-2-11】柴田学園報「にわうるし」(年2回発行)

(3)4-2の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的に即して自主的・自律的な自己点検・評価をエビデンスに基づいて実施するために、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制は整備されている。しかし、自己点検・自己評価を効率よく継続するためには、学内に散在する統計データ等の資料を、統一的に集約・管理し、かつ見直すと同時にさらに調査・分析するためのIR室の設置を検討している。今後、自己点検・評価結果の学内共有及び学外発信も含めて、自己点検・自己評価書を紙媒体で配付するのではなく、ホームページを通して自己点検・自己評価書を発信し、今まで通り社会への公表も引き続き継続していく。

4-3　自己点検・評価の有効性
≪4-3の視点≫
4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性
・自己点検・評価及び認証評価を改善・向上につなげる仕組みとその運営
・自己点検・評価及び認証評価の結果の活用状況を示す資料

(1)4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2)4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-①　自己点検・評価の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性
・自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、かつ適切に機能しているか。

平成22(2010)年度実施の自己点検評価から、自己点検評価書に記載した改善しなければならない課題については、PDCAサイクルで平成25年度の自己点検・自己評価書に活かした。しかし、GPA評価の導入やCAP制導入については、十分に時間をかけて、平成28年度

の自己点検評価書に繋げている【資料 4-3-1】。本学では、個々の課題解決にだけ PDCA サイクルを用いるのではなく、各部署や各委員会が、主体的に PDCA サイクルを回しながら課題解決を図る姿勢が確立している。敢えて、PDCA サイクルという用語を付して表現するなら、入学試験に関わる PDCA サイクル、東北女子大学ポートフォリオ【資料 4-3-2】を中心にした修学支援 PDCA サイクル及び教育実践に関わる PDCA サイクル、研究・教育活動実施に関わる PDCA サイクル【資料 4-3-3】【資料 4-3-4】そして学生指導に関わる PDCA サイクルなどを挙げることができる。

以上により自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるだけでなく、本学の様々な局面で PDCA サイクルの仕組みが構築されており、かつ適切に機能していると判断する。【資料 4-3-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】平成 28 年度自己点検評価手順マニュアル
【資料 4-3-2】東北女子大学ポートフォリオ
【資料 4-3-3】平成 28 年度教育職員の研究・教育活動計画書
【資料 4-3-4】平成 27 年度研究・教育活動計画の実施結果報告書

(3)4-3 の改善・向上方策(将来計画)

この自己点検・評価の結果の中で、全学的な検討が必要とされる課題は、学務委員会で議論され、場合によっては関連性のある部署や委員会で検討される。改善された課題は、次回の自己点検・評価に活かされるが、もし改善に不備のある場合は、再度見直され、いわゆる PDCA サイクルが適用されていく。また、自己点検・評価の結果を教育改善に活かすために、個別に各部署においても、PDCA サイクルを意識して、教育活動の計画、実施、その結果をフィードバックして、次の活動計画に繋げていくことによって、本学の教育研究の質向上を図らなければならない。そのためにも、IR 室の設置と、IR 室の独立したデータに基づく、内部質保証を実現する機能を持った組織の導入を検討している。

[基準 4 の自己評価]

大学の使命・目的に即して、自己点検・自己評価委員会を中心に自主的・自律的・周期的に自己点検・自己評価を実施しており、自己点検・自己評価体制並びに自己点検・評価の周期等は適切であると判断している。自己点検・自己評価の担当領域は、基準毎に 5 つの担当領域に分割し、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を適切に行っている。さらに学務課と学生課及び FD 委員会が、情報やデータの収集・整理・分析にあたっており、ホームページで公開されている学校基本調査等の成果も活用されている。また、外部評価受審時における平成 22 年度自己評価報告書及び大学独自の平成 25 年度自己点検評価書は、ホームページを通して公開されており、自己点検・評価の誠実性は、十分なレベルで満たしていると判断している。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

（以下は使命・目的に基づく大学独自の基準の例）

基準 A. 社会連携

A－1　大学が持っている物的・人的資源の活用

≪A－1 の視点≫

A-1-①　地域の活性化のために、大学と社会の連携を推進する体制の整備
A-1-②　大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の活用
A-1-③　大学と社会の協力関係

(1)A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2)A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-①	地域の活性化のために、大学と社会の連携を推進する体制の整備

平成 22(2010)年 6 月に、大学・学部附置の地域資源活用研究センターを設置して活動を開始した。本センターは、地域資源活用研究センター規則に従って、本学の教育研究活動の成果等を地域に向けて発信し、あるいは地域の諸機関・企業・団体等と連携協力しながら地域資源を活用し、本学及び地域の活性化等に貢献している。なお、本センターで言う、「地域資源」とは、学外に存在する事象・物質等に限定せず、本学及びその教職員自体並びにそこで行われている教育研究・諸活動等を地域資源と捉え直したものである。【資料 A-1-1】

A-1-②	大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の活用
A-1-③	大学と社会の協力関係

1)地域資源活用研究センターの取り組み

本学の地域資源活用研究センターでは、表 A-1-1 にあるように、公開講座、出前講義、タイアップ事業等を毎年実施している。

表 A-1-1　年度別実施件数　出典【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

区分 / 年度	公開講座	出前講義			タイアップ事業
		食・健康・被服	教育・心理・芸術	人文・情報	
平成 24 年度	20	10	3	3	3
平成 25 年度	21	19	5	2	3
平成 26 年度	13	28	1	4	1
平成 27 年度	13	25	5	4	2
合計	67	82	14	13	9

例えば、平成 23 年度の実績を踏まえ、平成 24 年度から毎年、地域に根ざした食育活動を展開するために地元の水産業者と共催して魚料理教室を実施している。企業側の目的は魚介類の単なる消費拡大を目指すためであったが、大学と連携することで食育の観点を加え、青森県民の食生活向上を目指す活動へと進化してきている。【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

平成 26 年度には株式会社丸大堀内からの依頼を受けて、惣菜・弁当キットの開発に取り組んだ。本事業では、青森県民への食を通した健康支援・生活習慣病対策として、学生の持つ栄養学の知識や若者らしい柔軟な発想に加えて、栄養バランスや塩分量、脂質量、野菜の使用料等に配慮した惣菜と弁当のキットを開発し、スーパーでの販売に繋げた。【資料 A-1-4】

平成 27 年度には、株式会社丸大堀内及び株式会社ミリオンからの依頼で、洋風だし商品開発に成功した。これは、青森県が推進している「味感を育む『だし活事業』の一環として、「できるだし」シリーズの第 2 弾商品としての開発である。本学学生の栄養学の知識や若者らしい発想を大切にし、家庭での調理が減少傾向にある若い世代にも受け入れやすく、かつ簡単に使える商品に仕上げた。この商品が青森県民に幅広く活用されるために、開発商品を用いたメニューを考案しスーパー店頭での PR 活動や大学 HP でのレシピ紹介等も行った。【資料 A-1-5】

また、弘前市教育委員会学務健康課とタイアップして、弘前市学校給食メニューを開発し、市内の学校に栄養バランスの取れた学校給食を提供した。さらに、このメニューをレシピ化して家庭での実践の促進、及び児童生徒や保護者が自らの健康について考える意識改革の推進という目的で、弘前市学校給食関係者（栄養教諭等）と本学家政学科学生の協働によって、各月 1 種類ずつ、合計 12 種類の献立を完成させ、弘前市管内の給食センターを通して児童生徒へ提供した。児童生徒に年齢の近い本学学生が献立を考えることで、子どもたちに受け入れやすい献立になっており、さらに給食というものにより興味をもって食や健康について考えるきっかけになったと判断している。【資料 A-1-5】

なお、公開講座等も、本学をより一層市民に知って頂けるように計画されており、本学の教育研究に支障のない限り、大学の施設を開放している。

2)弘前市教育委員会との協定による「学校教育体験実習」の単位化と協働

平成 22 年度からスクールサポーターとして、弘前市内の小学校でのボランティア活動の成果を踏まえ、弘前市教育委員会と協定（平成 24 年 2 月 27 日締結【資料 A-1-6】）を結ぶことによって、平成 24 年度からは、前期 10 日間の「学校教育体験実習Ⅰ」（1 単位）、後期 10 日間の「学校教育体験実習Ⅱ」（1 単位）の授業科目【資料 A-1-7】として単位化された。これは小学校教職課程の教育実習（夏季）の前後に実施されることで、小学校教育実習（18 日間）を補完するものとなっており、教育実習を含めると 38 日間のインターンシップ的活動といえる。実際の教育現場に年間を通して関わりを持つことで、授業や授業以外の教育活動を長期的に体験・理解し、また教育実践力を高めると同時に協力校の教育活動活性化にも資することを目的としている。長期に及ぶ体験実習で、小学校の現場の在り様を理解できるため、採用後勤務校において即戦力として教育活動が開始できるようにも配慮されている。

3)学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアムでの共通授業

本学は、学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム（以下「コンソーシアム」）の一員として、地域社会との連携を図り、地域の活性化に寄与している。コンソーシアムは、学園都市としての弘前市を一層活性化すべく、市内の高等教育機関が叡智を結集し、教育・研究機能の強化を図りながら、その成果を地域社会に還元することによって、学園都市としての弘前市の存在感を促し、さらなる発展を目指すことを目的とするものである。具体的には、「地域の課題を理解し、地域の発展を考える」をテーマとした共通授業、市内6大学が合同で開催する合同シンポジウム(昨年度は「健康と子育て支援」がテーマとなった)、公開講座等の補助事業、学生地域活動支援事業などを行っている。本学もこのコンソーシアムの一員として、それぞれの事業に積極的に関与しており、社会との連携も強化されていると言える。【資料 A-1-8】

4)COC+参加校の活動

本学は、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」（平成27年度に文部科学省が公募）の参加校として、青森県内の他大学、自治体、企業等との連携を一層強め、地域が一体となって、青森県内における雇用創出や地元定着率 の向上を推進していく『オール青森で取り組む「地域創生人財」育成・定着事業』に取り組んでいる。

COC+の事業は大きく分けて、①青森県内での就職・起業支援の方策を考えるためのブロック会議（青森ブロック、弘前ブロック、八戸ブロック、むつブロックの4つに分かれる）と、②青森県の未来を担う人材を育成するための教育プログラムの開発（インターンシップ WG、女子学生キャリア支援 WG、起業実行 WG の3つのグループに分かれる）、そして③大学発の新産業による雇用創出プロジェクトの三つであるが、本学はこのうち①（弘前ブロック）と②（女子学生のキャリア支援 WG）の一員となり、COC+の目的である地域創生人財の育成と定着のために積極的に取り組んでいる。COC+事業は大学だけが参加するものではなく、県内の自治体や企業もそのメンバーとなり、産学官連携による地域活性化を目指すものである。COC+事業はまだ始まったばかりであるが、本学も事業の本格化に合わせてCOC+推進室を設置し、チームとしてこの事業に取り組んでいくことになる。【資料 A-1-9】【資料 A-1-10】

以上のように、地域の活性化のために、本学と社会の連携を推進する体制の整備は整っており、大学施設の開放、公開講座や出前講義、タイアップ事業などを通じて、大学が持っている物的・人的資源を活用している。また、本学は学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアムの構成大学であり、COC+参加校大学でもあり、高等教育機関並びに社会との協力関係は良好と判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】　地域資源活用研究センター規則
【資料 A-1-2】　平成24年度公開講座・出前講義等活動報告書
（地域資源活用研究センター）
【資料 A-1-3】　平成25年度公開講座・出前講義等活動報告書

（地域資源活用研究センター）
【資料 A-1-4】　大学平成 26 年度公開講座・出前講義等活動報告書
（地域資源活用研究センター）
【資料 A-1-5】　平成 27 年度公開講座・出前講義等活動報告書
（地域資源活用研究センター）
【資料 A-1-6】　弘前市教育委員会と東北女子大学との連携に関する協定書
【資料 A-1-7】　平成 28 年度授業計画(シラバス)「学校教育体験実習Ⅰ」(p.319)、「学校教育体験実習Ⅱ」(p.320)【資料 F-12】参照
【資料 A-1-8】　「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」規約
【資料 A-1-9】　地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)に係る連携・協力に関する協定書
【資料 A-1-10】　青森 COC+推進機構規約

(3)A－1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、地域資源活用研究センターを中心に、公開講座や出前講義、及びタイアップ事業等を通じて、地域の活性化のために展開してきた。今後も、より一層、短命県の返上も視野に入れた「食と健康」の普及活動を展開していく。

【基準 A の自己評価】

地域の活性化のために、地域資源活用研究センターを中心として、学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアムの構成大学として、また COC+参加校大学として、本学と社会の連携を推進する体制の整備は整っており、大学施設の開放、公開講座や出前講義、タイアップ事業などを通じて、大学が持っている物的・人的資源の活用を通して、高等教育機関並びに社会との協力関係は良好であると判断している。

Ⅴ．エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表F－1】	大学名・所在地等	
【表F－2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表F－3】	学部構成・研究科構成	
【表F－4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表F－5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表F－6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表F－7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F－8】	外部評価の実施概要	
【表2－1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表2－2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表2－3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	該当なし
【表2－4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表2－5】	授業科目の概要	
【表2－6】	成績評価基準	
【表2－7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表2－8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表2－9】	就職相談室等の利用状況	
【表2－10】	就職の状況（過去3年間）	
【表2－11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2－12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表2－13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2－14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2－15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表2－16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表2－17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表2－18】	校地、校舎等の面積	
【表2－19】	教員研究室の概要	
【表2－20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表2－21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表2－22】	その他の施設の概要	
【表2－23】	図書、資料の所蔵数	
【表2－24】	学生閲覧室等	
【表2－25】	情報センター等の状況	
【表2－26】	学生寮等の状況	
【表3－1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表3－2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表3－3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表3－4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表3－5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表3－6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表3－7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表3－8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	

【表 3－9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3－10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3－11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人柴田学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2017(平成 29)年度～2015(平成 27)年度東北女子大学	
【資料 F-3】	大学学則	
	平成 28･27 年度学生便覧（p. 8～34）、平成 26 年度学生便覧（p. 8～28）	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 29 年度版～平成 27 年度版学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 28 年度～平成 26 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28 年度事業計画書、柴田学園 5 ヵ年計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	ホームページ http://www.tojo.ac.jp/(所在地マップ) 東北女子大学（キャンパスマップ）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人柴田学園規則・諸規程目次、東北女子大学委員会規則集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿、理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算時等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 27 年度計算書類、平成 28 年度収支予算書、監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	平成 28 年度授業計画（シラバス）	

基準 1．使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1．使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	平成 28 年度学生便覧「4．建学の精神」(p. 6)	【資料 F-5】参照
【資料 1-1-2】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 1 章第 1 条 1 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照
【資料 1-1-3】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照
【資料 1-1-4】	平成 26 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照
【資料 1-1-5】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 4 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照

1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	平成 28 年度学生便覧「4. 建学の精神」(p. 6)	【資料 F-5】参照
【資料 1-2-2】	学生生活の手引き 2016(平成 28)年度「生活要項」(p. 10～11)	
【資料 1-2-3】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 11 条 2 項 3 項 5 項 7 項」(p. 10)	【資料 F-5】参照
【資料 1-2-4】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 11 条 2 項 9 項」(p. 10)	【資料 F-5】参照
【資料 1-2-5】	平成 29 年度学生募集要項（p. 1）	【資料 F-4】参照
【資料 1-2-6】	進路の状況（平成 28 年 3 月卒業生）	
【資料 1-2-7】	平成 19 年度「自己点検・評価報告書」(p. 1)、平成 22 年度「自己評価報告書・本編」(p. 1)、平成 25 年度「自己点検評価書」(p. 1)	
【資料 1-2-8】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 1 章総則第 1 条 1 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照
【資料 1-2-9】	平成 28・27 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照
【資料 1-2-10】	平成 26 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照
【資料 1-2-11】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 4 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照
【資料 1-2-12】	進路の状況（平成 28 年 3 月卒業生）	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 1-2-13】	2017(平成 29)年度大学案内	【資料 F-2】参照
【資料 1-2-14】	平成 29 年度学生募集要項	【資料 F-4】参照
【資料 1-2-15】	管理栄養士養成課程設立趣旨	
【資料 1-2-16】	柴田学園評議員会議事録抜粋	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	柴田学園評議員会議事録抜粋	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 1-3-2】	平成 28 年度学生便覧	【資料 F-5】参照
【資料 1-3-3】	『ここに人ありき　柴田やす伝』(船水　清著)	
【資料 1-3-4】	柴田学園報「にわうるし」(年 2 回発行)	
【資料 1-3-5】	2017(平成 29)年度大学案内（p. 6, p. 14）	【資料 F-2】参照
【資料 1-3-6】	平成 29 年度学生募集要項	【資料 F-4】参照
【資料 1-3-7】	ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/	【資料 F-8】参照
【資料 1-3-8】	柴田学園評議員会議事録抜粋	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 1-3-9】	管理栄養士養成課程設立趣旨	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 1-3-10】	平成 28 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」	【資料 F-5】参照
【資料 1-3-11】	平成 27 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」	【資料 F-5】参照
【資料 1-3-12】	平成 26 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」	【資料 F-5】参照
【資料 1-3-13】	平成 28 年度東北女子大学学務分掌	
【資料 1-3-14】	東北女子大学委員会規則集	【資料 F-9】参照
【資料 1-3-15】	東北女子大学大学運営会議規則	
【資料 1-3-16】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 10 章」(p. 14)	【資料 F-5】参照
【資料 1-3-17】	教授会運営規則	
【資料 1-3-18】	学務委員会規則	
【資料 1-3-19】	平成 28 年度学務課業務分掌	
【資料 1-3-20】	学生委員会規則	
【資料 1-3-21】	平成 28 年度学生課業務分掌	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2015(平成 27)年度大学案内	【資料 F-2】参照
【資料 2-1-2】	2016(平成 28)年度大学案内	【資料 F-2】参照
【資料 2-1-3】	2017(平成 29)年度大学案内	【資料 F-2】参照
【資料 2-1-4】	平成 27・28・29 年度学生募集要項	【資料 F-4】参照
【資料 2-1-5】	ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/	【資料 F-8】参照
【資料 2-1-6】	2017(平成 29)年度大学案内（p. 4～5)	【資料 F-2】参照
【資料 2-1-7】	平成 29 年度学生募集要項	【資料 F-4】参照
【資料 2-1-8】	2017(平成 29)年度大学案内（p. 4～5)	【資料 F-2】参照
【資料 2-1-9】	平成 29 年度学生募集要項	【資料 F-4】参照
【資料 2-1-10】	入学試験問題綴	
【資料 2-1-11】	入試委員会規則	
【資料 2-1-12】	入試委員会議事録	
【資料 2-1-13】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間)	【表 2-1】参照
【資料 2-1-14】	入試委員会議事録	【資料 2-1-12】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	平成 28 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-2】	平成 27 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-3】	平成 26 年度学生便覧の扉のページ「3 つのポリシー」	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-4】	平成 29 年度学生募集要項	【資料 F-4】参照
【資料 2-2-5】	2017(平成 29)年度大学案内（p. 6, p. 14)	【資料 F-2】参照
【資料 2-2-6】	ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/	【資料 F-8】参照
【資料 2-2-7】	平成 26 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-8】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-9】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 4 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-10】	平成 27 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 4 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-11】	平成 28 年度学生便覧「履修内規 第 2 条 1～5 項」(p. 39～40)	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-12】	学生生活の手引き 2016(平成 28)年度「学務課」(p. 2)	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 2-2-13】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 5 章」(p. 9～11)	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-14】	平成 28 年度学生便覧「教育課程表・健康栄養学科」(p. 20～22)	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-15】	平成 26 年度学生便覧「教育課程表･家政学科」(p. 18, 19～21)	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-16】	平成 28 年度学生便覧「教育課程表･児童学科」(p. 23～26)	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-17】	平成 26 年度学生便覧「教育課程表･児童学科」(p. 18, 22～24)	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-18】	平成 28 年度入学生「健康栄養学科」開講科目表	
【資料 2-2-19】	平成 26 年度入学生「家政学科」開講科目表	
【資料 2-2-20】	平成 28 年度入学生「児童学科」開講科目表	
【資料 2-2-21】	平成 26 年度入学生「児童学科」開講科目表	
【資料 2-2-22】	平成 28 年度授業計画（シラバス)「共通授業」(p. 165)、「教職の理解」(p. 246)、「学校教育体験実習Ⅰ」(p. 319)、「学校教育体験実習Ⅱ」(p. 320)	【資料 F-12】参照
【資料 2-2-23】	「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」規約	
【資料 2-2-24】	平成 28 年度授業計画（シラバス)「共通授業」(p. 3)、「教職の理解」(p. 82)	【資料 F-12】参照

【資料 2-2-25】	東北女子大学ポートフォリオ	
【資料 2-2-26】	平成 28 年度前期学事予定・平成 27 年度後期学事予定	
【資料 2-2-27】	学生による授業評価アンケート集計結果表（科目別）	
【資料 2-2-28】	「『授業改善』のための調査」報告書（平成 27 年度）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	学生生活の手引き 2016(平成 28)年度「学務課」(p. 2)	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 2-3-2】	教職員協働による学生支援規則	
【資料 2-3-3】	平成 28 年度東北女子大学学務分掌	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 2-3-4】	学生生活の手引き 2016(平成 28)年度（p. 11）	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 2-3-5】	東北女子大学学生相談室規則	
【資料 2-3-6】	学生生活の手引き 2016(平成 28)年度「オフィスアワー」(p. 11)	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 2-3-7】	平成 28 年度オフィスアワー一覧	
【資料 2-3-8】	平成 27 年度オフィスアワー利用状況調査	
【資料 2-3-9】	学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度）(Q33. オフィスアワーについて)	
【資料 2-3-10】	助手の配置一覧（平成 28 年度前期・平成 27 年度後期）	
【資料 2-3-11】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	【表 2-4】参照
【資料 2-3-12】	学務委員会議事録（学籍異動：退学者）	
【資料 2-3-13】	「『授業改善』のための調査」報告書（平成 27 年度）	【資料 2-2-28】と同じ
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 4 章、第 5 章、第 6 章」(p. 9～11)	【資料 F-5】参照
【資料 2-4-2】	平成 28 年度学生便覧「履修規程 第 3 条」(p. 38)	【資料 F-5】参照
【資料 2-4-3】	平成 28 年度学生便覧「履修内規 第 16 条」(p. 43)	【資料 F-5】参照
【資料 2-4-4】	学務委員会議事録（卒業認定等）	
【資料 2-4-5】	教職課程委員会議事録（幼・小・中高・栄教）	
【資料 2-4-6】	栄養士課程委員会議事録	
【資料 2-4-7】	保育士課程委員会議事録	
【資料 2-4-8】	各課程の資格認定審査基準	
【資料 2-4-9】	卒業判定教授会議事録	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	2017(平成 29)年度大学案内（p. 22～25）	【資料 F-2】参照
【資料 2-5-2】	2017(平成 29)年度大学案内（p. 22～24）	【資料 F-2】参照
【資料 2-5-3】	就職の手引き～2015～	
【資料 2-5-4】	企業向け学生紹介パンフレット	
【資料 2-5-5】	平成 28 年度前期受験対策講座（教職）	
【資料 2-5-6】	平成 27 年度管理栄養士国家試験対策（必勝講座）	
【資料 2-5-7】	各種就職試験合格者体験発表会冊子	
【資料 2-5-8】	就職試験受験届	
【資料 2-5-9】	後輩の皆さんへ	
【資料 2-5-10】	就職情報掲示物	
【資料 2-5-11】	平成 28 年度授業計画（シラバス）「学校教育体験実習Ⅰ」(p. 319)、「学校教育体験実習Ⅱ」(p. 320)	【資料 F-12】参照
【資料 2-5-12】	進路の状況（過去 5 年分）	
【資料 2-5-13】	全国大学就職率のまとめ、雑誌等の掲載に関する資料	
【資料 2-5-14】	関東圏教育委員会訪問計画及びネットワークに関する資料	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p. 8)	【資料 F-5】参照

【資料 2-6-2】	平成 26 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 3 項」(p.8)	【資料 F-5】参照
【資料 2-6-3】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 2 章第 4 条 4 項」(p.8)	【資料 F-5】参照
【資料 2-6-4】	進路の状況（平成 28 年 3 月卒業生）	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 2-6-5】	学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度）	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 2-6-6】	「『授業改善』のための調査」報告書（平成 27 年度）	【資料 2-2-28】と同じ
【資料 2-6-7】	授業評価アンケート実施報告	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	教職員協働による学生支援規則	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 2-7-2】	学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度）	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 2-7-3】	学生生活の手引き 2016(平成 28)年度（p.11）	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 2-7-4】	㈱レオパレス 21 防犯セミナーリーフレット	
【資料 2-7-5】	編入生の単位認定	
【資料 2-7-6】	教授会資料（H27.9）奨学生の状況	
【資料 2-7-7】	学年ごとの寮生数	
【資料 2-7-8】	学生の課外活動への支援状況	【表 2-14】参照
【資料 2-7-9】	神無月祭（学園祭）テーマ及び来場者数	
【資料 2-7-10】	平成 28 年度学生課業務分掌	【資料 1-3-21】と同じ
【資料 2-7-11】	健康診断報告書（受診率）	
【資料 2-7-12】	保健室年間利用状況	【表 2-12】参照
【資料 2-7-13】	学生相談室利用状況	【表 2-12】参照
【資料 2-7-14】	学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度）	【資料 2-3-9】と同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	専任教員数	【表 F-6】参照
【資料 2-8-2】	教職課程の教員数	
【資料 2-8-3】	管理栄養士養成課程の教員数	
【資料 2-8-4】	栄養士養成課程の教員数	
【資料 2-8-5】	保育士養成課程の教員数	
【資料 2-8-6】	専任教員年齢別構成	【表 2-15】参照
【資料 2-8-7】	人事委員会議事録	
【資料 2-8-8】	教員選考規程	
【資料 2-8-9】	教員資格の審査基準に関する内規	
【資料 2-8-10】	柴田学園 研究費支給規程	
【資料 2-8-11】	平成 27 年度研究・教育活動計画の実施結果報告書、平成 28 年度教育職員の研究・教育活動計画書及び平成 28 年 5 月 1 日現在の教育研究業績書	
【資料 2-8-12】	平成 27 年～28 年度の出張の復命事項綴り	
【資料 2-8-13】	学生による授業評価アンケート集計結果表（科目別）	【資料 2-2-27】と同じ
【資料 2-8-14】	「『授業改善』のための調査」報告書（平成 27 年度）	【資料 2-2-28】と同じ
【資料 2-8-15】	「『授業改善』のための調査」（教員用）	
【資料 2-8-16】	FD 委員会活動報告	
【資料 2-8-17】	学務委員会規則	【資料 1-3-18】と同じ
【資料 2-8-18】	学科会議規則	
【資料 2-8-19】	カリキュラム委員会規則	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	学生生活の手引き 2016(平成 28)年度（p.1）	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 2-9-2】	学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度）	【資料 2-3-9】と同じ

【資料 2-9-3】	三菱エレベーターリモートメンテナンス契約書、自動扉開閉装置保守管理業務契約書（ナブコシステム㈱）	
【資料 2-9-4】	平成 28 年度専任教員の教科担当表、平成 27 年度後期時間割、平成 28 年度前期時間割	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人柴田学園寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 3-1-2】	柴田学園職員就業規則	
【資料 3-1-3】	個人情報保護規程	
【資料 3-1-4】	ハラスメント防止に関する規程	
【資料 3-1-5】	公益通報規程	
【資料 3-1-6】	東北女子大学危機管理規則	
【資料 3-1-7】	危機管理基本マニュアル	
【資料 3-1-8】	緊急連絡網	
【資料 3-1-9】	ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/	【資料 F-8】参照
【資料 3-1-10】	柴田学園報「にわうるし」（年 2 回発行）	【資料 1-3-4】と同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人柴田学園寄附行為	【資料 F-1】参照
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 10 章第 39 条」（p. 14）	【資料 F-5】参照
【資料 3-3-2】	教授会運営規則	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 3-3-3】	委員会規則集	【資料 F-9】参照
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人柴田学園寄附行為	【資料 F-1】参照
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	組織規程	
【資料 3-5-2】	事務組織規程	
【資料 3-5-3】	事務分掌規程	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	物品供給契約書	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	柴田学園経理規程	
【資料 3-7-2】	柴田学園資金運用規程	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1　自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	自己点検・自己評価委員会規則	
【資料 4-1-2】	平成 28 年度学生便覧「学則 第 1 条 2 項」（p. 8）	【資料 F-5】参照
【資料 4-1-3】	平成 28 年度自己点検評価手順マニュアル	
【資料 4-1-4】	平成 19 年度「自己点検・評価報告書」	【資料 1-2-7】と同じ

【資料 4-1-5】	平成 22 年度「自己評価報告書･本編」	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 4-1-6】	平成 25 年度「自己点検評価書」	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 4-1-7】	ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/	【資料 F-8】参照
4-2　自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 28 年度学生便覧	【資料 F-5】参照
【資料 4-2-2】	平成 28 年度授業計画（シラバス）	【資料 F-12】参照
【資料 4-2-3】	2017(平成 29)年度大学案内	【資料 F-2】参照
【資料 4-2-4】	ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/	【資料 F-8】参照
【資料 4-2-5】	地域資源活用研究センター（公開講座・出前講義案内）	
【資料 4-2-6】	柴田学園報「にわうるし」（年 2 回発行）	【資料 1-3-4】と同じ
【資料 4-2-7】	「『授業改善』のための調査」報告書（平成 27 年度）	【資料 2-2-28】と同じ
【資料 4-2-8】	学生生活に関する実態調査報告書（平成 27 年度）	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 4-2-9】	平成 28 年度東北女子大学学務分掌	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 4-2-10】	ホームページ　http://www.tojo.ac.jp/	【資料 F-8】参照
【資料 4-2-11】	柴田学園報「にわうるし」（年 2 回発行）	【資料 1-3-4】と同じ
4-3　自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 28 年度自己点検評価手順マニュアル	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-3-2】	東北女子大学ポートフォリオ	【資料 2-2-25】と同じ
【資料 4-3-3】	平成 28 年度教育職員の研究・教育活動計画書	【資料 2-8-11】と同じ
【資料 4-3-4】	平成 27 年度研究・教育活動計画の実施結果報告書	【資料 2-8-11】と同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	地域資源活用研究センター規則	
【資料 A-1-2】	平成 24 年度公開講座・出前講義等活動報告書（地域資源活用研究センター）	
【資料 A-1-3】	平成 25 年度公開講座・出前講義等活動報告書（地域資源活用研究センター）	
【資料 A-1-4】	平成 26 年度公開講座・出前講義等活動報告書（地域資源活用研究センター）	
【資料 A-1-5】	平成 27 年度公開講座・出前講義等活動報告書（地域資源活用研究センター）	
【資料 A-1-6】	弘前市教育委員会と東北女子大学との連携に関する協定書	
【資料 A-1-7】	平成 28 年度授業計画（シラバス）「学校教育体験実習Ⅰ」(p.319)、「学校教育体験実習Ⅱ」(p.320)	【資料 F-12】参照
【資料 A-1-8】	「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」規約	【資料 2-2-23】と同じ
【資料 A-1-9】	地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）に係る連携・協力に関する協定書	
【資料 A-1-10】	青森 COC+推進機構規約	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。